

K-727

国指定史跡 西沼田遺跡整備事業報告書



平成21年3月

天童市教育委員会

国指定史跡西沼田遺跡整備事業報告書

平成 21 年 3 月

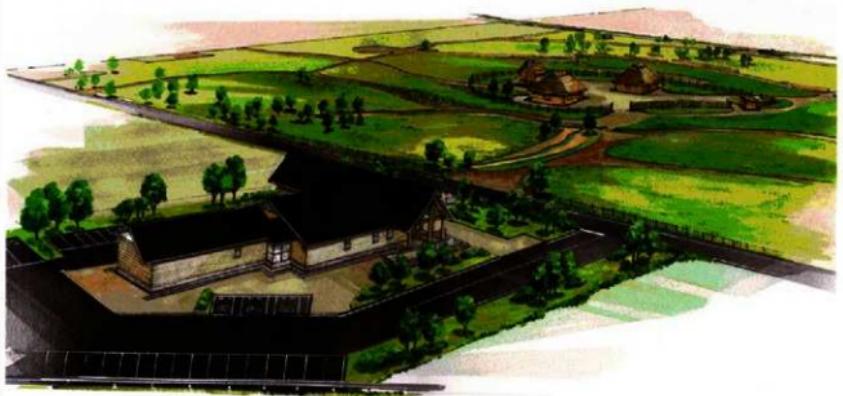
天童市教育委員会



西沼田遺跡公園



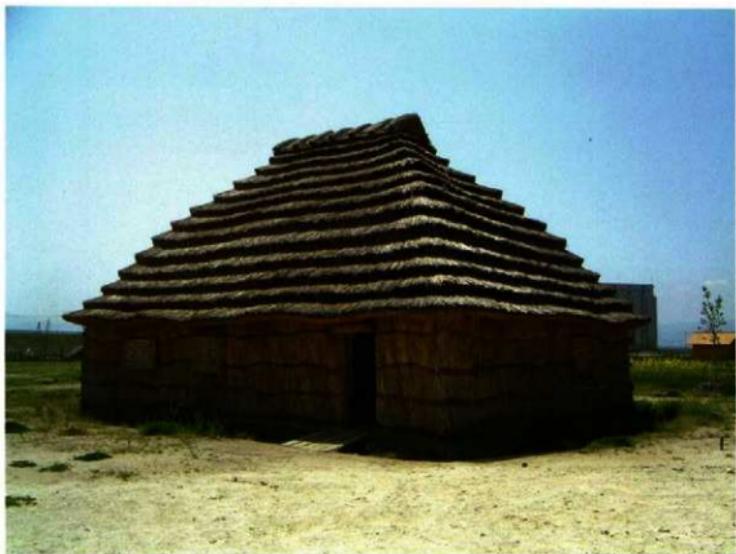
西沼田遺跡公園（夕暮れ）



西沼田遺跡公園全体図



西沼田遺跡公園ガイダンス施設全体図



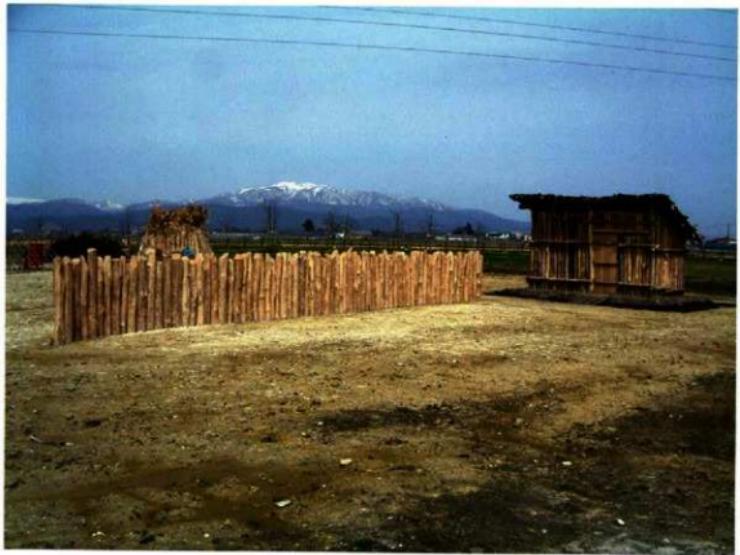
復元建物（主屋）



復元建物（副屋）



復元建物（倉）



復元建物（作業小屋・木柵）



河川



湿地





ガイダンス施設



展示室（北より）



展示室（くらしの成り立ち「住」）



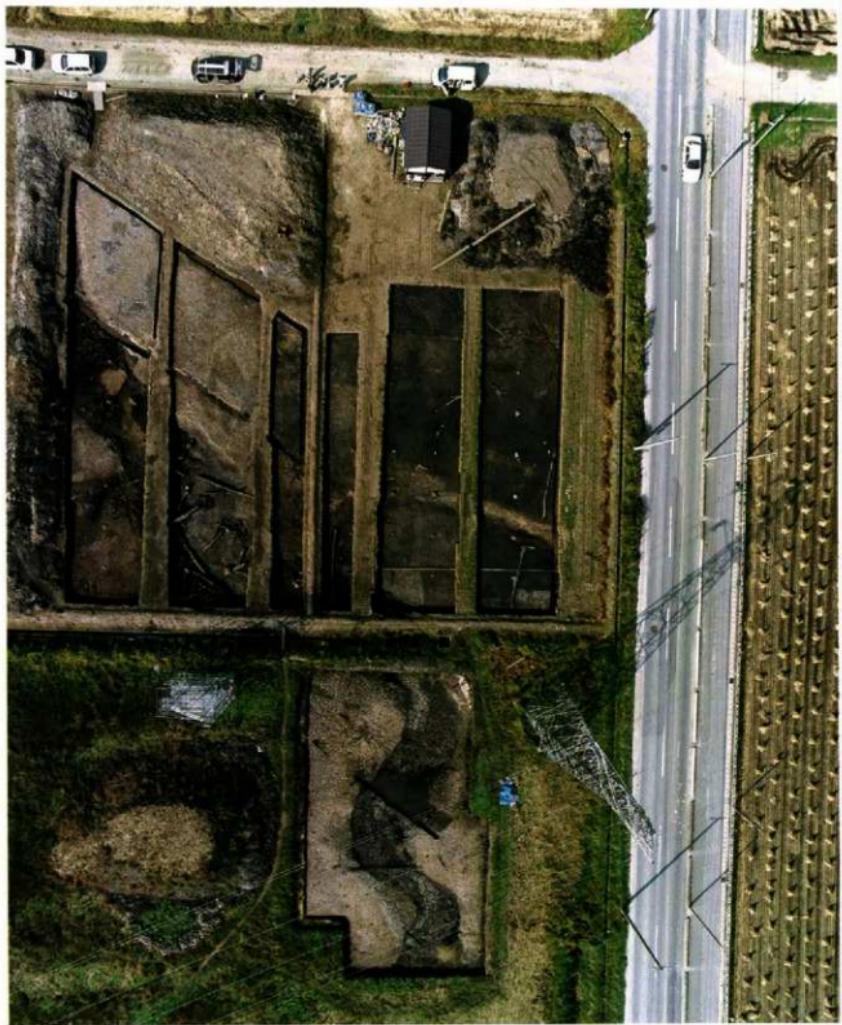
展示室（くらしの成り立ち「食」）



展示室（くらしの成り立ち「衣」）



展示室（南より）



平成 12 年河川跡・井堰跡・溝跡・畦畔状遺構出土状況



平成 12 年度井堀跡出土状況



井堰跡出土木製品（織機関連木製品）



井堰跡出土木製品（鉢）



平成 12 年度河川跡出土状況



平成 12 年度 S B 14・15 出土状況



平成 12 年度 S B 14・15 発掘作業風景



土器出土状況



一本鎌出土状況



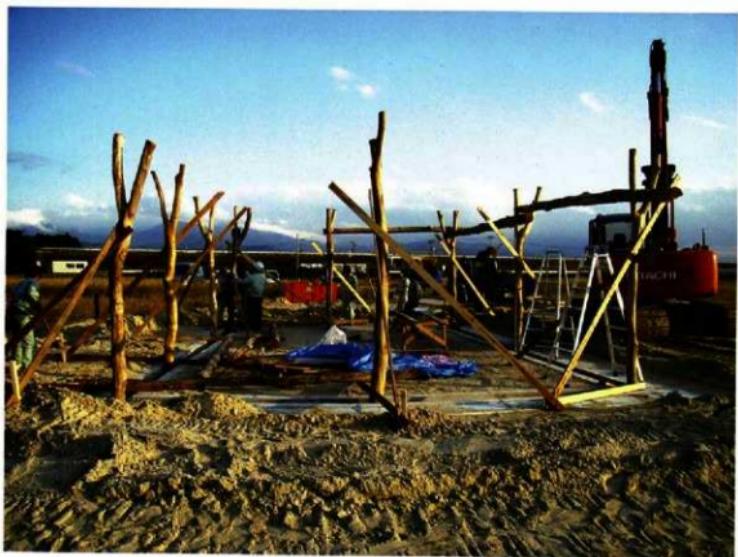
堅杵出土状況（1）



堅杵出土状況（2）



主屋復元風景（柱材加工）



主屋復元風景（建て方）



主屋復元風景（軸組・垂木完成）



主屋復元風景（茅葺）



西沼田遺跡公園（春）



西沼田遺跡公園（夏）



西沼田遺跡公園（秋）



西沼田遺跡公園（冬）

序

西沼田遺跡は、昭和 60 年度県営圃場整備事業にかかることから発掘調査が行われ、6 世紀を中心とする古墳時代後期の農村集落遺跡であることが確認されました。

遺跡からは、大量の建築部材や木製品等が当時の姿のままに発見され、集落全体の住居や倉庫等の建物復元をとおして、東北地方の農村集落の形態や生活様式を総合的に知ることのできる貴重な遺跡として、昭和 62 年 1 月 26 日に国史跡として指定を受けました。翌昭和 62 年には、指定地約 33,000 m²について公有化を行い、遺跡の保存に努めてきました。平成 9 年度からは、西沼田遺跡の整備に向けて本格的に指定地内の発掘調査が再開され、平成 16 年度までの調査により、平地式建物 14 棟、高床式倉庫 2 棟と木柵の一部、集落の東側を巡る河川の存在などが明らかになりました。特に、平成 11 年度から平成 13 年度にわたり行われた発掘調査では、水田に伴う畦畔状遺構、溝、井堰などの生産活動に関わる貴重な遺構・遺物が確認され、指定地の北側約 12,000 m²について、平成 15 年 8 月 27 日付けで追加指定を受けています。

西沼田遺跡の整備は、平成 14 年度に文化庁の記念物保存修理事業費を受けて開始され、平成 15 年度からは、史跡等総合整備活用推進事業に切り替えて平成 19 年度までの 5 年間にわたり行われました。整備は、西沼田遺跡を将来に向けて保存するとともに、遺跡を訪れた来訪者が歴史を感じ親しめるものとすること。また、古代の農村集落遺跡であることを活かし、農業をテーマにした活用と市内の農業活動を関連付け、地域の活性化を目指すことを目的として進められてきました。その結果、農業を中心とした特色ある史跡公園となったことに大変喜びを感じております。これも一重に、文化庁や山形県教育委員会の御支援の賜物であり、仲野浩先生をはじめとする西沼田遺跡整備検討委員会の先生方、さらに山形大学、東北芸術工科大学などの多くの機関や職員の皆様の御協力のお蔭と深く感謝いたしております。

西沼田遺跡は平成 20 年 5 月 24 日に遺跡公園としてオープンを迎え、その管理運営には、遺跡の所在する蔵増地区の住民が中心となって設立した、N P O 法人西沼田サポートーズ・ネットワークが指定管理者としてあたることとなりました。国指定史跡の管理運営を指定管理者に、しかも N P O 法人にお願いすることは全国的に見ても珍しいことではありますが、遺跡を愛する強い気持ちですばらしい遺跡公園にしていくてくれることを確信しております。最後になりましたが、今後ともなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ序といたします。

平成 20 年 3 月

天童市教育委員会
教育長 水戸部 知之

例　　言

1 本書は、平成 14 年度から平成 19 年度までの 5 年間にわたり実施した西沼田遺跡整備事業の整備事業報告書である。

2 西沼田遺跡関係の概報・報告書は次のとおりである。

[山形県教育委員会発行]

- ・ 山形県埋蔵文化財報告書第 101 集 西沼田遺跡発掘調査報告書 1986

[天童市教育委員会発行]

- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 10 集 西沼田遺跡発掘調査概報 1995
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 12 集 西沼田遺跡関連発掘調査報告書 1996
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 20 集 西沼田遺跡－第 I 次発掘調査概報－1998
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 21 集 西沼田遺跡－第 II 次発掘調査概報－1999
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 23 集 西沼田遺跡－第 III 次発掘調査概報－2000
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 24 集 西沼田遺跡－周辺発掘調査概報－2000
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 26 集 西沼田遺跡－第 IV 次発掘調査概報－2001
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 27 集 西沼田遺跡－第 V 次発掘調査概報－2002
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 28 集 西沼田遺跡－周辺発掘調査報告書－2002
- ・ 古墳時代のムラと生活－西沼田遺跡調査概要－2003
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 29 集 西沼田遺跡－第 I 次発掘調査報告－2003
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 30 集 西沼田遺跡－第 VI 次発掘調査概報－2004
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 31 集 西沼田遺跡－第 VII 次発掘調査概報－2005
- ・ 天童市埋蔵文化財調査報告書第 32 集 西沼田遺跡－第 II 次発掘調査報告－2006

3 整備事業は、天童市教育委員会が主体となり文化庁の下記事業を導入し行っている。

- ・ 記念物保存修理事業（平成 14 年度）

- ・ 史跡等総合整備活用推進事業（平成 15 年度～平成 19 年度）

4 遺跡名・遺跡略号・所在地・指定面積・整備面積は下記のとおりである。

- ・ 遺跡名 西沼田遺跡

- ・ 所在地 山形県天童市大字矢野目 3295 番ほか

- ・ 遺跡番号 山形県遺跡番号 344 (天童市遺跡番号 114)

- ・ 指定面積 昭和 60 年 1 月 26 日指定 32,980 m²

平成 15 年 8 月 27 日追加指定 11,999 m²

- ・ 整備面積 48,834 m²

5 西沼田遺跡整備の整備では、昭和 63 年 9 月に西沼田遺跡整備懇談会を設置。平成 5 年には懇談会の名称を西沼田遺跡整備検討委員会と改め、整備全般にわたって指導・

助言を受けながら実施している。

6 本書の執筆は、岡崎友美が執筆した。ただし、第4章第2節及び本文中に使用した図版の作成については、有限会社ウッドサークルに業務委託を行っている。

7 本整備事業の事業体制は以下のとおりである。

平成14年度

総括 酒井順一（教育長）、植松憲一（社会教育課長）

整備担当 高橋秀司（社会教育課課長補佐兼文化係長）、押野一貴（同主事）

平成15年度

総括 酒井順一（教育長）、岡田吉春（文化振興課長）

整備担当 高橋秀司（文化振興課課長補佐兼文化財係長）、岡崎友美（同主事）

平成16年度～平成17年度

総括 酒井順一（教育長）、今川文俊（文化振興課長）

整備担当 長谷川義昭（文化振興課課長補佐兼文化財係長）、押野一貴（同主査）、
岡崎友美（同主事）

平成18年度、平成19年度

総括 酒井順一（教育長）、今川文俊（文化振興課長）

整備担当 長谷川義昭（文化振興課課長補佐兼文化財係長）、押野一貴（同主査）、
岡崎友美（同主任）

8 発掘調査から刊行に至るまで、文化庁、山形県教育庁文化遺産課、（財）山形県埋蔵文化財センター、三郷堰土地改良区、西沼田遺跡整備検討委員会、山形大学、東北芸術工科大学、NPO法人西沼田サポートーズ・ネットワーク、仙台市教育委員会等の諸機関から御指導、御協力をいただいた。記して謝意を表する。

9 本文中で使用した土層の色調の記載には、1996年版農林水産省水産技術会議事務局監修の『新版標準土色帖』によった。

目 次

卷頭写真

序文

例言

目次

第1章 遺跡の概要

第1節 遺跡の位置と環境

1 地理的環境.....	1
2 歴史的環境.....	4
3 周辺の概況.....	8

第2節 発掘調査の概要

1 遺跡の発見と調査の経過.....	10
2 遺構・遺物の概要	
(1) 建物跡.....	15
(2) 木柵.....	19
(3) 河川跡.....	20
(4) 生産に関連する遺構.....	22
(5) 周辺環境.....	26

第3節 遺跡保存に向けての経緯

1 指定に至る経緯.....	28
2 指定の内容.....	28
3 公有化の経過.....	29

第2章 整備基本計画

第1節 整備検討委員会の設置.....

.....	32
-------	----

第2節 組織及び検討経過

1 整備検討委員会の組織.....	32
2 整備検討委員会の設置要綱.....	33
3 整備検討委員会の内容.....	34

第3節 整備基本計画の策定

1 整備の視点.....	36
2 整備の方針.....	36
3 全体計画.....	37

第3章 整備事業

第1節 整備事業の概要

1 全体の概要.....	42
--------------	----

2 整備事業の経過	42
第4章 整備工事	
第1節 遺構保存	
1 地下水位観測	45
2 遺構保護盛土	45
第2節 集落の復元	
1 集落の構成	48
2 集落の復元	
(1) 平地式建物の基本構造	49
(2) 11号建物（主屋）の復元	51
(3) 10号建物（副屋）の復元	57
(4) 高床式建物の基本構造	61
(5) 7号建物（倉）の復元	62
(6) 15号建物（作業小屋）の復元	65
(7) 木柵の復元	67
第3節 自然環境の復元	
1 地形復元	75
2 河川の復元	77
3 植栽の整備	79
第4節 水田の復元	
1 井堰の復元	83
2 水田の復元	86
第5節 管理・活用に関する施設	
1 園路・広場	88
2 案内施設	89
3 道路案内板	91
4 便益施設	92
5 その他の施設	94
6 ガイダンス施設	95
第5章 管理・活用	
第1節 管理運営	
1 西沼田遺跡公園の管理運営に向けた取り組み	111
2 指定管理者による管理運営	113
第2節 指定管理者による活動報告	119

第1章 遺跡の概要

第1節 遺跡の立地と環境

1 地理的環境

西沼田遺跡は、北緯 $38^{\circ} 21'$ 、東經 $140^{\circ} 20'$ 、標高は約90mを測り、山形県天童市大字矢野目字西沼田地内に所在する。

遺跡の所在する天童市は、山形県のほぼ中心部に位置し、総面積 113.01 km^2 と、県内13市の中では最小の市となっている。

市の南西には、市域に沿って最上川が北流している。東には奥羽山脈が連なり、そのため、東側一帯は奥羽山脈に含まれる山岳地帯となっている。また、市の北側には乱川、南側には立谷川が流れ、それぞれ市の境界をなしている。

乱川、立谷川は、ともに水源を奥羽山脈に発して、最上川に流れ込んでおり、増水時の土砂の流出等によって、それぞれ扇状地を形成している。

乱川によって形成された乱川扇状地は、複数の支流との複合扇状地であり、半径は約11kmに達し、市域の南半分を占めている。立谷川によって形成された立谷川扇状地も、高瀬川との複合扇状地であり、市域の北半分を占めている。また、天童市の西方を流れる最上川の右岸には、氾濫原によって形成された、幅1km程の帶状の微高地が続いているため、立谷川、乱川の両扇状地に囲まれた、天童市西城平野部の三角形状の地域には、河川の氾濫と堆積を繰り返して形成された天童低地と呼ばれる後背湿地が広がっている。

西沼田遺跡は、この天童低地の中の微高地上に立地している。

遺跡の周辺には、ほかにも、遺跡の東側を流れる倉津川や、南東から北西方向にかけて流れの確認されている旧前田川によって自然堤防状の微高地が形成されており、遺跡を含む周辺一帯は、平坦ながらも南東から北西へ向けて緩やかに傾斜する地形となっている。

地質については、西沼田遺跡周辺の土壤は黒泥土壌が主体であり、現在も広範囲に水田耕作の土地利用が図られている。地層は、シルト及び粘土の土質によって形成されているが、その基盤は、乱川等によって供給された扇状地堆積物（第四期更新世から完新世）である。礫及び砂の層から成り立っているものと考えられる。

西沼田遺跡のほかにも、乱川扇状地扇端部の湧水帯付近や、遺跡周辺の微高地には、縄文時代から中世にかけての遺跡が数多く分布している。

のことからも、比較的乾燥した微高地と、周りに広がる湿潤な低地は、水稻農耕の発達と、その後に続く集落の人々の生活を支える上で、非常に適した環境であったといえるだろう。



西沼田遺跡位置図 (S= 1 : 50,000)



最上川



航空写真（北より）

2 歴史的環境

西沼田遺跡の周辺では、近年、東北中央自動車道相馬・尾花沢線の建設に伴い、県埋蔵文化財センターによって発掘調査が実施され、各時代の様相について明らかになりつつある。ここでは、これまでに調査が実施された遺跡を中心に西沼田遺跡周辺の遺跡について概観しておきたい。

天童市内において、旧石器時代の遺跡はまだ確認されていないが、縄文時代前期の遺跡として、上荒谷(2)、柏木(3)、地図外であるが、かくまくぼ遺跡等が確認されている。

上荒谷遺跡は、立谷川扇状地の扇頂部に位置し、出土した土器片や、石鏸、土偶などから縄文時代前期初頭の遺跡と考えられる。ここで出土した土偶は高さ 7.5 cm で、頭部と両腕を胴体部に含めた素朴なもので、県内最古の土偶の一つである。

中期から後期前半にかけては、伝覚平(4)、上貫津(5)のように山麓の湧水地または小河川の付近や、清池(6)、中里B(7)のように扇状地の湧水地に多くの分布が見られる。平成 10 年度に県埋蔵文化財センターが発掘調査を実施している板橋 1 遺跡(8)においては、中期前葉の大木 7 a 式と後期中葉の土器の 2 つの時期の遺物が出土し、県内での出土例が非常に少ないとから、貴重な調査例として注目されるところである。

後期後半から晩期にかけては遺跡数が増加し、高木石田(9)、白山堂(10)、毘沙門寺(11)、綿掛 B(12) 等、扇状地扇端部の湧水帯や後背湿地上の微高地に遺跡の分布がみられるようになる。西沼田遺跡周辺の矢野目地区では、遺跡の南に位置する矢口遺跡(13)から、堅穴住居跡と土器や石器等が、西側の願正塙遺跡(14)からも少量ではあるが縄文土器等が出土している。

また、立谷川扇状地の扇央部側縁に位置する宮田遺跡(15)からは、多くの土器や石鏸、石錐、石匙、回石、土製品が出土している。

後期後半から晩期、弥生時代にかけての遺跡は乱川扇状地の扇端部付近である成生地区的微高地に多く、地蔵池 A(16)、金谷(17)、熊野堂前(18)、瓜小屋(19)等が挙げられる。なかでも地蔵池 A 遺跡からは、炉と思われる集石遺構を伴った住居跡の一部が検出されたほか、やや離れた地点より埋甕の遺構も検出されている。

また、立谷川扇状地の前縁部に位置する砂子田遺跡(20)からも、縄文時代後期の集落跡が検出され、その西側から、埋甕と思われる深鉢が大量に出土している。

古墳時代の遺跡は、扇状地の扇端部から天童低地まで、最上川の氾濫原の東端に沿って遺跡が広く分布している。

古墳時代前期の遺跡としては、塙野目 A(21)、高木原口(22)、板橋 2(23)、中期では同じく板橋 2、的場(24)、藏増押切(25)、後期では西沼田(1)、願正塙、鍋田(26)等が挙げられる。

なお、板橋 1・2、的場、藏増押切、砂子田遺跡は、県埋蔵文化財センターにより、東北中央自動車道相馬・尾花沢線の建設事業に伴って発掘調査された遺跡である。

板橋2遺跡からは、第2次調査において、西沼田遺跡よりも古い古墳時代前期塩釜式の土師器が堅穴住居跡より出土し、また第3次調査においては、古墳時代中期南小泉式の土師器が炉跡を伴った堅穴住居跡より出土している。

的場遺跡からも、同じく古墳時代中期の土師器が炉跡を持つ堅穴住居跡から出土しているが、板橋2遺跡より時代は新しいようである。

藏増押切遺跡では、古墳時代中期の堅穴住居跡が河川跡を挟んで帯状にのびている様子をみることができる。

古墳に関しては、原形をとどめているものはほとんどなく、高擣地区の上遠矢塚古墳(27)がわずかに墳丘の面影を残している。

この古墳の西側には、下遠矢塚古墳(28)があったといわれているが、明治35年の高擣小学校建設の際に、土砂として利用され失われてしまった。

ほかに、遠矢塚古墳の南、清池八幡神社の近くにも火矢塚1号(29)、2号(30)が並んでいたといわれているが、昭和27年頃の圃場整備により崩壊し、明治初年の地籍図にその存在を確認するのみとなっている。1号墳からは、割竹形木棺が出土したといわれているが定かではない。

上遠矢塚古墳は、昭和50年から51年にかけて天童市史編さん室によって発掘調査が行われているが、その結果、径24m前後の円墳で、外周には幅5m前後、深さ0.5mから1.2mほどの周濠が巡っていたこと、墳丘の崩れを防ぐため版築で土を盛り固めた後、墳丘の下部と上部の墳頂を囲むように幅約1mの礫石帶が葺石状に張り付けられていたことが明らかになった。

ただ、明治12年の県道改修の際に行われた発掘調査で出土した、甲冑、刀剣、頭蓋骨、歯骨、甕等の遺物は、現在全く所在不明であり、当事の村役人から天童警察分署へ提出された書類の中にみえるのみである。

古墳時代も晩期にさしかかると、鎌田や高木原口、順正塚遺跡など、低湿地への進出が進むほか、山麓や河川の谷奥部に至るまで遺跡の分布がみられるようになる。

古墳の形態も、八幡山古墳(31)や成生古墳群(32)にみられるような群集墳がつくられはじめる。

奈良時代にはいると、律令体制の整備に伴い、条里制が施行されるが、天童市内においても8世紀後半には施行されていたと推測される。二条条里遺構(33)や千刈条里遺構(34)にその名残を認めるができるほか、明治初年の地籍図などで、高擣地区、成生地区、貫津地区などに広くその痕跡をみることができる。

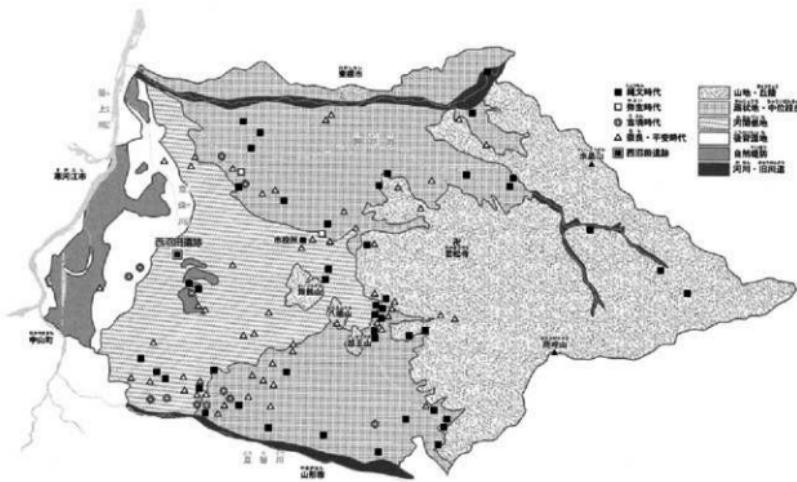
集落跡は、老野森の光戒塚遺跡(35)や温泉の北側にある千刈(36)、糠塚を含む一帯と、清池の西側の礼井戸(37)、芳賀の東の櫻段(38)、岡屋敷(39)、芳賀古屋敷(40)、現長岡地区の中里B(41)などの立谷川扇状地の扇尖部や、中袋(42)、塙野目B(43)、小矢野目(44)、地蔵池B(45)、藏増北B(46)などの扇状地扇端部に遺跡が多く分布している。

同じ時代の窯跡は、市内では、石倉窯跡(47)、貫津御阿弥陀窯跡(48)、二子沢窯跡群(49)、原崎古窯跡群(50)、瀬戸山古窯跡(51)、荒井原窯跡(52)、谷地中窯跡(53)等が確認されており、需給関係等の解明が待たれる。

中世においては、藏増押切、二階堂(54)、高野坊(55)など、成生庄関係の遺跡が目立つ。成生庄は現在の天童市のはば全城を含み、安元2年(1167)「八条院領目録」に「出羽国大山成生」として記載されていることから、12世紀頃には成立していたと考えられる。

二階堂遺跡は、大清水の北に位置する、一辺 120m、つまり方一町を幅約 12m の空濠で囲まれた一画である。「二階堂」や「二階堂池」などの地名から、鎌倉幕府の地頭二階堂氏の館、もしくは、成生庄を管轄する政府跡ではないかと考えられている。

また、この遺跡のすぐそばには高野坊遺跡があり、平成8年度に天童市教育委員会が実施した調査において、成生庄や時宗の動向を示す墨書きが多量に出土し、当事の様相が明らかになりつつある。また、藏増押切遺跡からは古墳時代の遺物・遺構が出土した範囲よりもさらに南側の地区から、掘立柱建物跡、井戸跡などが検出され、有力豪族の屋敷跡ではないかと推測され、注目されるところである。



天童市内遺跡分布図



西沼田遺跡周辺の遺跡分布図 (S= 1 : 50,000)

3 周辺の概況

天童市の気候は、内陸性気候の特色を持ち、年平均気温12.1度、年間を通しての月平均降水量約100mm、年平均風速2.2m/秒となっている。冬は、マイナス5度以下になることはあまりなく、積雪量も山形県の他の市町村と比べ比較的少ないとから、恵まれた気候条件の土地であるといえる。

また、交通の便でも、市のほぼ中心をJR奥羽本線と国道13号線が走り、市内北部では、国道13号線から宮城県仙台方面へ向かう国道48号線が分岐しているため、関山峠を経由して、宮城県との交通の便にすぐれた場所に位置している。また、平成14年9月には、東北中央自動車道・天童インターチェンジも開通し、他県からのアクセスにも恵まれた位置にあるといえる。

西沼田遺跡へのアクセスは、JR奥羽本線天童駅から車で約10分、東北中央自動車道・天童インターチェンジからも車で約5分と近く、車でのアクセスには非常に恵まれた環境にあるが、天童駅から遺跡までの公共交通機関はない。天童市内には、市内を6ルートに分けて循環して走る、市営バスが運行しており、そのうちの天童・寒河江線の運行ルート上に西沼田遺跡があるため、現在、停留場を設けていただけるよう要望中である。ただし、市営バスの運行日は、月曜日から土曜日となっており、利用客の多いと予想される日曜日には運行されないため、以前として課題は残る。

遺跡を含めた周辺は、県内有数の穀倉地帯となっており、遠景の山並みとともに美しい景観を楽しむことができる。その一方で、遺跡の北側には主要地方道天童・大江線（県道23号線）、東側には市道が通っており、周辺施設とのアクセスにも便利な場所に位置している。とくに、遺跡の西側に位置する市民保養施設「天童最上川温泉ゆびあ」とは、遺跡の見学と温泉入浴や昼食を含めた共同プラン等を企画し、お互いに協力し合いながら、より幅広い層の集客に努めている。また、小学校や公民館も徒步圏内にあり、様々なイベント、行事などでの利用のほか、ボランティア等の交流も活発に行われている。

＜遺跡周辺の主な施設＞

施設名	所在地
天童市立藏増小学校	天童市大字藏増676
天童市市立第三中学校	天童市大字矢野目1285
天童市立藏増公民館	天童市大字藏増南672
天童市市民プール（夏期）	天童市大字藏増南672
天童市学校給食センター	天童市大字小關1266
天童市スポーツセンター	天童市大字小關1230
市民保養施設「天童最上川温泉ゆびあ」	天童市大字藤内新田1620-1
知的障害者通所授産施設「天童ひまわり園」	天童市大字矢野目129-2
心身障害児小規模通園施設「のぞみ学園」	天童市大字矢野目2196
心身障害者小規模通所作業所「のぞみ光の家」	天童市大字矢野目2195
特別養護老人ホーム「明幸園」	天童市大字矢野目150



西沼田遺跡周辺の都市計画と各施設 (S= 1 : 20,000)

第2節 発掘調査の概要

1 遺跡の発見と調査経過

西沼田遺跡の周辺は、古くから土器片が出土する場所として知られ、農作業を行っている地域住民の間では、泥田に素足で入ると足の裏を切るとうわさになっていた。県が昭和37年に行った遺跡分布調査でも、土器類が出土することは分かっていたが、詳しい調査が行われたことはなかった。

そんな中、昭和60年度県営圃場整備事業・三郷堰地区に、西沼田遺跡がかかることが予想されたため、県教育委員会では、昭和59年9月18日に遺跡詳細分布調査による現地確認調査を行い、排水路東側の水田畦畔及び用水路沿いに遺物が散布することを確認した。

そこで、さらに同年10月、事業地区内について試掘調査を実施し、遺跡の範囲・遺物包含層の状況等について、検討、確認を行った。調査は、約1m×1mの大きさの坪堀りを、水田区画単位に1~2箇所ずつ入れ実施された。その結果、用水路沿いの15箇所から多量の土器群が確認された。遺物は、深さ約40cm前後の地点で特に多く確認されたが、浅いところでは、耕作土直下でも確認された。範囲は、東西220m、南北150m、面積約33,000m²に及ぶと推測された。出土した遺物のほとんどが土器器であり、その特徴から時期的には、古墳時代後半~奈良時代前半頃の集落跡であることが推測された。

これらの調査結果に基づいて、昭和59年度末から昭和60年度当初にかけて、県教育委員会、山形平野土地改良事務所、三郷堰土地改良区、東南村山教育事務所、天童市教育委員会の関係機関による事前協議が重ねられ、それぞれの理解の下に、山形県教育委員会が主体となり、昭和60年4月16日から緊急発掘調査を実施する運びとなった。

調査は、対象地区内に3m×3mを1単位とするグリッドの設定から開始され、1~2×6~9mのトレンチを15~30m間隔で、東西南北に設置し行われた。その結果、中央付近からは、一括土器をはじめ、まとまった遺物が出土し、周辺部に行くにしたがい、青灰色粘土や砂層が堆積し、遺物も希薄になることが確認された。そこで、調査区の中央部の東西60m×南北75mの範囲を精査区としさらに調査を進めるとともに、調査の半ばからは、精査区の北側にも1.5m幅のトレンチを入れるなど、調査範囲を拡張しながら詳細に確認作業を進めていった。

精査区が広がるにつれ、完形土器を含む土器群に伴い、木製農具や木杭、木材群が多数出土し始め、さらに土層中からは炭化米やクルミ等も確認された。木杭は一部について半裁して掘り下げ、セクション観察を行ったところ、掘方等は認められず、打込みによるものであることが確認された。

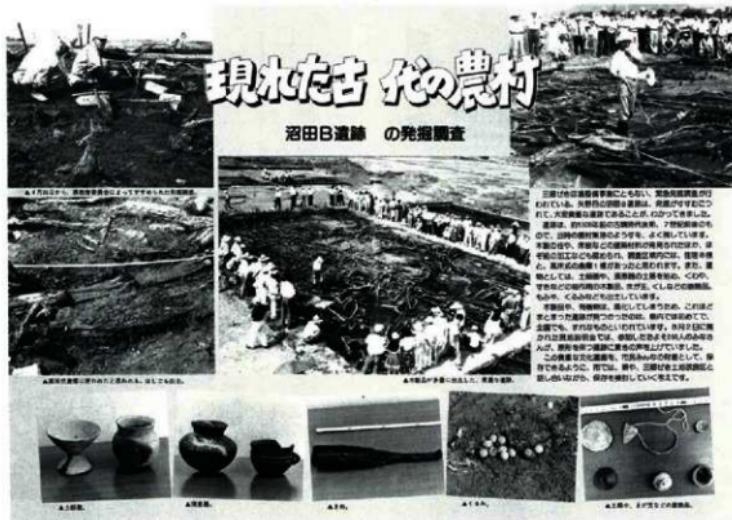
最終的には、13棟にのぼる建物跡と、多数の土器や木製品等の遺物が確認され、古墳時代後期を中心とする大変貴重な遺跡であるとして、圃場整備の中止、遺跡の保存が決定された。

これを受けて天童市では、昭和61年7月に国指定申請を行い、翌昭和62年1月26日に国史跡「西沼田遺跡」として指定されたことを期に、併せて、遺跡範囲約33,000m²を公有化し、保存・活用を図ることにした。

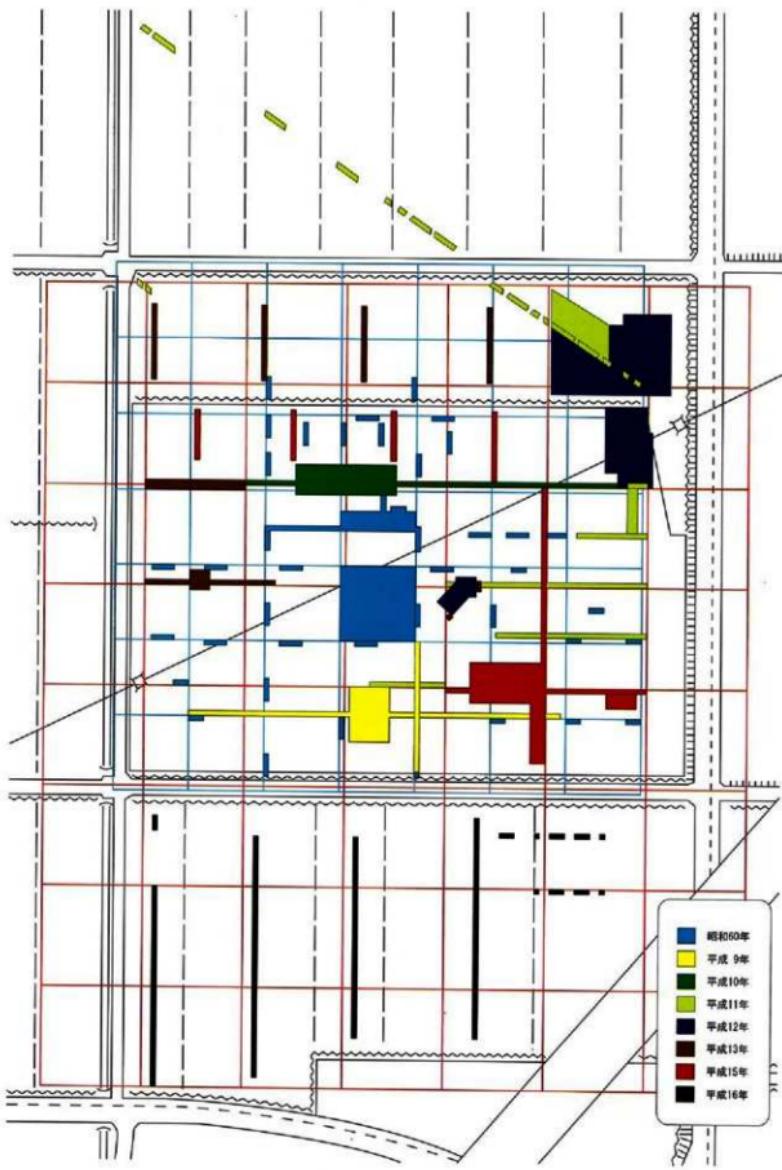
昭和63年からは、西沼田遺跡の保存・整備・活用に関して、有識者による「西沼田遺跡整備懇談会」が組織され、平成5年には「西沼田遺跡整備検討委員会」に改組、年1~2度の割合で整備の方向性について話し合いがなされてきた。平成12年1月25日には、中間答申とでも言うべき経過報告が市に対して提出されている。

発掘調査については、西沼田遺跡整備検討委員会において、昭和60年度の調査で埋め戻した建築部材等の木材の遺存状況の確認、遺跡の詳細な範囲の確認、田や畑等の生産遺構の確認等が課題として提出された。

天童市教育委員会では、これらの課題を踏まえて、平成6年度から国庫補助事業として発掘調査を再開した。特に平成11年度から平成13年度にわたり行われた発掘調査では、指定地の北側隣接地より、水田に伴う畦畔状遺構や溝、井堰など、生産活動にかかる貴重な遺構、遺物が確認され、指定地の北側約12,000m²について、平成15年8月27日付けで追加指定を受けている。



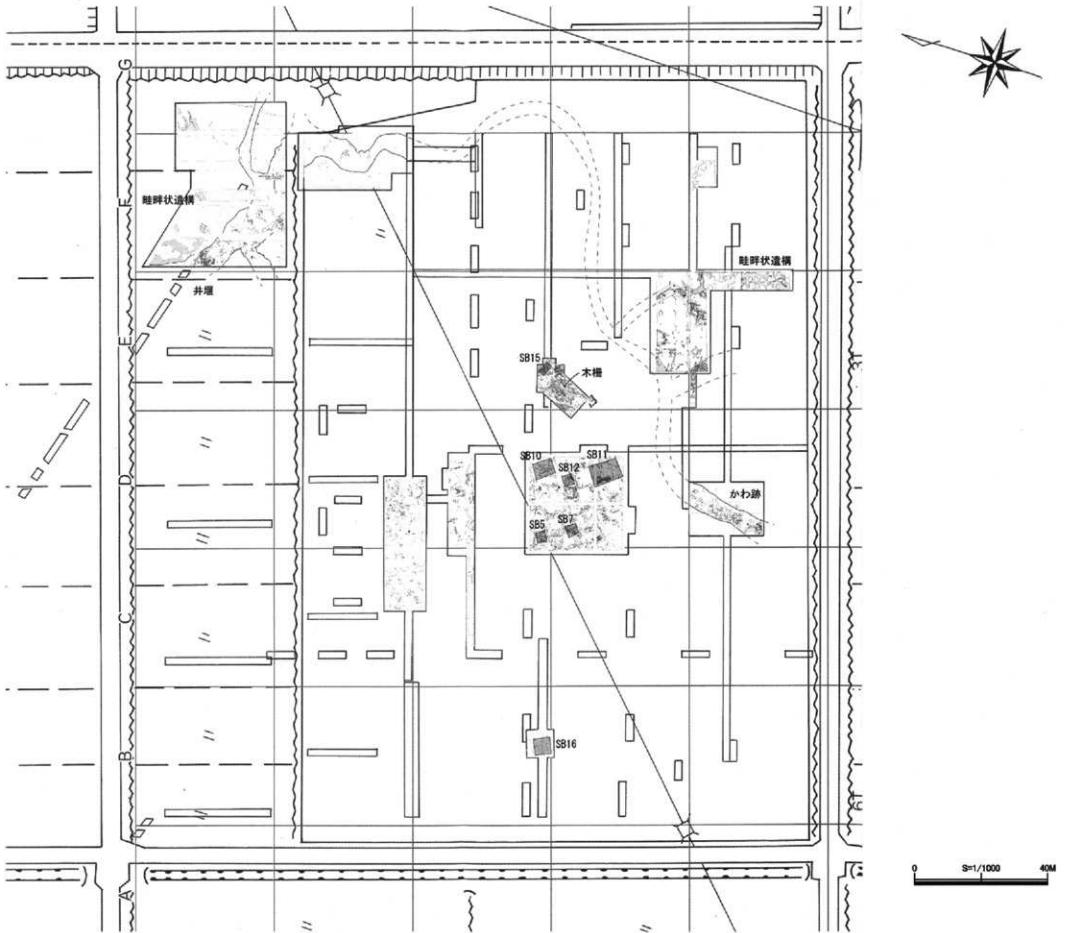
昭和60年9月1日号の市報



発掘調査設定図

発掘調査の経緯

名称	調査実施年度	目的・概要	成果			その他
			遺構	遺物(木=木製品、土=土器・土製品、石=石製品、他=その他)		
現地確認調査	昭和59年度	工事に伴って遺物が出土したため				
緊急発掘調査	昭和60年度	緊急調査(遺跡の範囲確認)	平地式建物12棟、高床倉庫1棟、木杭	木 堅抨、櫓、鋤、鎌の柄、田下駄、曲物、箱状木製品、櫛、織機の一部、弓、矢、はしご等 土 土師器、須恵器、紡錘車等 石 小玉、紡錘車、砥石、石匙、磨製石斧 他 炭化米、種子(ウリ、クルミ、アサ、クリ、ヒヨウタン) 昆虫の羽、加工骨製品		
昭和62年度 国指定史跡に指定						
	平成6年度	木材の保存状態の確認	水位は高く、ほぼ昭和60年度調査時と同じ状態。一部残りの悪い部分も。	木 箆状木製品 土 土師器 石 新鍾車 他 古錢(感平元寶)		
	平成7年度	周辺に分布する古墳時代後期の類似遺跡の確認	ほぼ指定地内であることを確認			遺跡の西に位置する順正塙遺跡、南に位置する塙野目A遺跡について、同時期の小集落の一部であることを確認
第Ⅰ次発掘調査	平成9年度	これまでに調査された遺構と遺物の状態と遺跡範囲の確認	河川跡 水場(祭祀遺構?) D区遺物集中区(土器等の捨て場?)	木 大量の建築部材 土 建築部材とともに完形・半完形の土師器群(坏、高坏) 他 多量のモモの種 土 土師器群(坏、甕、甕、ミニチュア土器)器種構成、時期多様		
第Ⅱ次発掘調査	平成10年度	指定地北側における遺構及び遺物の分布状況の確認と水田等生産遺構の確認	河川跡 拡張区で多量の建築部材、杭材	木 建築材、自然木 木 拡張区南側に杭材、北側に棒材に板材が分布 杭材の周辺から堅抨などの木製品出土、たたり 土 土師器(坏、高坏、甕、瓶)、須恵器、土玉、紡錘車、支柱 石 紡錘車、砥石、磨製石斧、管玉		建築部材の密集地と木杭や土器の密集地ができる。木杭の位置が本来の建物位置とすると、河川の氾濫等で建築部材が流された可能性がある。
第Ⅲ次発掘調査	平成11年度	平成9年度検出の河川と平成10年度検出の河川との関連を確認	河川跡 建築部材	木 丸太柱(護岸用?)、加工の施された部材 他 モモの種 木 打込柱、はぞ穴のある建築部材、面取りを施された木材 土 土師器(坏)、繩文土器		同一の河川であることを確認。建築部材の出土位置に規則性が見られる。建築部材は川砂に覆われていたことから、洪水等により、比較的短時間で倒壊した可能性が高い。
第Ⅳ次発掘調査	平成12年度	指定地及び指定地周辺で河川の流路及び水田等生産域の確認 平成11年度に建築部材が出土した地域の拡張	河川跡 井堰 溝跡 畦畔状遺構 建物跡(平地式建物2棟) 木柵の一部	木 鋤、織機の一部 他 箆状製品 木 打込柱、はぞ穴のある建築部材、面取りを施された木材 土 土師器(坏、高坏、甕)、須恵器(坏、蓋、甕の一部) 木 堅抨、堅抨未製品、櫛、鉗、弓、矢、櫛状木製品		河川は蛇行しながら、南から北西方向に流れたことを確認。井堰や畦畔状遺構が検出され、指定地北側隣接地に生産域がある可能性が高まる。昭和60年度の調査で確認された建物群の東側から建物跡を確認。木柵の一部も確認されていることから集落の東端にあたると思われる。
第Ⅴ次発掘調査	平成13年度	水田城の確認	建物跡(高床倉庫1棟)	他 床面より多量の炭化米		建物が集中している地域から離れた西の地点で、高床倉庫を検出。床一面に多量の炭化米があることから倉庫の可能性が高い。生産遺構は検出されなかった。
第VI次発掘調査	平成15年度	平成12年度に検出された、井堰から西へ伸びる溝の確認 指定地東南部分(河川南側)での水田等生産域の確認	他 樹根(ハノキ) 土 繩文土器 石 スクレイパー 木 自然木、杭 土 土師器片 石 磨製石斧			井堰からの西へ伸びる路は確認されなかつた。指定地の東南部分、河川の南側から水田区画が検出。一区画が1.5~6mと小さい。
第VII次発掘調査	平成16年度	指定地の南側隣接地の遺構・遺物確認	畦畔状遺構 河川跡			西に設置したトレンチ2本から、不明瞭ではあるが、畦畔状遺構と指定地内の河川と同一と思われる河川跡を検出。



2 遺構・遺物の概要

(1) 建物跡

<遺構>

発掘調査の結果、16棟の建物跡が確認されている。すべて打込式の柱を持ち、うち、13棟は昭和60年度の調査、2棟は平成12年度の調査、1棟は平成13年度の調査で確認されたものである。

建物跡は、指定地のほぼ中心部に集中しており、長径90mほどの集落を形成していたものと推定される。集落の中心部では平地式建物12棟(SB1~6、SB8~13)、高床式建物1棟(SB7)が確認されており、集落の東端に近い位置から平地式建物2棟(SB14、15)、集落域から西へ20mほど離れた位置から高床式建物1棟(SB16)が検出されている。

平地式の建物については、床面の一部に、丸太材や板材等を敷き詰めている例がみられ、さらに木材の下からは、初穂が10cmほど堆積している状況も確認された。初穂については、クッション性や断熱効果を高めるため、あるいは湿気予防のためとも考えられ、屋内空間の機能的な区分けがなされていたものと推定される。木材等が検出されない範囲は、土間として利用していたものと思われる。

壁については、側柱の間に細い丸太が分布しており、これと直行、並行する材が出土していることから、これらは小舞の一部と考えられ、壁材としては検出はされていないが、茅材ではないかと想定される。

屋根は、出土状況から、打込柱を桁材でつなぎ、横架材を架けて小屋組みを受けていると推定される。打込柱は直径8~13cmの丸太材が多く検出されており、これらの柱の根元を尖らせて打込んでいる。その深さは1.0~1.5mほどで、その深さから、柱の地上立ち上がり部分の高さを想定すると、打込み深度の1.5~2倍の1.8~2.4m程度ではないかと思われる。柱間は1.3~2.0mのものが多い。出土材には、ほぞ穴や欠き込支口等を施した痕跡は見られないことから、基本的には、柱は二又で桁を受け、壁小舞は柱に結いつけるような構造をしていたと思われる。

高床式建物は、いずれも2間×2間であるが、SB16は、中通りのみ3間の特殊な構造をしている。高床の場合、側面の柱を床上まで通して小屋を受ける構造と、すべての柱を床面でいったん受けてから新たに柱を立てて小屋を受ける構造がある。西沼田遺跡の場合は、打込柱であるため、床面でいったん区切る構造をしていたのではないかと推定される。床高は、出土した梯子から1.2mほどと考えられる。SB16の床面からは建物の東半分を覆うように炭化米が出土しており、集落から西に離れた場所に位置していることからも考え米倉として使用したものではないかと推定される。

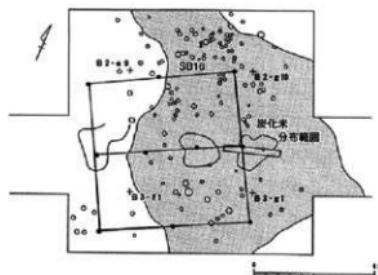
集落の東端から検出されたSB15は、他の平地式建物とは異なり、小型ながら柱の直径が15cmを超えるものが多く、建物の南側からは完成品、未完成品を含め、多数の木製品が集中して出土したことから、木製品の加工等に使用された建物ではないかと推測される。



SB1～SB13造構実測図



SB14・15構造実測図



SB16構造実測図



昭和 60 年度発掘調査建物跡検出状況



* SB 14・15写真



SB 16



SB 16 柱断面

<出土遺物>

これまでの調査で、土器や木製品等の遺物が約1,000箱近く出土している。

土器は、土師器と須恵器に分けられる。出土量の大半は土師器が占め、須恵器はごくわずかしか確認されていない。土師器は、壺、高壺、甕、瓶などに分けられ、甕と瓶といつた貯蔵や煮炊きに使用した土器が全体の約40%を占めている。それぞれの器種ごとの特徴を見していくと、住社式、栗団式の特徴を示すものが多く見られ、5世紀末から7世紀初頭の年代で捉えられる土器群と推定される。

土器以外では、木製品として、鋤や鍬、堅杵、横槌等の農耕具、たたりや棒といった機織に関係する道具、弓や矢などが出土している。中でも、鋤や堅杵が多い。

西沼田遺跡からは、鉄製品は出土していないが、出土した鋤や鍬のほとんどに、鉄製の刃先を装着する切り込みがあり、鉄製品が普及していたことを物語っている。



壺・高壺



甕



堅杵

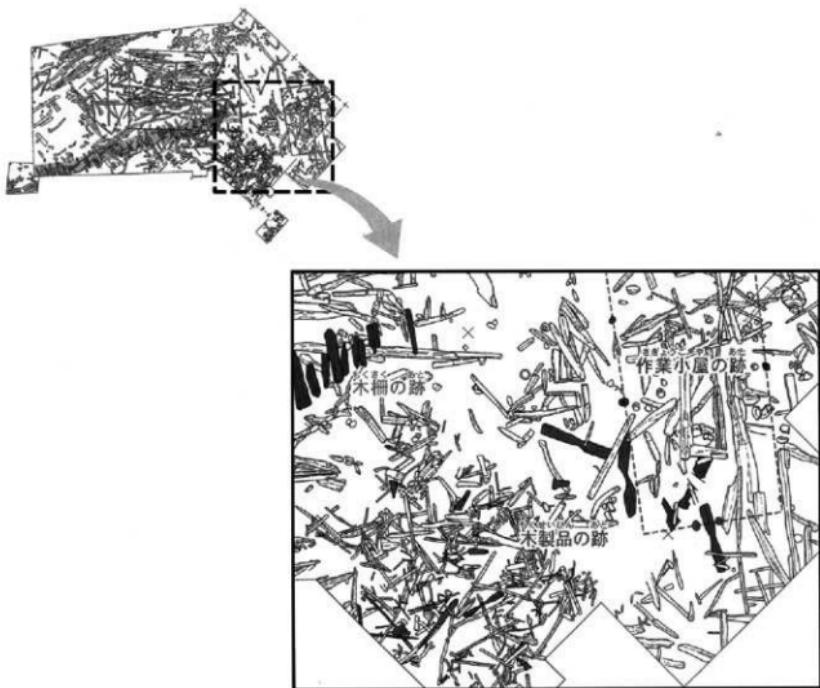


モモの種・炭化米・クルミ

(2) 木柵

集落の東端から検出されたSB15の南側において、SB14と一部重複しながら、直径15cm前後、長さ80cm程度の丸太材が、西から東に直線的に倒れた状態で出土した。

確認された長さは約13mほどで、地中側の先端が切り落とされているほかは、加工の跡は確認されていない。布掘状の溝の中に直立して設置された柵の跡と想定される。また、SB15の南側からは未完成を含め多くの木製品が出土しているが、この柵をはさんで西側からは、これらの木製品がほとんど確認されていないことから、集落との境としていたとも考えられる。



SB15と木柵跡周辺の遺物出土状況

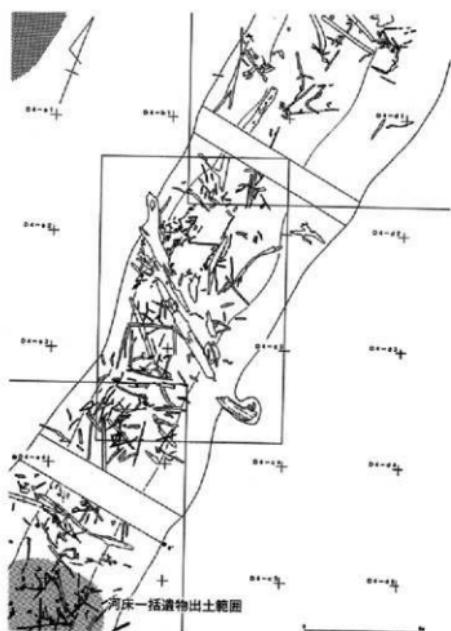
(3) 河川跡

河川跡は、平成9年度の調査と、平成12年度の調査により、建物群で構成された集落の東側を大きく迂回しながら北流し、指定地の北側で北西へと向きを変えて流れしていく様子が確認されている。

河川の幅は、最も狭いところで約3m、北に行くほどその川幅を広げ、井堰の手前では最大で約10mを測る。深さは、深いところで確認面から約50cmだが、井堰の手前では約90cmほどの深さになっていることが確認された。井堰の付近は河川幅も広く深いことから、自然木などの堆積が多く見られた。

河川の两岸の立ち上がりは緩やかで、勾配も小さいことから、流れは非常に穏やかだったと思われる。

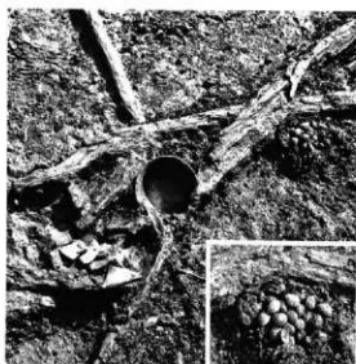
平成9年度に調査した区画の河床からは、完形の壺や高壺が一括して出土しており、杭材と一緒に並行、直行する建築部材や、モモの種などがまとまって出土していることから、水場に關係する祭祀的な遺構ではないかと推定される。



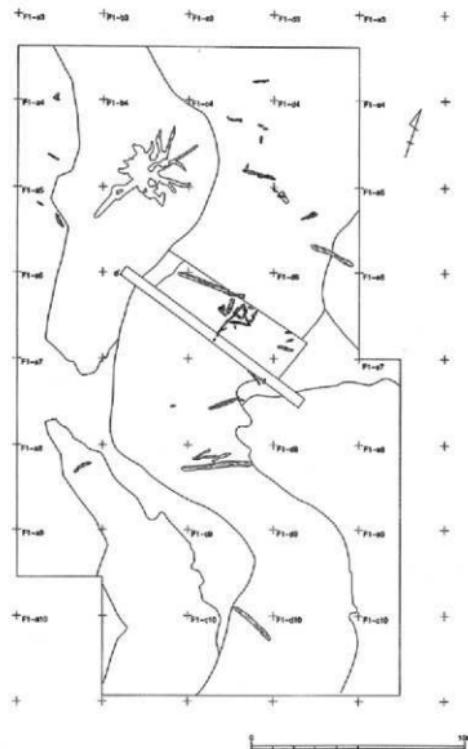
平成9年度河川跡実測図



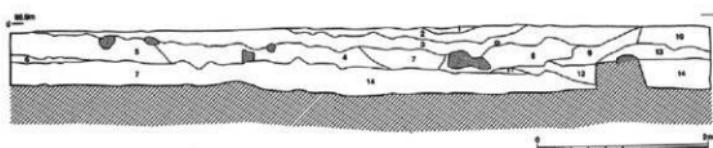
河川跡土層断面図



河川跡出土遺物



平成 12 年度河川跡実測図



1	10F2/1	黑色土	8	10F2/2	黒褐色泥炭
2	10F1.7/1	黑色土	9	10F5/1	褐黑色粘土
3	10F1.7/1	黑色土	10	10F3/2	黒褐色腐質土
4	10F2/2	黒褐色泥炭土	11	10F2/2	黒褐色泥炭質土
5	10F2/2	黒褐色粘土	12	10F3/2	深黄色粘土
6	10F2/2	黒褐色粘土	13	10F3/2	黒褐色粘土
7	10F4/3	にぶい黄褐色粗砂	14	10F4/1	褐色粘土

平成 12 年度河川跡断面図

(4) 生産に関する遺構

<井堰>

遺跡の北側、河川幅が最も広くなる付近で、井堰が確認されている。井堰は、河川に直交して構築されていた。基本的な構造としては、木杭を打込んだ後、流路に対して横木を直角に渡し、その横木に対して材を斜めに立てかけていたものと考えられる。部材のほとんどは自然木で、直径 15~20 cm ほどの比較的大いものを横木に、直径 5~10 cm ほどの細いものを斜め材として利用していたようである。木杭は 6 本確認された。

また、井堰の周辺からは、草状のものを半月形に近い形に編んだ製品と、木製品が 2 点出土している。木製品のうち、一方は歯と思われ、先端に U 字形の鉄製の刃先を装着する切り込みが見られる。もう一方は、その形状から、原始機等で使用される、経巻具又は布巻具と思われる。

<溝跡>

河川跡の北側からは、井堰を挟むように溝跡が 2 本確認された。1 号溝跡は、幅 165~345 cm で、東側が浅く、河川との合流点に近くなるほど深くなっている様子が確認された。深さは確認面より約 35 cm であったが、本来は 60 cm 程度の深さがあったものと想定される。河川跡を溝跡が切る関係にあるため、河川よりも新しい時期のものと考えられ、短期間のみ利用された可能性が高い。包含層の上位に十和田 A 火山灰が堆積していることから、おそらくは、西沼田遺跡の放棄とともに埋没したものと考えられる。

2 号溝跡は、幅 440 cm~490 cm と狭く、深さは最大で 45 cm 程度確認された。その勾配から、井堰で堰き止められた水を、西側に導水するための溝と考えられる。

<畦畔状遺構>

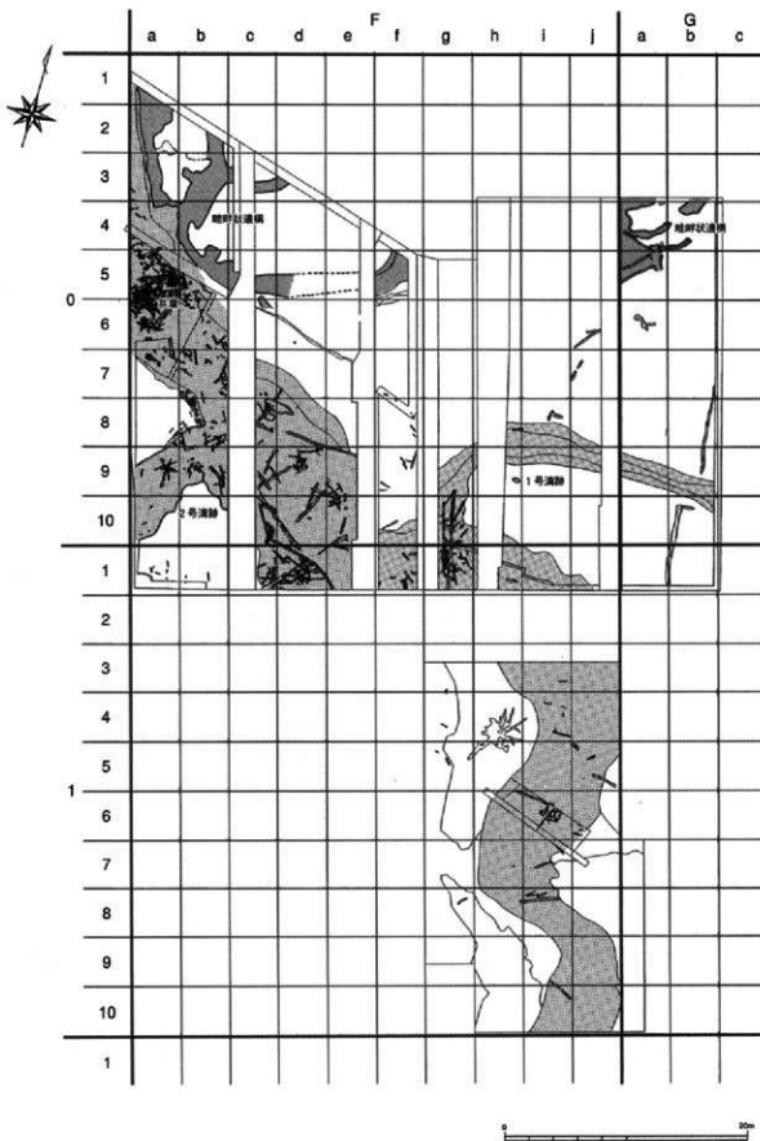
平成 11・12 年度の発掘調査で、遺跡の北側において畦畔状の高まりが確認されている。遺構は全て、河川跡の東側で 1 号溝跡の北側より検出された。区画は不明だが、平面及び土層断面で確認されており、プラント・オパールの分析結果とも照合した結果、この辺りで水田耕作が営まれた可能性が高いことが判明した。

G 0 区で確認された遺構は、①は幅 90~110 cm、②は幅 40~70 cm、③は幅 40 cm、④は幅 115 cm と、①と④は幅広く下面からの比高差も大きいのに対し、②と③は幅も狭く比高差も比較的低いという特徴が見られた。軸方向についても、①と④、②と③がほぼ同一方向に向いていることから、前者が大畦畔、後者が小畦畔を構成するものと思われる。

F 0 区で確認された遺構についても、同様の傾向が見られた。

さらに、平成 15 年度に行われた発掘調査では、畦畔状遺構とともに、不明瞭ながらも水田の区画を確認することができた。

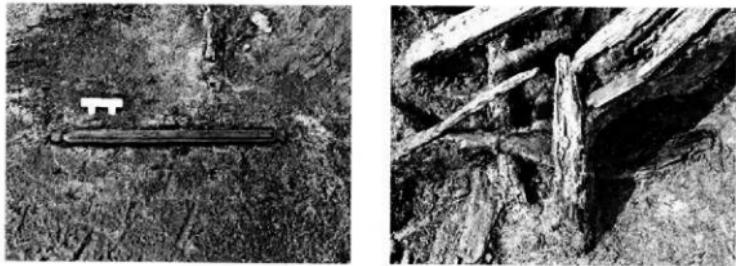
検出された水田区画は、1 枚当たりの面積が約 1.5~6 m² と非常に小さく、ほぼ南北方向を基軸として構築されていた。プラント・オパールの検出量は少なめではあったが、どの区画からも一定量が検出されている。



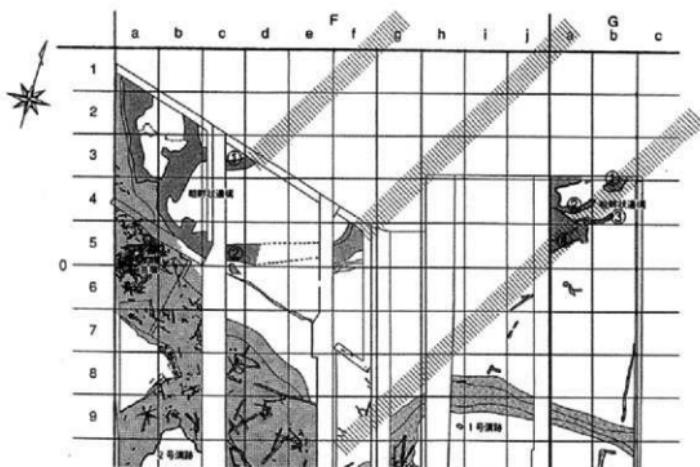
平成12年度河川跡・井堰跡・溝跡・畦畔状遺構実測図



井堰跡実測図



井堰跡出土木製品



平成 12 年度畦畔状遺構実測図



F O 区畦畔状遺構出土状況

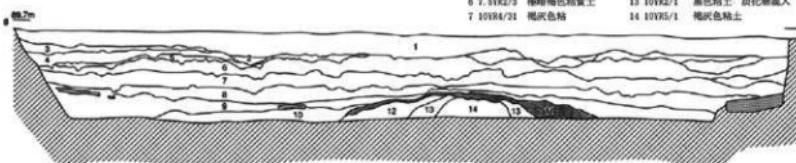


G O 区畦畔状遺構出土状況



畦畔状遺構断面

- | | | | |
|-------------|-------------------|-------------|---------------|
| 1 10VR2/2 | 黒褐色砂質土 | 8 10VR1.7/1 | 黒色泥灰土 木片混入 |
| 2 10VR2/1 | 黒褐色土 SR7/1 植物混入 | 9 10VR2/1 | 黒色泥灰土 木片混入 |
| 3 10VR2/2 | 黒褐色の腐土 SR7/1 植物混入 | 10 10VR2/2 | 黒色の腐土 植物遺存物混入 |
| 4 10VR1.7/1 | 黒土 VR8/2 大量陶器混入 | 11 10VR3/2 | 暗褐色土 木片骨化物混入 |
| 5 10VR2/1 | 黒土 VR8/2 大量アラワシ混入 | 12 10VR4/1 | 暗褐色土 植物遺存物混入 |
| 6 10VR2/3 | 褐褐色砂質土 | 13 10VR2/1 | 黒色粘土 骨化物混入 |
| 7 10VR4/21 | 褐灰色粘土 | 14 10VR5/1 | 褐灰色粘土 |



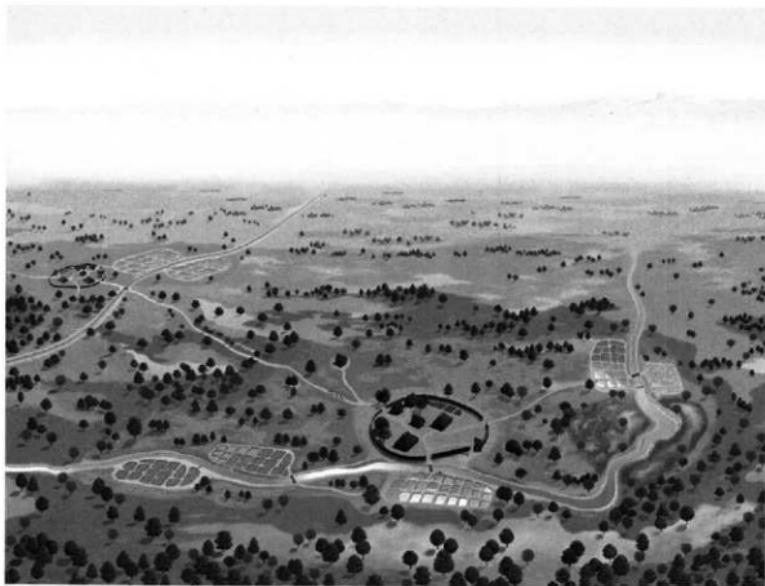
畦畔状遺構土層断面図

(5) 周辺環境

西沼田遺跡では、平成11年度から平成13年度にかけて、西沼田遺跡が形成された時期の自然環境について明らかにしようと、土層中のテフラの分析やプラント・オパール分析、花粉分析、種実同定などの自然科学分析を行ってきた。その結果から、以下のことが判明している。分析は株式会社古環境研究所に委託した。

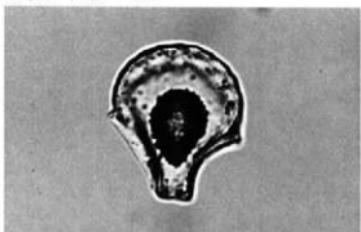
遺跡が形成される以前、その周辺地域には、湿地が数多く点在していたと思われ、それらの湿地帯には、ハンノキやサワグルミなどから形成される湿地林と、カヤツリグサ科やイネ科の水生植物をはじめヨシ属などが繁茂していたと推定される。

集落が形成されはじめると、水田の耕作や人為環境の拡大に伴い、クマシデ、コナラ、ブナ、クリを中心とした落葉広葉樹林の増加が見られるようになり、湿地帯では、ハンノキやサワグルミ等の湿地林が減少して、イネ科を中心にカヤツリグサやヨモギ属の草本が生育する環境になっていったと推測される。また、二次林ないし造林としてのマツやスギの林も成立したと思われる。

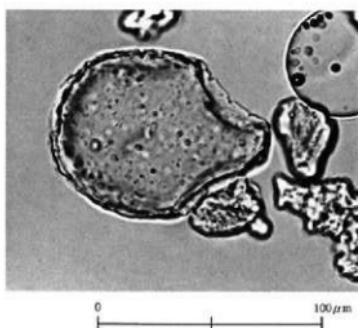


西沼田遺跡の周辺環境イメージ図

プラントオパール



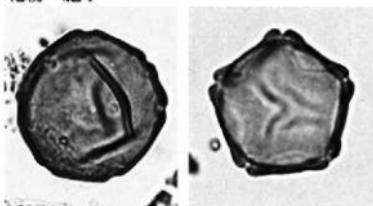
イネ



ヨシ属

0 100 μm

花粉・胞子



クルミ属

ハンノキ属



ブナ属

コナラ属コナラ亜属

— 10 μm

種実



ハンノキ属種子

— 0.5 mm



ハンノキ属果苞

— 0.5 mm



コナラ属アカガシ亜属

— 0.5 mm



クワ属種子

— 0.5 mm



ニワトコ核

— 0.5 mm



イラクサ科種子

— 0.5 mm



ナデシコ科種子

— 0.5 mm



ナス科種子

— 0.5 mm

第3節 遺跡保存に向けての経緯

1 指定に至る経緯

西沼田遺跡は、当初、昭和 60 年度の県営圃場整備事業・三郷堰地区にかかることから、遺跡の分布調査が行われたに過ぎなかつたが、試掘調査から緊急発掘調査へと進むにつれ、古墳時代の農村集落の遺構を極めて良好にとどめる貴重な遺跡であることが明らかになり、一気に遺跡保存への機運が高まつていった。

これを受け天童市では、緊急発掘調査途中の昭和 60 年 7 月より、遺跡の指定と公有化に向けて、県教育委員会をはじめ、山形平野土地改良事務所、三郷堰土地改良区、東南村山教育事務所などの関係機関との協議を開始した。圃場整備事業がすでに始まっていることもあり、話し合いは迅速にかつ綿密に行われた。8 月には、公有化に関する基本方針について、庁内の関係部署による検討がなされ、9 月 13 日に県教育委員会による緊急発掘調査が終了すると、同月 30 日には、この基本政策について、議会での承認を得るに至った。これを受け、10 月 2 日には、遺跡の名称を正式に「西沼田遺跡」（それまでは、沼田 B 遺跡と呼称。）と決定し、同日、県の記者クラブで発表を行つた。その内容は、翌日の新聞に掲載され、全国に例の無い農村集落遺跡として大きな反響を呼び、10 月 5 日に行われた西沼田遺跡調査報告会には、報道関係者を含め、県内外から約 180 人の参加者が集まつた。同月 11 日には、文化庁による現地指導も実現し、遺跡内容やその重要性について再確認するとともに、遺跡範囲などについて指導を受け、昭和 61 年 7 月 30 日史跡指定申請書を県を通じて提出し、翌昭和 62 年 1 月 26 日に国指定史跡として正式に指定された。圃場整備事業の真っ只中であったことから、一時利用地として付された仮地番での指定であった。

その後、平成 15 年度には、平成 11 年度から平成 13 年度にかけて行われた発掘調査の成果に基づき、水田に伴う畦畔状遺構や溝、井堰など、生産活動にかかる貴重な遺構、遺物が確認された指定地北側の隣接地について、平成 15 年 1 月 28 日に追加指定の申請書を県を通じて提出し、平成 15 年 8 月 27 日付けで当該地域について追加して指定を受けている。

2 指定内容

以下、史跡指定通知書及び史跡調書より抜粋し、指定内容を掲載する。

(1) 昭和 62 年 1 月 26 日指定

所在地及び地域 山形県天童市大字矢野目

県営ほ場整備三郷堰地区における一時利用地

108 番の 1、108 番の 2、108 番の 3、108 番の 4、108 番の 5、
108 番の 6、108 番の 7、108 番の 8、108 番の 9、108 番の 10、
108 番の 11、108 番の 12、108 番の 13、108 番の 14

指定面積	32,980 m ²
指定理由	<p>ア. 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡 1（住居跡）による。</p> <p>イ. 説明 西沼田遺跡は、最上川右岸低地上に位置する 6 世紀から 7 世紀にかけての掘立柱群からなる集落跡である。東北地方における 6~7 世紀の沖積低地の掘立柱建物からなる集落として典型となるものであり、豊富な木製遺物によって集落全域にわたる住居・倉庫等の建物復原が可能である。東北地方の農耕集落の実態を示す遺跡として、古代史・建築史等の学術研究の上で極めて重要な価値を有しており、史跡に指定してその保存を図ろうとするものである。</p>
官報告示	昭和 62 年 1 月 26 日付け 文部省告示第 8 号

（2）平成 15 年 8 月 27 日追加指定

所在地及び地域	山形県天童市大字矢野目字西沼田 3299 番、3300 番、3301 番、3302 番、3303 番 1、3303 番 2、3304 番、 3305 番、3306 番 1、3306 番 2、3450 番
追加指定面積	11,999 m ²
指定理由	<p>ア. 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の一部による。</p> <p>イ. 説明 山形盆地の最上川右岸低地上に位置する古墳時代後期の集落跡で、東北地方における陸奥國成立以前の農村集落を知る上で極めて重要。調査によって確認された水田に伴う畦畔状遺構、溝、井堰などの生産域を追加指定する。</p>
官報告示	平成 15 年 8 月 27 日付け 文部科学省告示第 141 号

3 公有化の経過

昭和 62 年 1 月 26 日に指定を受けた用地（以下「指定地」という。）及び平成 15 年 8 月 27 日に追加指定を受けた用地（以下「追加指定地」という。）については、国庫補助事業により全て公有化している。

指定地については、もともと、圃場整備事業に伴う緊急発掘調査によって発見されたため、昭和 62 年に国指定史跡として指定を受けた後も、依然として同事業の区域内に含ま

れており、当面の工事については除外されているものの、早急に用地を取得し公有化する必要があった。また、遺跡の周辺地域においても、圃場整備に伴う暗渠排水工事がはじまり、遺跡を保護していた地下水位の低下も懸念されることから、ますますその対応が急がれた。

そこで、天童市では、5月、県に対して起債全体計画を提出。先行取得による土地の買い上げに動き出した。また、同時に地権者との話し合いも進めていった。同年7月8日には、西沼田遺跡用地の先行取得についての事前確認申請書を県を通じて文化庁に提出。同月24日付けで文化庁より確認の通知を得、12月に議会において用地取得の承認を得ると、12月25日には地権者との売買契約を取り交わし、翌年の昭和63年1月18日に県に対して最終的な起債全体計画を提出、2月1日に起債予定額の決定が通知された。

これを受け天童市では、昭和63年度から10年間の償還計画によりこれを償還し、平成9年度に国有地等を除く指定地32,926m²全てを公有化している。

また、追加指定地については、直接買い上げによる公有化を実施した。

追加指定を受けた同年10月6日に史跡等購入費補助金の交付申請書を提出、地権者との話し合いも順調に進み、12月には議会の承認も得、12月25日に売買契約の締結、翌年の平成16年1月20日をもって、国有地等を除く追加指定地11,039m²全ての公有化を完了した。

(1) 先行取得

年度	地目	面積 (m ²)	購入価格 (円)	備考
昭和62	田	32,926	159,493,544	昭和62年1月26日指定

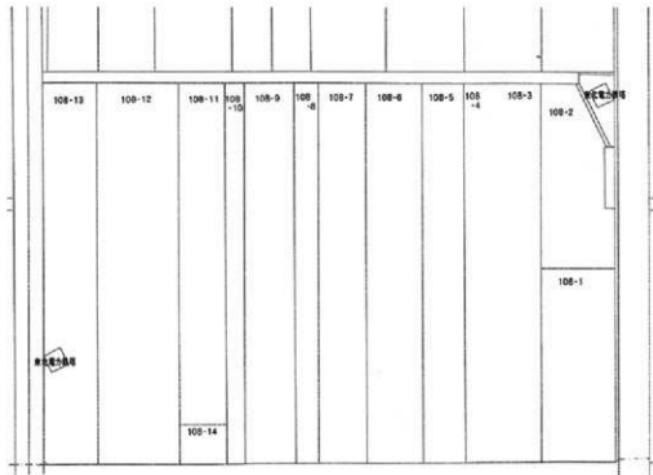
(2) 史跡等購入事業（先行取得償還）

借入額：159,400,000円

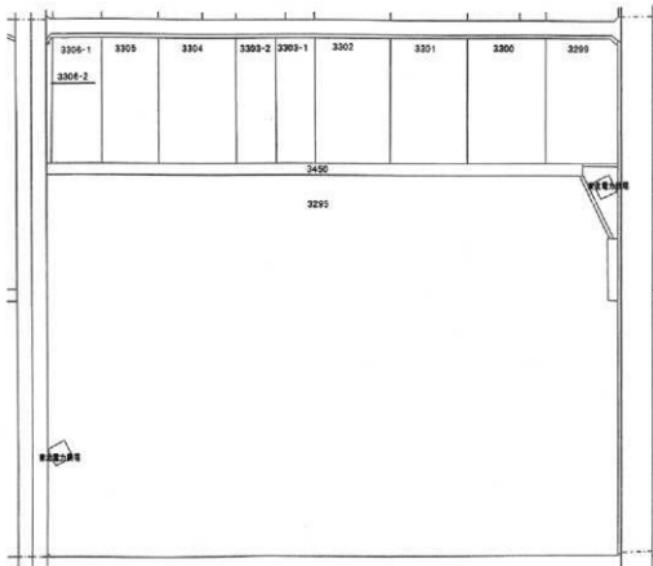
年度	借入金償還額	利子支払額	計	国庫補助	県補助	市負担
昭和63	0	6,577,389	6,577,389	5,261,000	43,800	878,389
平成元	0	7,858,420	7,858,420	6,286,000	524,000	1,048,420
平成2	19,960,000	7,611,920	27,571,920	22,056,000	1,838,000	3,677,920
平成3	19,920,000	6,628,878	26,548,878	21,238,000	1,770,000	3,540,878
平成4	19,920,000	5,646,822	25,566,822	20,452,000	1,704,000	3,410,822
平成5	19,920,000	4,664,766	24,584,766	19,667,000	1,639,000	3,278,766
平成6	19,920,000	3,682,710	23,602,710	18,881,000	1,573,000	3,148,710
平成7	19,920,000	2,700,654	22,620,654	18,096,000	1,508,000	3,016,654
平成8	19,920,000	1,718,598	21,638,598	17,310,000	1,442,000	2,886,598
平成9	19,920,000	736,542	20,656,542	16,524,000	1,377,000	2,755,542
	159,400,000	47,826,699	207,226,699	165,771,000	13,813,000	27,642,699

(3) 史跡等購入事業（直接買い上げ）（国…80%、県…国補助額の1/3）

年度	地目	面積 (m ²)	購入価格 (円)	備考
平成15	田	実測11,043.31 (登記11,039)	51,124,158	平成15年8月27日追加指定 追加指定面積：11,999m ² 国有地等を除いた実測面積で購入



公有化範囲図（昭和 62 年度）



公有化範囲図（平成 15 年度）

第2章 整備基本計画

第1節 整備検討委員会の設置

西沼田遺跡の保存・整備・活用については、昭和63年9月から、「西沼田遺跡整備懇談会」が設置され、検討が重ねられてきた。この会は、平成4年11月までに8回にわたり開催され、平成5年3月には、検討内容をまとめた『史跡西沼田遺跡基本構想報告書』が策定された。報告書の内容は、第四次天童市総合計画にも掲載されている。

報告書には、西沼田遺跡を中心とする天童市文化財総合整備計画も盛り込まれており、西沼田遺跡は、その文化活動の中心となる「文化基地」の中核施設として、野外博物館として位置づけられている。

平成6年3月21日からは、懇談会の名を「西沼田遺跡整備検討委員会」と改め、本格的に整備事業にむけての計画と具体的な内容の検討を始めた。こうした経過を踏まえ、平成12年1月25日には、中間報告とも言うべき『史跡西沼田遺跡整備検討委員会審議経過報告書』が市に対して提出され、これを受け市では、平成13年度に『西沼田遺跡整備事業基本設計報告書』を作成し、平成14年度より西沼田遺跡の整備工事に着手した。西沼田整備検討委員会は、その後も継続され、平成20年5月24日に西沼田遺跡公園の開園を迎えている。

第2節 組織及び検討経過

1 整備検討委員会の組織

平成6年3月21日に西沼田遺跡整備検討委員会を設置し、平成20年5月24日の西沼田遺跡公園開園までの14年間にわたり、西沼田遺跡の保存・整備・活用について指導をいただいた。委員は次のとおりである。

委 員	塩田 敏志	(東京農業大学教授)
委 員	田中 研	(奈良国立文化財研究所)
委 員	渡辺 定夫	(東京大学工学部教授)
委 員	仲野 浩	(山形大学教授)
委 員	佐藤 信	(東京大学文学部助教授)
委 員	宮本 長二郎	(文化庁・建造物課主任調査官)

* 平成6年度整備検討委員会設立時の役職を記載。

以上のメンバーで、第1回から第6回まで委員会を開催している。第8回からは、田中琢氏に替わり田中哲雄氏（東北芸術工科大学教授）が、第11回からは、塩田敏志氏に替わり、広田純一氏（岩手大学農学部教授）及び北野博司氏（東北芸術工科大学助教授）が加わって委員会を開催している。

2 整備検討委員会の設置要綱

史跡西沼田遺跡整備検討委員会設置要綱

（名称）

第1条 この会は、天童市大字矢野目所在の国指定史跡西沼田遺跡整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討委員会は、史跡西沼田遺跡の保存保護及び利用・活用を図るため、文化財保護法の趣旨に則り、整備の方途について調査研究し、もって文化的向上に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、各分野の専門の委員若干名で組織する。

2 委員は、天童市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（会長）

第4条 検討委員会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務局）

第5条 検討委員会の事務を処理するため、天童市教育委員会事務局内に事務局を置く。

（委任規程）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に關し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年3月21日から施行する。

3 整備検討委員会の内容

整備事業が開始された平成14年度から平成20年度までの指導内容について主なものを掲載。

○ 平成14年度 第11回（4月20日開催）

(1) 基本設計について

- ・ 水田や河川整備に伴う水の利権について関係機関と調整を行うこと。また、水質検査を行うこと。
- ・ 古代米の栽培については管理面の検討を十分に行うこと。
- ・ 水田区画については最新の研究成果を踏まえ再検討を行うこと。
- ・ 保護盛土の施工については造構・遺物等に影響がないよう配慮すること。

(2) 地元と関わりと整備後の活用について

- ・ 専門家と連携を取りながら、学術的な体験学習ができるよう人づくりからまずはじめると良い。

○ 平成15年度 第12回（11月8日）

(1) 整備工事について

- ・ 復元水田の区画について発掘調査の成果に基づき検討すべき。
- ・ 古墳時代後期の農村集落を復元するとのことだが、それ以前やそれ以後の状況についても調査研究を行うべきではないか。
- ・ 発掘調査を継続ながら、その成果を整備に活かせるような体制づくりが必要。
- ・ 地下水位の観測は今後も継続して行うべき。

(2) 活用、管理運営について

- ・ 水田で収穫された米を使って、酒やワインをつくってみては。
- ・ 住民参加をどうしていくのか。地蔵田遺跡の整備を参考にしてみてはどうか。
- ・ 整備後の遺跡を維持していくには、地元住民の協力が不可欠である。早い段階から住民参加に取り組むべき。
- ・ 市民の意識を高めるためには遺跡を知ってもらうことが大切。パンフレット等をつくって配布しては。

○ 平成16年度 第13回（H16.8.6）

(1) 整備工事について

- ・ 高圧線があるため東北電力と十分に協議をする必要がある。
- ・ 国道は自由導線としても問題ないのではないか。
- ・ 導線を考え遺跡内に解説板を配置するのが良いだろう。
- ・ 屋外での体験を想定し、日よけができる施設や手洗い場などが必要。
- ・ 物語性のある整備をしては。（一家族の生活を再現できるような。）

(2) 活用、管理運営について

- ・ 維持管理やイベント等に主体的に関わってくれる地元の組織があると良い。
- ・ 魅力的な整備をすれば、地域の人々の目は自然に集まってくる。
- ・ シンボルマークを公募してみてはどうか。

平成16年度 第14回（H17.2.11）

(1) 整備工事について

- ・ オープンまでに水田の復元が完成していると良い。
- ・ 盛土に山砂を使用しているが、樹木の生育に影響はないか。また植生についても風土に合わないものは育たないので、専門家の意見を聞くのが良いだろう。
- ・ 水田耕作に伴う消費水量も考慮し河川の設計をすること。
- ・ 整備の進行状況をビデオ撮影してはどうか。
- ・ 復元建物の構造計算には積雪量も考慮すること。
- ・ 水田に植える品種について検討を。アワヒエ、キビなどと一緒に植えても良いのでは。

(2) 活用、管理運営について

- ・ 現場説明会を開き常に市民に情報公開を行うことが大切。まず遺跡を知ってもらう。

○ 平成 17 年度 第 15 回 (H18. 2. 23)

(1) 整備工事について

- ・ 復元建物の維持管理の手引きを作る必要があるだろう。修繕や日常管理、雪囲や燃蒸など。
- ・ 整備地内の水はけが良くないうようだ。排水設備の検討が必要。
- ・ 敷地内に茅場を設けてみてはどうか。

(2) 活用、管理運営について

- ・ 住民参加による建物復元を行っても良いのではないか。
- ・ 西沼田遺跡周辺の遺跡についても今後調査を進め、関係を研究調査する必要があるだろう。
- ・ 西沼田遺跡の生産基盤（最上川との関わり、山からの採集など）の調査研究。
- ・ 体験学習については、研究・情報収集に基づきプログラムづくりを行ってほしい。
- ・ 管理運営について指定管理者制度を導入したいとのことだが、史跡の管理には専門的な知識が必要になるためその人材確保が大切。
- ・ 学問的専門的な見地から管理運営団体を指導できる仕組みが必要だろう。
- ・ 歴史的な位置づけと、遺跡の持つ価値を探ることで今後の活用にも発展させていくだろう。

○ 平成 18 年度 第 16 回 (H19. 2. 19)

(1) 整備工事について

- ・ 湿度度の計測とともに建物の状態を観察記録してみてはどうか。
- ・ 水田の畦畔についても、水田にかかる雑草を植えるなど植生を検討してみてはどうか。
- ・ 近隣の集落の様子などを含めた模型やパネルをつくり、古墳時代における集落の役割や土地利用などを解説できるようにしてはどうか。

(2) ガイダンス施設について

- ・ 部屋などを壁で仕切らずにオープンに使用できないか。また、販売のできるフロアがほしい。
- ・ 遺物を調査研究できる部屋が必要だろう。
- ・ 木造で構造計算上問題はないのか。積雪や風の影響など十分に検討すること。
- ・ 収蔵庫前の階段にはスロープをつけ、屋根の構造は積雪を考え単純にすること。

(3) 管理運営について

- ・ 市が主体となって行うべきものと、指定管理者に任せるべきものの整理を行うこと。研究調査などの学術部門については、市が責任をもって行うべきものである。

○ 平成 19 年度 第 17 回 (H19. 12. 9)

(1) 整備工事について

- ・ 整備が終了しても調査研究が終了するわけではない。むしろこれからが大切。

(2) ガイダンス施設について

- ・ 昭和 60 年の発掘調査の様子をビデオに撮ったものがあるので活用に活かしてはどうか。
- ・ 床下からの暖房だが、天井が高いため暖かい空気が上にたまらがち。ファンで空気を循環させる必要があるだろう。
- ・ 換気等の際に虫が入らないよう、窓には網戸を設置した方が良いだろう。
- ・ 床下の空間を収納スペースとして活用してはどうか。

(3) 活用、管理運営について

- ・ ドブロク特区を申請して遺跡から収穫される米で酒をつくってみてはどうか。
- ・ 市内にある施設（郡役所・美術館）と連携を図り、共通割引券等を発行してはどうか。
- ・ シンボルマークのデザイン等を地元の大学に依頼してはどうか。
- ・ 指定管理者として地元の NPO が手をあげてくれたことは喜ばしい。ただ、史跡であるため学術的な情報発信が求められる。その点の体制づくりが必要だろう。
- ・ 指定管理委託料について、指定管理者側の裁量でどこまで自由にできるのか整理する必要があるだろう。収益を上げることにより、委託料を減らすということのないよう。

第3節 整備基本計画の策定

西沼田遺跡整備検討委員会からの指導・助言に基づき、西沼田遺跡を整備するうえで、骨格となる『西沼田遺跡整備事業基本設計報告書』が平成13年度に刊行された。

1 整備の視点

西沼田遺跡を将来に向けて保存し、市民や来訪者が遺跡に親しむため、古代の農業や自然利用、生活の実態に触れ、体験できる場として、遺跡の最盛期である6世紀の古代農村の総合的な整備を行う。また、古代の農村集落遺跡であることを活かし、農業をテーマにした活用と天童市の農業活動とを関連付け、地域の活性化を目指すものである。

2 整備の方針

西沼田遺跡の整備は、以下の方針の下に行う。

(1) 西沼田遺跡の最盛期である古墳時代後期の農村集落の総合的な整備

西沼田遺跡では、発掘調査の成果に基づいた学術的な検討を行いながら、遺跡の最盛期である古墳時代後期の農村集落を再現する。また、周辺の自然環境や農業環境などの景観を阻害しないよう調和のとれた整備を行う。

(2) 歴史空間の体験的場

古代の農業や自然利用、生活の実態に触れるなど歴史を実感できる体験学習や市民参加のフィールドとして、古代の人々が生活した環境を再現する。

(3) 農村文化との交流の場

県下有数の穀倉地帯に位置していることを活かし、農業文化の過去と現在を省み、あり方を考える場として位置づける。整備後は、農業や自然利用に関わる様々なことを実際に経験することのできる体験学習や生涯学習を中心とした活用を行う。また、これらの体験を通して遺跡への理解を深めてもらう。

(4) 学校教育・生涯学習の場

地域に根ざした遺跡として学校教育や生涯学習を通じて市民や来訪者が積極的に関わることの出来る遺跡とする。また、このような人のかかわりにより育まれる遺跡を目指す。

(5) 市民が親しみ憩うことのできる空間

イベント等による地域間の交流の拠点とともに、地域の憩いの場として、人々の理解のもとに地域に根ざし親しまれる遺跡を目指す。

(6) 研究の場

西沼田遺跡だけでなく天童市全体の歴史文化の研究の場として位置づける。

(7) 行政と市民のパートナーシップによる地域活性化の場

整備後は行政と市民が協力して運営活用を行う事により、遺跡を取り巻く地域、さらには天童市の活性化を図っていく。

3 全体計画

(1) 機能

基本設計報告書では、整備の視点と方針に基づき、西沼田遺跡に必要な機能として以下のものが示されている。

① 体験学習を行うための機能

体験学習は、地域の小中学校によるクラス単位の学校教育、天童市の市民を中心とした継続的な生涯学習、そのほか来訪者等による一時的な体験学習が想定されるため、それぞれの活用の仕方に必要な機能を設置する。

② 調査や研究のための機能

西沼田遺跡から出土した遺物や天童市内の遺跡から出土した遺物等の整理、調査、研究を行い、情報発信していくための機能を設置する。

③ 交流・憩いのための機能

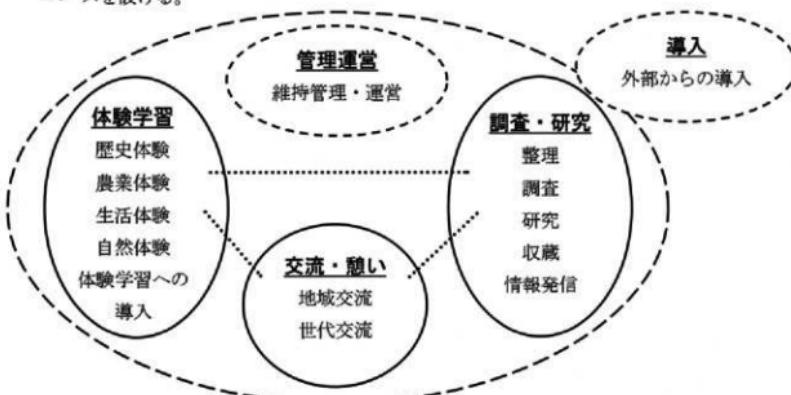
地域の交流の場、市民の交流の場、世代間の交流の場などに利用できるスペースを確保する。多目的な利用が想定されるため、広い草地のひろばを設定する。

④ 全体の管理運営を行うための機能

遺跡及び施設等の維持や管理運営を行うための機能を設置する。通常の運営のほか、イベントの企画、体験学習内容の検討やボランティアの育成、研究成果を企画展や体験学習に反映させたり、体験学習の結果を研究に取り入れることが必要とされ、調査研究から活用までを総合的に把握し企画運営する機能とする。

⑤ 外部からの導入のための機能

目的が異なる複数の来訪者が滞留する場となるため、総合案内板を充実させるなどして、来訪者の意図に沿った場所へ導くための機能を設置する。また、個人及び団体用の駐車スペースを設ける。



(2) 全体計画

西沼田遺跡の整備では、遺構を確実に保存したうえで、遺跡の最盛期と思われる6世紀後半ごろの農村集落を復元し、その集落を支えた林や河川、湿地などの自然環境を再現する。また、体験学習やイベントなどの様々な用途に活用可能な広場を整備し、遺跡の隣接地には、管理運営や体験学習、調査・研究の拠点となるガイダンス施設を設置する。また、駐車場や案内施設などの公開活用のための設備を設ける。

① 古墳時代の農村集落の復元

<建物の復元>

西沼田遺跡では、発掘調査により16棟の建物跡が確認されている。いずれも打込式の柱を持ち、建物の構造は、平地式建物が14棟(SB1~6、SB8~15)、高床式倉庫が2棟(SB7、SB16)と推定される。

整備では、最も面積の大きいSB11を、集落を構成する建物の中心と位置づけ、遺構の重複関係や軸線などから、SB11と同時期に存在したと思われる建物跡を選択し復元する。

集落を構成する建物の機能としては、主屋、副屋、厨屋、納屋、倉、作業小屋などが考えられるため、遺構や遺物などから建物の機能を想定した結果、SB11(主屋)、SB10(副屋)、SB12(厨屋)、SB5(納屋)、SB7(倉)、SB15(作業小屋)、SB16(米倉)の7棟について復元する。

<木柵の復元>

SB15の南側で検出された柵列について、確認された部分を木柵として復元する。

<水田の復元>

指定地の北側において、水田に伴う畦畔状遺構や井堰、水路などがまとまって検出されていることから、井堰や水路、水田区画等を復元し、当時の生活の基盤を担っていた水田耕作について、学び体験できる場とする。

② 自然環境の復元

古墳時代の集落では、農耕を行いながらも採集により多様な食糧を確保していたと考えられている。西沼田遺跡においても、自然科学分析などから、周辺一帯にコナラを中心としたブナの林や湿地帯が点在していた様子や、水田の耕作や人為環境の拡大に伴い、ハンノキやサワグルミ等の湿地林が減少して、イネ科を主にカヤツリグサやヨモギ属の草本が生育する環境になっていった様子が推測されている。また、西沼田遺跡の発掘調査では、モモの種やクルミ、トチノミ、クリなど種実が数多く検出されており、人々が必要な食糧を林や草地で採集していたことがうかがえる。

整備では、発掘調査で確認された遺構等に基づいて、当時の微地形や河川、湿地を復元する。また、プラント・オパール分析や、花粉分析などから推測される樹木を植栽し、古墳時代当時の自然環境を再現する。植栽する木については、完成された林を目指しつつも幼木を植栽し、維持管理の中で育成していく方針をとる。

③ オープンスペースの確保

西沼田遺跡の多様な体験学習や学校教育、生涯学習などで多くの人が集まり作業できる広場を設定する。また、地域の交流や憩いの場となり、またイベントなどにも利用できる広い空間を設ける。

広場で行われる体験学習としては、土器づくりや古墳時代の調理体験など、火を使用する作業も想定されることから、砂地のスペースとし、復元される建物群とは離れた場所に設定する。その他の空間については、草地とし、主として地域の交流や市民の憩いの場、イベントの場として利用する。

④ ガイダンス施設の設置

遺跡の歴史や概要を理解するための場として、指定地の南側にガイダンス施設を設置する。

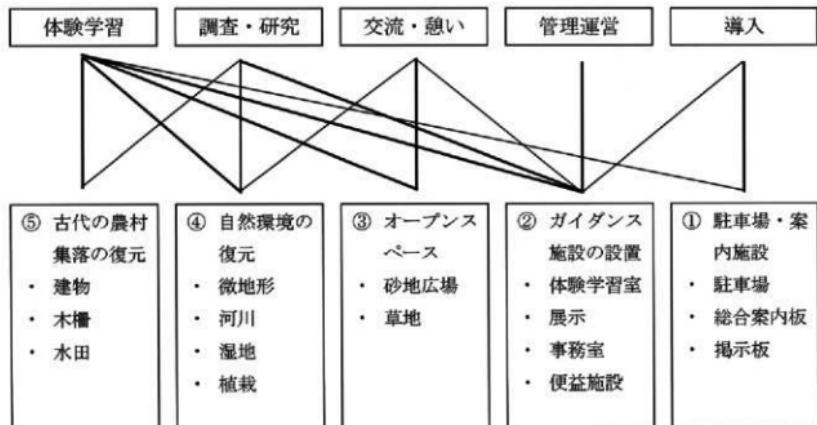
具体的には、体験学習室や展示室などを設け、より効果的な体験ができるようサポートする。また、施設には事務室を設置し、維持管理や運営、情報発信の基地としての機能も持たせる。

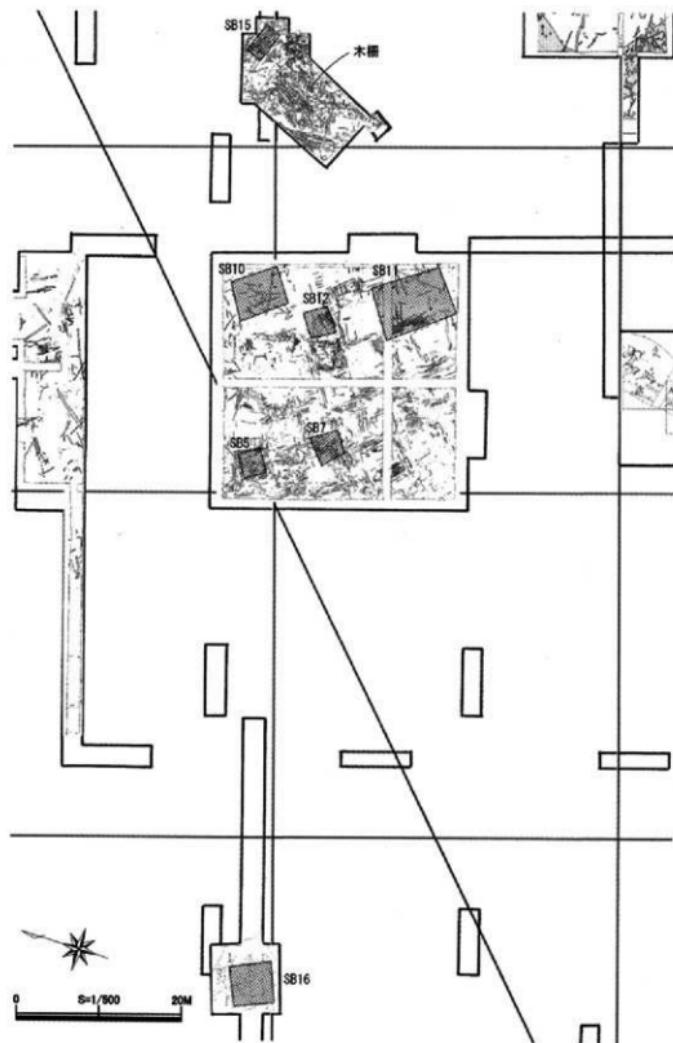
その他、トイレなどの便益施設を設ける。

⑤ 駐車場・案内施設

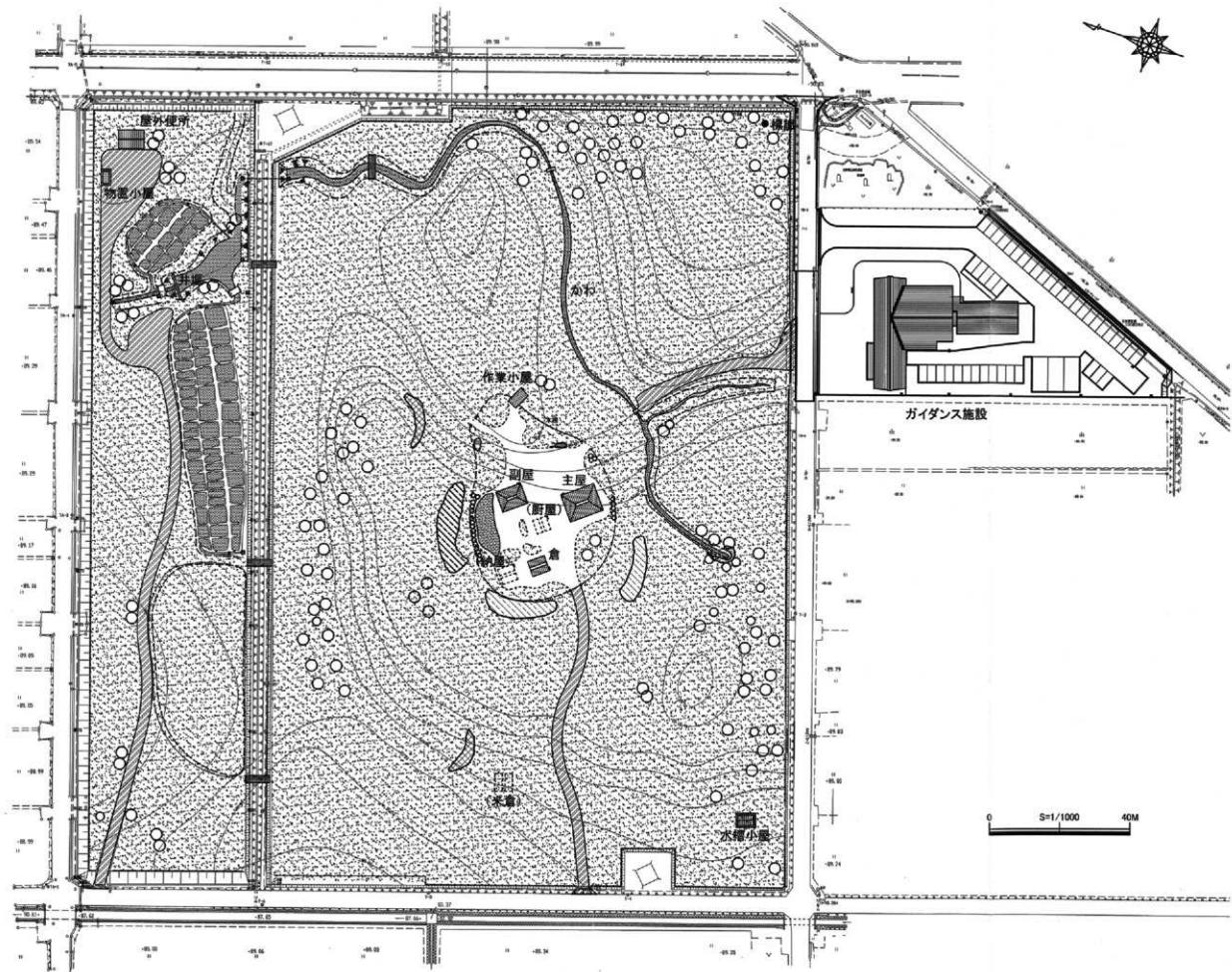
遺跡への導入部にあたる場所に駐車場と案内施設を設け、来訪者の目的に応じた場所に行けるよう誘導する。

案内施設としては、遺跡全体の施設配置などを案内する総合案内板やイベントの案内をする掲示板などが考えられる。





復元建物遺構検討図



第3章 整備事業

第1節 整備事業の概要

1 全体の概要

西沼田遺跡は、昭和 61 年度に建物跡が集中して発見された地域、約 33,000 m²が国指定史跡として指定され、平成 15 年度には、畦畔状遺構や井堰、水路などの生産遺構が確認された地域、約 12,000 m²が追加して指定されている。これらの指定地はいずれも、指定の翌年度までには全て公有化を行っている。

その後、整備検討委員会の指導・助言の下に、整備の方針や手法について検討を重ね、平成 14 年度から整備事業が開始された。

初年度となる平成 14 年度の整備事業は、文化庁の記念物保存修理事業費を受けて行われ、地質調査や測量設計、一部の部分で盛土工事が実施された。平成 15 年度からは、史跡等総合整備活用推進事業費に切り替えて、平成 19 年度までの 5 カ年間で、発掘調査、実施設計、盛土工事、地形復元、植栽、建物復元、ガイダンス施設や便益施設の建設工事が実施され、平成 20 年 5 月 24 日に西沼田遺跡公園としてオープンを迎えている。

なお、ガイダンス施設が建設されている用地は、平成 17 年度に市が単独事業として購入した土地で、指定地の南側に隣接して約 4,000 m²の広さがある。ガイダンス施設には、同じく市の単独事業により西沼田遺跡から出土した遺物等を保管する収蔵庫が併設されている。

復元建物については、7 棟予定されているうちの 4 棟について復元が完成しており、残りの 3 棟については、今後の利活用の中で復元していく予定である。

2 整備事業の経過

西沼田遺跡整備事業年度別事業費

年度	事業名	総事業費	国庫	県費 補助額	市費	内訳	備考
平成 6.3～15.3 史跡先行取得		207,227	165,771	13,813	27,643	先行政費償還	32,928 m ² （昭和 62 年指定地 32,928 m ² のうち私有地 32,928 m ² を先行取得）
9.記念物保存修理事業		8,014	4,000	2,000	2,014	発掘調査	7,774,638
							720 m ² （指定地南側・河川縁確認）
10.記念物保存修理事業		11,038	5,500	2,750	2,788	発掘調査	8,310,151
						遺構集成図等作成	2,500,000
11.記念物保存修理事業		10,043	5,000	2,000	3,043	発掘調査	9,744,038
						事務費	299,254
	市内道路整備調査	5,517	2,760	0	2,767	発掘調査	5,427,933
							400 m ² （北側隣接地・木田跡確認）

	記念物保存修理工事	6,024	2,500	875	1,649	実態調査	4,873,821 120m ² (指定地中央部・14、15号建物跡認)
12	市内道路見附調査	16,041	7,500	0	7,541	実態調査	14,807,958 2,160m ² (北側隣接地・河川跡、水田跡、井堰等確認)
	記念物保存修理工事	5,021	2,500	875	1,546	実態調査	4,916,228 300m ² (指定地西側・末瀬原跡)
13	市内道路見附調査	4,017	2,000	0	2,017	実態調査	3,893,064 120m ² (北側隣接地・灰化末等出土)
	基本設計策定(平成)	6,195	—	—	6,195	基本設計	6,195,000
						地質調査	2,541,000
14	記念物保存修理工事	25,610	12,500	2,500	10,610	測量設計	約33,000m ² (毎和2年指定地)
						盛土工事	4,600m ³
							・平地建物基本構造検討 ・復元建物の実施設計(主屋・納戸・押間・腰壁) ・木構小屋、物置小屋の実施設計、 ・基礎盤根の実施設計(鉄地盤復元・川復元・壁根・給水・排水・電気)
15	史跡等総合整備活用推進事業	80,955	40,000	8,000	32,965	実施設計	13,713,000
						盛土工事	52,038,000 24,400m ³
						実態調査	15,088,098 1,116m ² (指定地東南部・河川跡、水田跡認)
	史跡等購入費補助金	51,521	41,216	1,374	8,931	土地購入費	51,124,158 11,839m ² (平成15年追加指定地11,999m ² のうち私有地11,039m ² を購入)
						不動産鑑定料	396,900
							・高床、特殊平地建物基本構造検討 ・復元建物の実施設計(倉、米倉、作業小屋) ・水田、池、堀、木構等の実施設計 ・道路内施設の実施設計
16	史跡等総合整備活用推進事業	84,137	42,000	5,250	36,887	実施設計	4,305,000
						地形測量	2,238,500 約12,000m ² (平成15年追加指定地)
						整備工事	盛土(16,000m ³)、給水設備工事(φ30 242.8m、φ75 347.3m)、排水設備工事(カクスカラバーート42.1m)、電気 設備工事(配管φ300.8m)、かわ工、植 栽工事(剪芝面φ400m ² 、草刈φ400m ²)、植樹19 本)
						実態調査	8,978,913 776m ² (ガイダンス施設建設予定期の遺 物・遺構の確認)
						賃金	130,140 復元建物活用(田代野)
						工事監理	3,045,000 復元建物活用監理
						復元建物整備	22,680,000 主屋、倉
17	史跡等総合整備活用推進事業	57,201	28,500	3,562	25,139	整備工事	給水設備工事 φ20 166m、φ25 10 m 雨水設備工事 配管工φ25m輸送工事 男芝施子吹付14,270m ³ 、植樹66本、生 垣90m 施肥9,490m ² かわ工事 水槽、供給し 管、圧送管、管理室、かわ社出口工事 木脚6基、ローブ堰395m
	用地取得費(單価)	17,348	—	—	17,348	土地購入費	17,347,590 単価事業面積用地取得 約4,000m ² (ガ イダンス施設・駐車場用地)

						実施設計	5,967,225	ガイダンス施設及び屋外トイレ
						工事監理	1,785,000	復元建物監理
						復元建物物置 箇	24,045,000	倉庫、作業小屋、木構小屋、物置小 屋、木棧12m
						機械、施設工事 梱包(5種類)1,321m ² 、 木橋 2基、角柱 17基、 水場、井堰、車止め13基 電気設備工事 電線、電線管、引込柱 1 基、分岐盤 1基、 引込配管器 1基 飼田池改水口工事 ブンブツ 2基 ポンプ制御板、電源		
18	史跡等総合整備 活用推進事業	62,089	30,900	3,399	27,790	整備工事	27,331,500	防災改修工事 復元家屋 (主屋、副屋、 食、作業小屋) 及び水槽小屋 (手洗・廻転槽 5基、災光灯 7基、更衣 室 5基、防災避難工事 火災報知機 5 基、警報装置、 水田改水工事 1487.9m ² 舗装工事 夏完定期周辺の中高木及び地 被覆の植栽
						施教工事	2,730,000	中・高木植樹(モモ、クリ)、低木・地 被覆の植栽
	設計・工事費 (単独)	24,672	-	-	24,672	実施設計	7,682,775	収容庫部分
						測量	1,102,500	ガイダンス施設部面積
						測量及び実施 工事	640,500	指定施設及びガイダンス施設部確定面積
						ガイダンス施 設造成	14,406,000	造成(約4,000m ² , L型擁壁100m、ボック スタカルバート、管理舗等設置)
						既道維修工事	840,000	工事進入路として使用した農道の補修
	史跡等総合整備 活用推進事業	129,100	64,060	7,045	58,005	ガイダンス施 設(屋内)	72,608,023	383.40m ²
						ガイダンス施 設(設備)	30,122,502	
						ガイダンス施 設(展示)	14,001,390	
						屋外トイレ	5,772,565	
						説明版設置	4,385,520	
						工事監理	2,010,643	
19	設計・工事費 (単独)	82,293	-	-	82,293	ガイダンス施 設(展示)	14,348,610	
						収容庫(建築)	14,614,344	106.32m ²
						収容庫(設備)	3,401,674	
						外構工事	23,563,392	駐車場等整備(約40台) 舗装3,864千円込み
						下木箱引込 み・進入點整 備	9,141,500	ガイダンス施設及び屋外トイレ下水道 管引込み 進入時は面臨舗装込み
						説明板設置	1,200,480	
						道路案内板設 置	5,325,809	
						工事監理	677,357	
						備品費	10,000,000	ガイダンス施設備品
	合計	892,063	466,687	53,443	381,933			

第4章 整備工事

第1節 遺構保存

1 地下水位観測

西沼田遺跡は、建築部材をはじめとする有機質の遺物が大量に保存されていることが特徴としてあげられる。

これら有機質の遺物が保存されてきた要因として、第一に考えられることは、遺跡周辺の地形である。遺跡がある地域は、扇状地の扇端部にあたるため、地下水が豊富であり、高い水位が保たれる環境が整っていた。また第二に、西沼田遺跡が保存されていた土地は、長い間、水田として利用されていたため、細かい粘性の土壌で遺物を覆う水が保たれてきたことが考えられる。

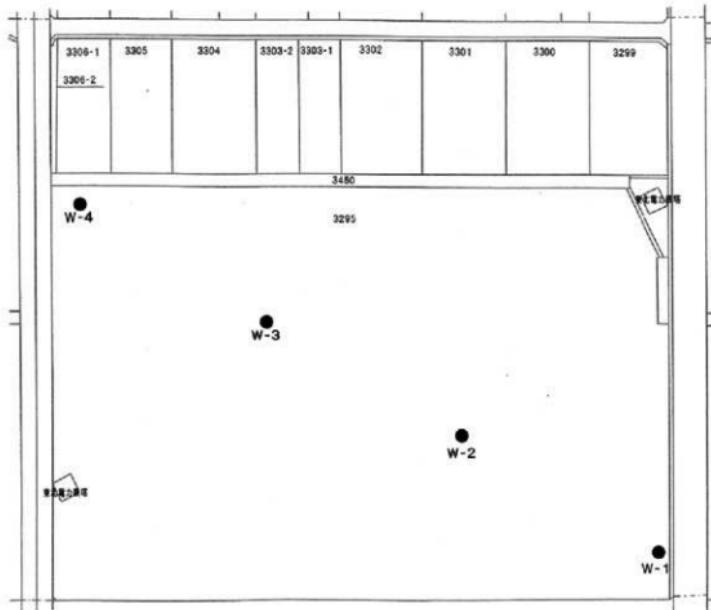
遺跡を良好な状態で保存していくためには、この地下水の量が重要な鍵となることから、平成元年に、指定地の南東と北西に水位観測機を2基設置し、はじめて地下水位の調査を行った。その結果、南東(W-1)では常に水位が安定しているが、北西(W-4)では地下水位の変動があり、時には遺構面よりも地下水位が下がる状況が確認された。ただし、この観測では、建物跡が最も集中している指定地中央部分の地下水位の状況が分からることから、平成5年度より観測機を2基増設し、計測を行うこととなった。

観測方法は、各観測孔に水压式水位計を入れ、自動観測記録装置を設置し行うもので、観測機が増設された平成5年11月からは、24時間365日観測を行っている。記録はICカードに蓄積され、いつでもデータを取り出すことができる。平成19年度からは、観測孔が復元された集落の景観を損ねないよう、水位計に記録器が内蔵されているものに切り替え埋設化している。

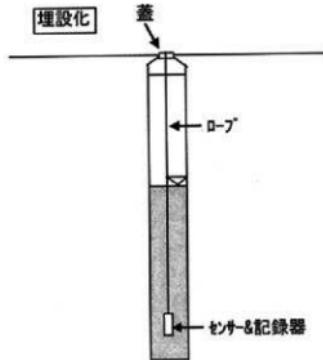
2 遺構保護盛土

整備工事では、遺跡を地下に保存した状態で、地表部分に古墳時代の農村集落を復元することから、復元建物の基礎工事や植栽工事などによる地下遺構への悪影響を避けるため、整備地の全面に保護盛土を施すことから始められた。

保護盛土の造成は、遺構の保存を目的として行われるため、盛土自体が遺跡に悪影響を与えるものであってはならない。そこで、事前に地質調査や測量調査を実施し、重量物の荷重が充分分散される厚さとして、地表面から標準約60cmの保護盛土を造成することとなった。また、盛土に使用される砂についても、雨水等が浸透しやすくあまり乾燥しない程度の山砂とし、地下水位の変動を抑える工夫を施した。その結果、整備地全体に盛土が施工されてから、地下水位が遺構を下回る期間が短くなり、より良い状態にあることが分かった。水位観測については、今後も、継続して行っていく予定である。



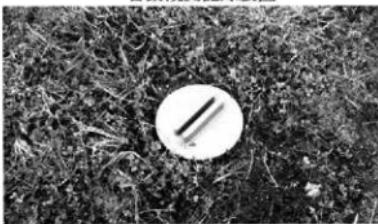
水位調査位置平面図



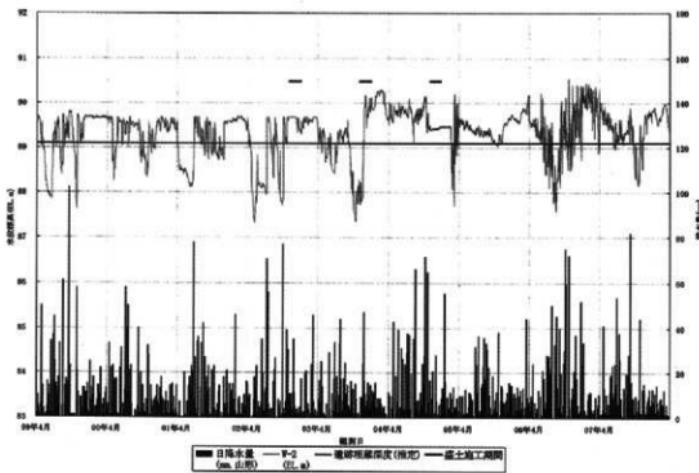
自動観測水位計模式図



自動観測記録装置

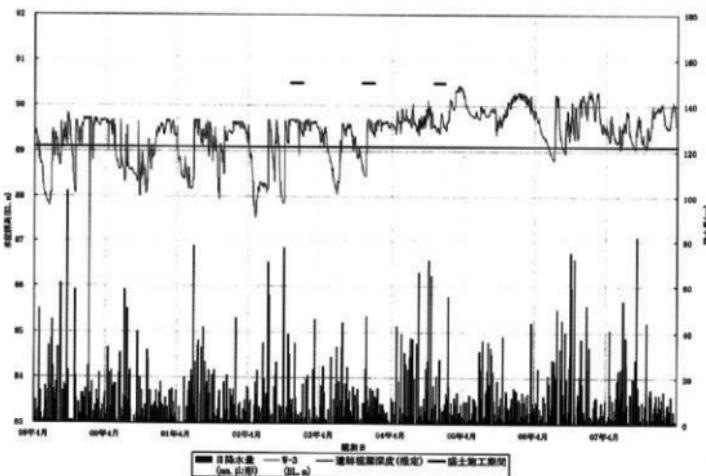


設置状況



W-2は、平成15年度に盛土が施工され、その後、水位が上昇し、変動傾向に変化が生じている。

W-2 通年水位変化図 (H11.4.1~H20.3.31)



W-3 通年水位変化図 (H11.4.1~H20.3.31)

第2節 集落の復元

1 集落の構成

西沼田遺跡では、今までの発掘調査によって、16棟の建物跡が確認されている。

この建物群は、遺跡の展開する低湿地の中で微高地にあたり、その周囲には、川跡が蛇行し、南北には水田の畦畔状遺構が発見されている。豊かな水系に恵まれた低湿地の中で、穀倉地帯を営む古代の農村という集落像が想像される。

建物群は、主軸の方位や重複関係から3時期以上の変遷があると考えられるが、整備対象とした時期は最大規模の建物跡SB11を中心と想定し、この建物跡と同時期に存在したとして矛盾しない遺構を取り上げている。また整備上の性格付けとして、柵などで囲まれた、緩やかな血縁・地縁からなるひとつの単位集団と考え、各建物の機能を以下に設定した。

【SB11 主屋】

集落の中で最も規模が大きい中心建物。集落の長たちが暮した住居建物と設定した。

【SB10 副屋（主屋の付属屋）】

主屋に次ぐ大きさの建物であることから、長の親族らが暮した建物と設定した。

【SB7 倉】

2間×2間の高床建物であることから、集落で使う米などの穀物を収納する倉と設定した。

【SB15 作業小屋】

木柵の外側に張出して建つ小型の建物跡で、周囲から未完成の木製品が多く発見されていることから、木工に関する作業小屋と設定した。

【SB12 厨屋】（未整備）

主屋、副屋、倉との位置関係や小規模であることなどから、厨屋と設定した。

【SB5 納屋】（未整備）

倉と隣接する小規模な建物であることから、農具や諸道具を収める納屋と設定した。

【SB16 米倉】（未整備）

平面規模約5m×5mの大きい高床建物であり、その周囲からは多量の炭化米が発見されたことから、大規模な米倉と設定した。これは上記6棟からなるイエからは離れたところに位置するもので、複数の集団の共同管理によるものとも考えられる。

【木柵他】

延長約13mの範囲で確認された丸太柵である。集落を全周していたと考えられるが、発掘調査で確認された部分についてのみ復元を行った。柵の内側には小規模な菜園・薬草園や物干し場など、生活に伴う小構造物が多数作られていたと思われる。

2 集落の復元

(1) 平屋建物の基本構造

【構造形式】 打込柱、三叉による小屋組、寄棟屋根、茅葺、茅壁

西沼田遺跡の建物跡は、打込柱による平地式及び高床式建物で、堅穴住居は見られない。この地域の低湿な環境におけるあり方として、独特的の形態である。

平地式建物跡の平面形は、不正長方形ないし不正方形で、柱は1.3～2.0m程のばらつきのある間隔で並ぶ。打込柱は、直径8～13cmが一般的で根元の方を尖らせており、その打込み深さは1.0～1.2mである(SB3)。柱の高さを平屋建物の一般値として1.8～2.4mと考えると、十分自立する根入れ深さである。この柱の上を桁で繋ぐが、柱径から判断して余り太いものとは思われない。出土した建築部材には、仕口・縦手などの痕跡をとどめるものはみられないことから、基本的には、二又の柱材で桁を受けるような形態が妥当と考えられる。同様に梁もさほど太いものではなく、余り荷重を受けない引っ張り材と考えられる。

小屋組の形態について、古墳時代には叉首構造が一般的であるが、SB10・SB11のように両妻側の長さが異なることや、平面形が不整形であることから、三叉のような構造と考えることが合理的である。この三叉構造としては、北海道アイヌの伝統家屋チセに見られるケツンニが知られている。これは、両側の桁・側桁上にそれぞれ三叉を組み、その頂点に棟木を架渡すもので、寄棟屋根となる。SB10の床面に交叉した状態で発見された長さ約5.4mの丸太材は、梁間4.6mの規模から判断して隅垂木と考えられ、寄棟と考える傍証となる。

屋根材としては、多量の板材など、葺材にあたるような遺物が発見されていないことから、茅葺と考えることが妥当であろう。また、壁については不規則な柱間に適するものとして土壁・茅壁が考えられるが、多湿な環境から判断して茅壁が妥当と考えられる。

【床】 土間・板敷床・繩布（アンギン）床

西沼田遺跡の平地式建物跡、SB3では青灰色粘土が床面東半に堆積し、またSB8ではやはり東半に5cm程度の盛土が確認されている。これは土間として利用するための張り床が施されたものと考えられる。

SB11では、床面の一画に丸太材や板などを敷き詰めた状況が発見されており、その下には厚さ10cmほどの初穀の堆積が確認されている。これは板敷床の痕跡と考えられ、敷板は土間に転ばし根太などを置いた上に敷かれたものと考えられる。初穀は土面からの断熱や湿気除けなどのためであろうか。

住居建物の床の配置は、同時代の堅穴住居に見られるベッド状遺構が参考になる。

これは床面の1~4辺に設けられた幅約1m、高さ10~20cm程の高まりであり、規模が大きいほど多辺にある。このような床は、生活のためには必要なしつらえであったと考えられ、上記の板敷床のような痕跡を止めないものがあったものと想定される。そのような床として、北海道アイヌのチセでは細い丸太を井桁状に組み、クッション材として茅束を敷き込んだ上に布や毛皮などを敷くものがある。これを参考に、上面に編布（アンギン）を敷いた床を想定した。

【茅葺】 茅段葺

茅葺の工法として逆葺（さかぶき）、段葺（だんぶき）、本葺（ほんぶき）がある。逆葺は穂先を下にして茅を葺く最も初源的なもので、現在でも韓国の伝統民家や北方・南方の少数民族に見ることができる。本葺は、近世以降の日本の民家に見られるように根元を下にして厚く葺き、表面には茅の切断面のみが現れるもので、耐久性があり、施工上の精度と技術力が必要となる。段葺は、根元を下にする点は本葺と同様であるが、屋根面に施工過程で掛ける足場丸太の各段に茅束を揃えて重ねるもので、北海道アイヌのチセなどに用いられている。西沼田遺跡の建物跡を見ると、あまり規格的な構造とは考えられず、建築技術についていえばチセと同程度かと思われることから、屋根は茅段葺と想定した。

【開口】

遺構には開口位置を示す痕跡は無いが、古墳時代の家型埴輪に見るように、何れかの側通り1箇所に出入り口があり、その他数箇所に小窓が付くものと想定した。ここで、出入り口の位置は建物の配置関係などから設定した。

出入り口は、チセをはじめ北方諸民族に見られるように常には開放しており、簡便な垂れ幕や簾などを持ち、夜間や寒冷期、強風時のみ建具を開めるように考えた。建具は懆貪で納める板扉を想定した。



アイヌの住居「チセ」（『チセ・ア・カラ』1967・萱野茂ほか）

(2) 11号建物(主屋)の復元

【構造形式】 打込み柱、平屋、三叉による小屋組、寄棟屋根、茅段葺、茅壁

【規模】 柱行 8.7m、梁間 5.9m／6.7m、桁高 1.8m、棟木高 5.1m、総高 5.9m

【架構】 打込み柱を二又材として桁を受ける。打込み柱間に間柱を設け、間柱は桁にほぞ差しとする。桁間に引張り材として梁を架け、桁受け両側に三叉を載せ、両三叉頂部に棟木を架渡す。両三叉に母屋桁を井桁状に掛け、垂木を受ける。垂木尻は桁にほぞ差しとする。

【壁】 柱外側に壁小舞を架け、茅東を厚約 30cm に立て、外側から押縁にて押える。

【屋根】 茅段葺とする。屋根厚は 30cm／45cm とし、葺足は逆葺実験の結果から 45cm とする。棟は折茅積とし、針目覆いは茅東とする。

【開口】 出入口 1箇所、櫻販式板扉を持つ。小窓 3箇所、簾付き。

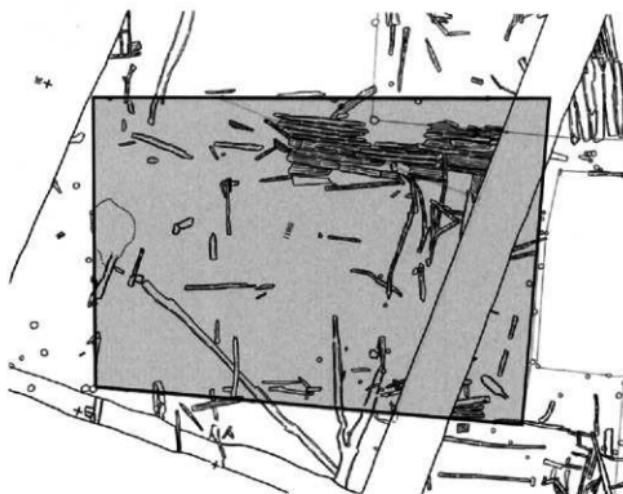
【床】 板敷床、幅約 1.5m。編布床、幅約 2.4m。板敷床の痕跡以南を編布床とした。他は土間床。

【その他】

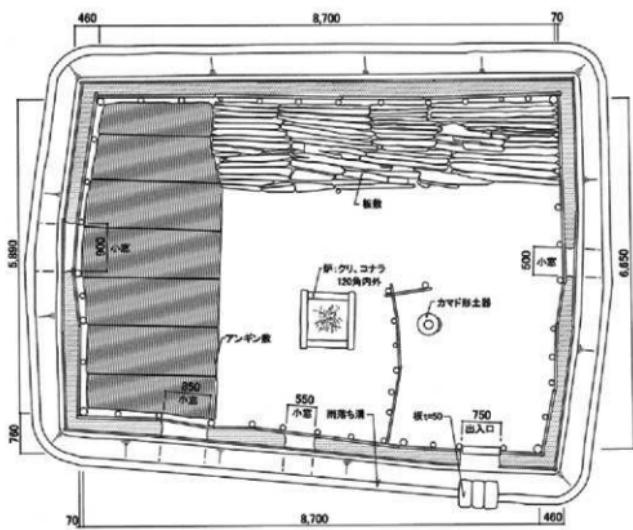
- ・床面に柱痕があり、出入口を囲む間仕切りと考えた。

- ・痕跡は無いが、中央に囲炉裏を設け、その上に火棚を設けた。

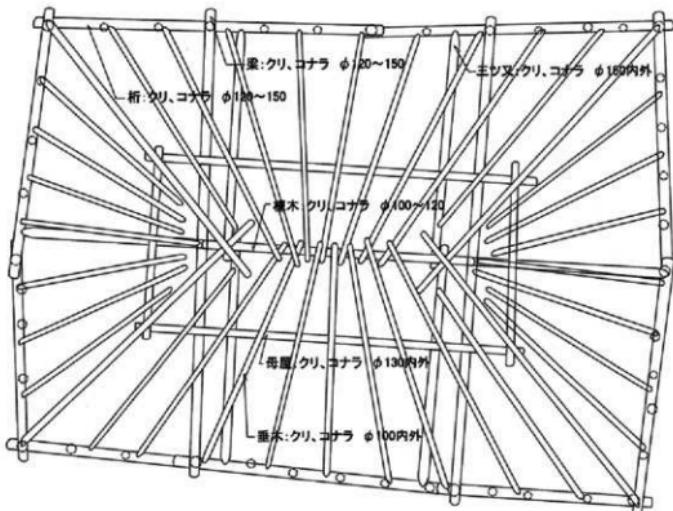
- ・竈形土器を複製し、調理用具として屋内に置いた。



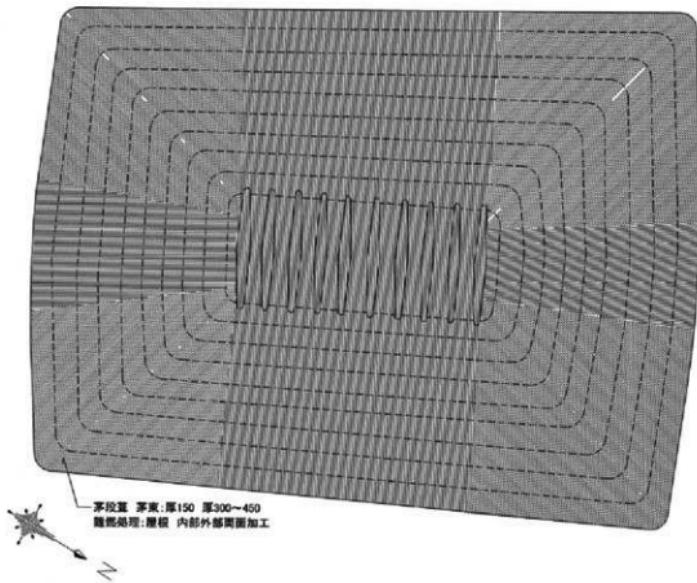
遺構平面図



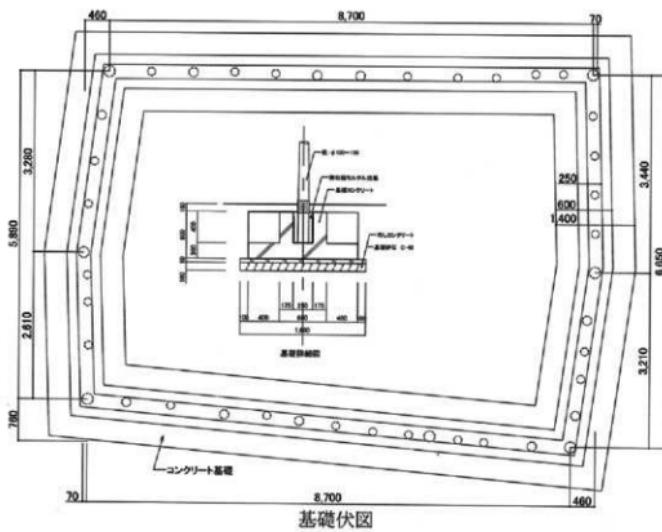
平面図



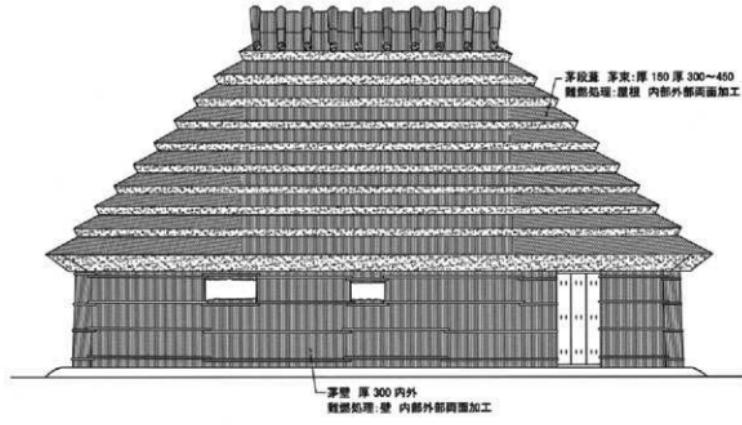
小屋伏図



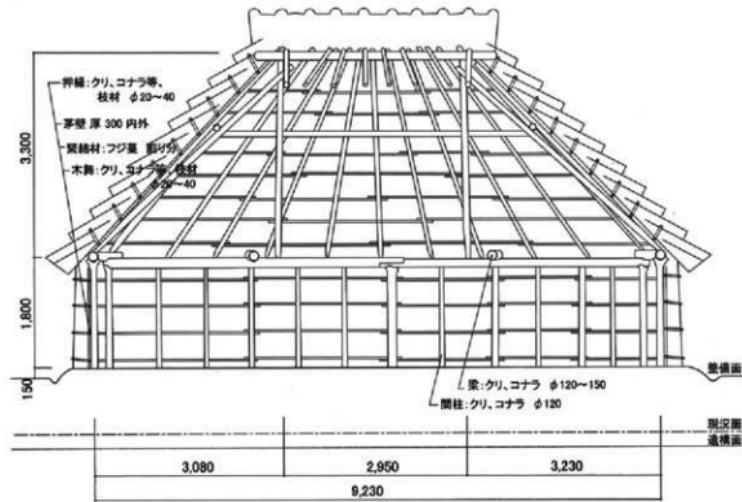
屋根伏図



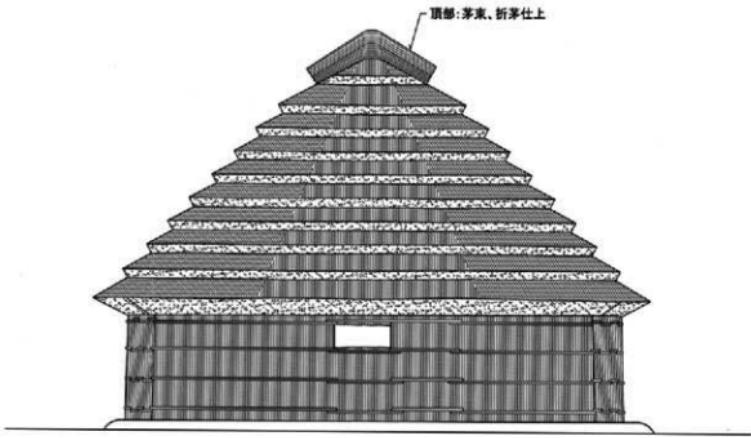
基礎伏歐



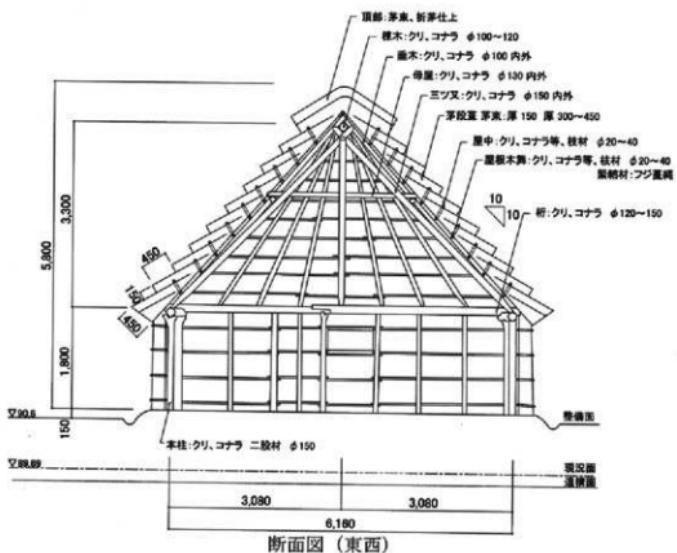
立面図（東より）

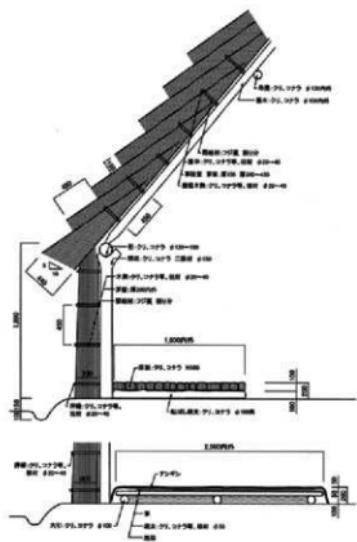


断面図（南北）

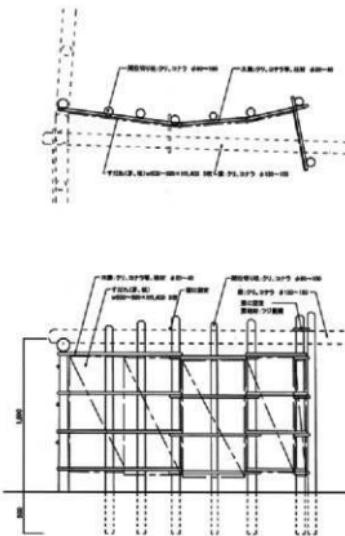


立面図（北より）

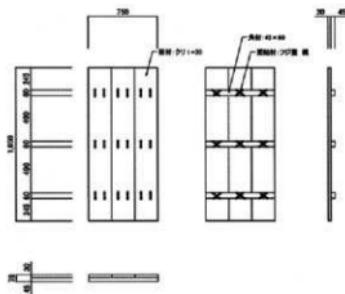
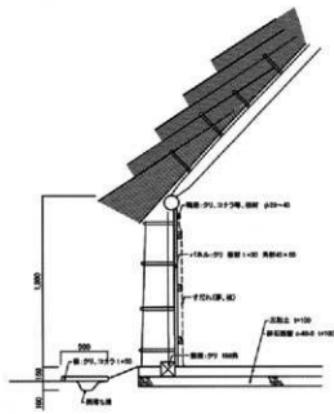




矩計図



間仕切詳細図



取外し扉詳細図

(3) 10号建物(副屋)の復元

【構造形式】 打込み柱、平屋、三叉による小屋組、寄棟屋根、茅段葺、茅壁

【規模】 衍行 6.4m／6.0m、梁間 4.6m／4.9m、衍高 1.8m、棟木高 4.6m、總高 5.2m

【架構・壁・屋根】 10号建物に同じ。

【開口】 出入口 1箇所、櫻販式板扉を持つ。小窓 2箇所、簾付き。

【床】 奥壁一面に編布床、幅約 1.0m。他は土間床。

【その他】 ・痕跡は無いが、中央に囲炉裏を設け、その上に火棚を設けた。

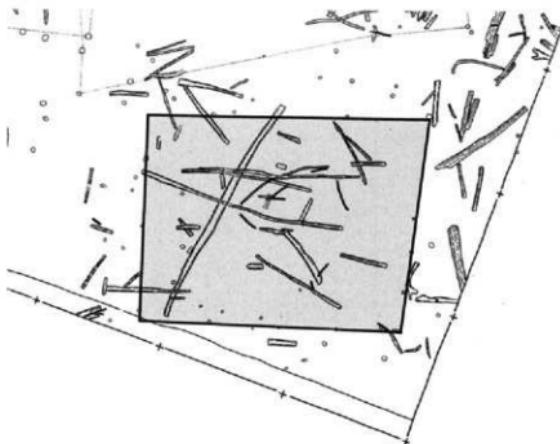
※ 以下は各建物共通事項

【材料・加工】

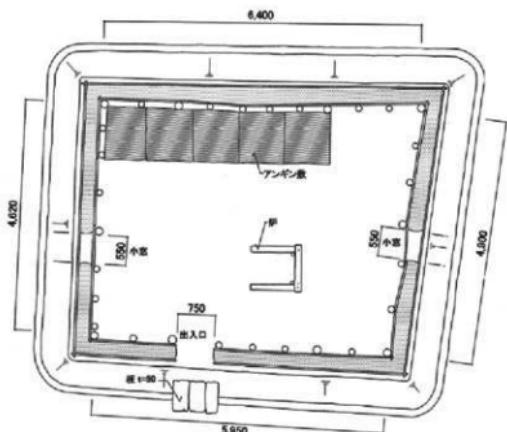
- ・木材は山形県産のクリ・コナラの山取り材を皮剥きして用いた。
- ・木工の仕上げはチョウナ・ヨキ等の伝統工具に拠った。
- ・木材の結束には藤蔓繩(手縫い)、藤蔓裂き材の他、補足的に麻繩を用いた。

【構造補強等】

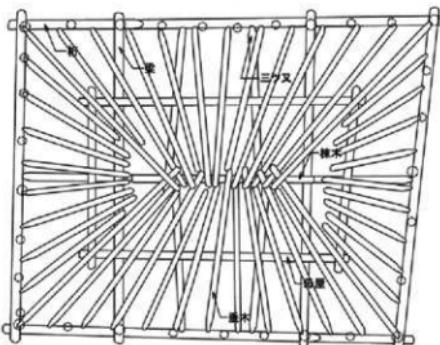
- ・遺構保護の観点から、柱の埋込みを浅くするため基礎コンクリートを設けた。
但し、打込み柱の構造を踏襲して柱は基礎と剛接合とした。
- ・柱が土と接する部分は胴板巻きとした。
- ・茅屋根、茅壁には難燃処理剤を噴霧した。



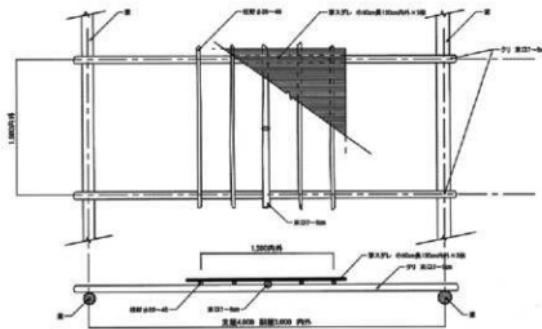
遺構平面図



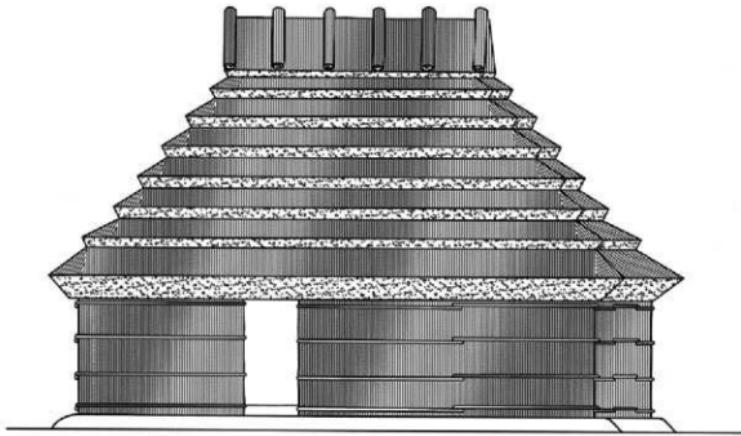
平面図



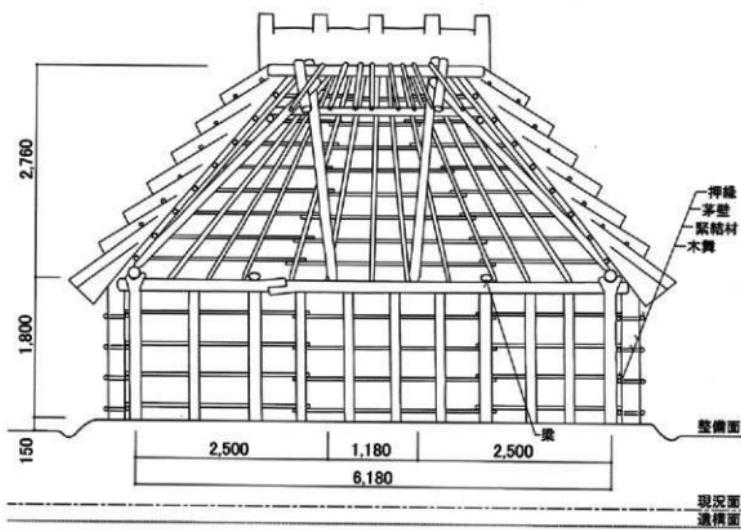
小屋伏図



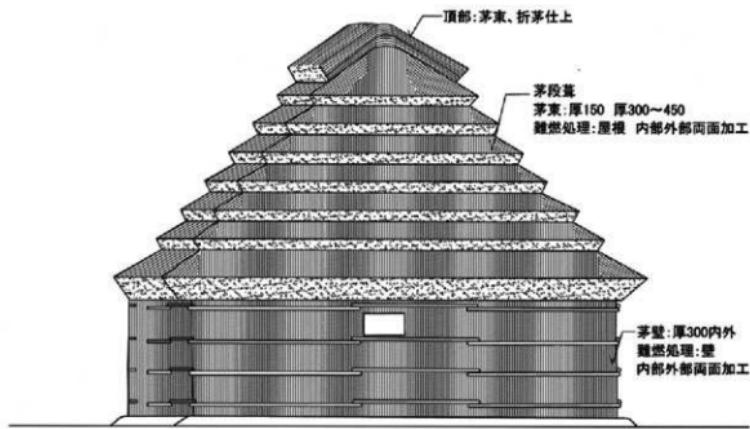
火棚詳細図



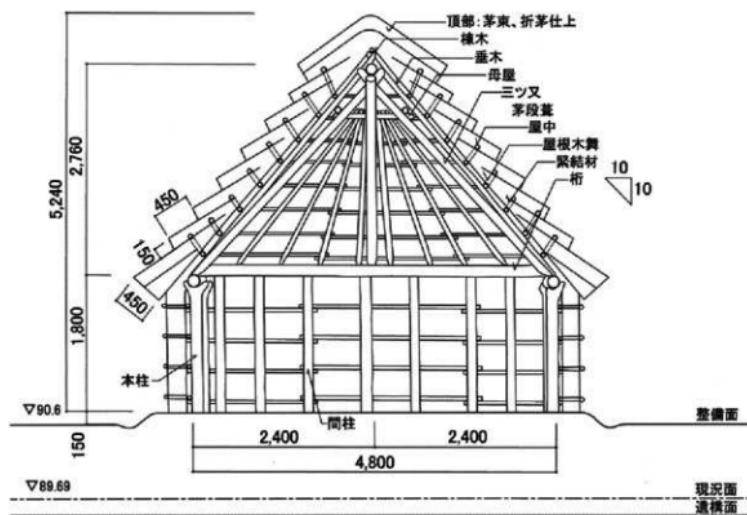
立面図（東より）



断面図（南北）



立面図（北より）



断面図（東西）

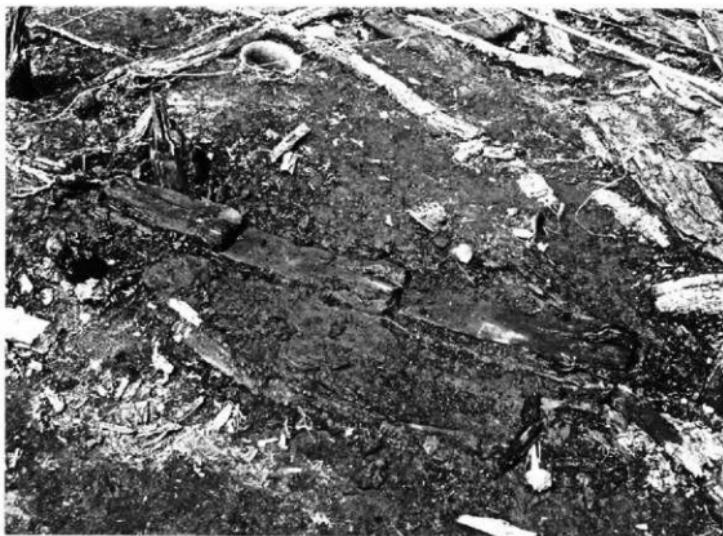
(4) 高床式建物の基本構造

西沼田遺跡の高床式建物であるSB7は、2間×2間の縦柱建物で、SB16は、2間×2間ではあるが中央通りのみ3間となり、妻側片方に棟持柱を持つ特殊形である。

高床建物の構造として、側柱を床上まで立ち上げて小屋を受けるものと、全ての柱で床面を一旦受けてその上に別途柱を立てる束柱形式のものがある。この遺跡の場合、SB16のような梁間が通らない床下構造を持つことや、打込柱では大引貫などの建込みが困難であることから、床面で柱を一旦区切る構造が妥当と考えられる。床高は出土した梯子材（長さ1.2m、幅11.2cm、踏み面3段）から、床面にて1.2m程度と考えられる。

小屋組は、方形平面であることから叉首による切妻と考えられ、SB16では地面から、SB7では床面から棟持柱を立上げるものと推定される。この後者は、北海道アイヌの倉（ブ）と類似している。屋根と壁は平屋建物と同様に、茅段葺屋根に茅壁と想定した。

また、何れも穀物を納めることから鼠返し盤が必要である。ここでは類似の遺跡である嶋遺跡出土のものを参考にした。



梯子材（西沼田遺跡出土）

(5) 7号建物(倉)の復元

【構造形式】 打込柱を束柱とする高床建物、叉首構造、切妻屋根、茅段葺、茅壁

【規模】 衍行2間 3.6m／2.9m、梁間2間 3.2m／3.6m、床高 1.2m、衍高 2.7m、棟木高 4.6m、総高 5.3m

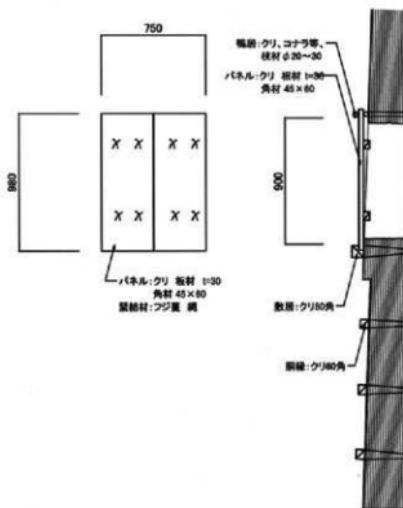
【架構】 打込柱9本を束柱とし、衍行通りに床持台輪を載せる。台輪に床となる厚板を敷き、床板上に柱・間柱をほぞ差しにて立て、桁で繋ぎ、梁を架ける。梁上に又首を組み、棟木を載せる。棟持柱は中央通りの台輪から立上げ、棟木にはほぞ差しとする。また軸部の補強として、四隅の柱に火打材を設ける。この火打材は、アイヌの倉(ブ)に倣ったものである。

【壁】 柱外側に壁小舞を架け、茅束を厚約30cmに立て、外側から押縁にて押える。茅壁の下端は鼠返盤より上に切り揃える。

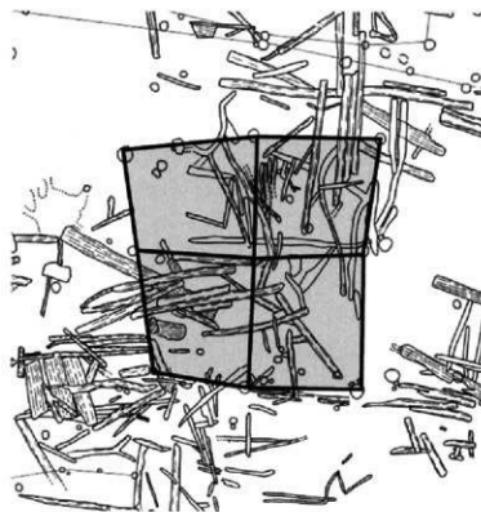
【屋根】 茅段葺とする。工法は平屋と同様とするが、切妻面は内転びの傾斜を持つ。

【開口】 穀倉は屋内全体が収納であって、その出し入れ口は妻壁に設ける。中国の少数民族の例では、ここから稻穂束を投入する収納方法が見られる。この開口には櫻貪による板扉を想定した。

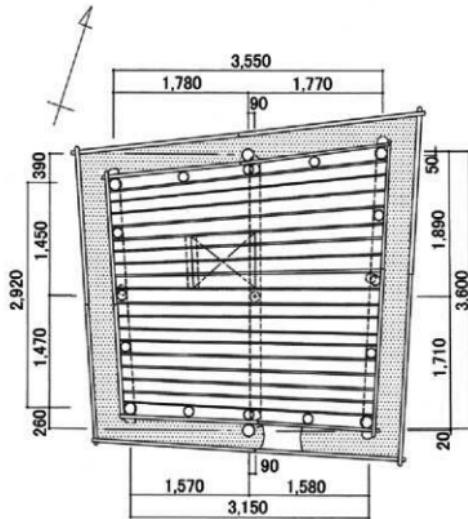
【その他】 床面に管理用の出入口を設けた。



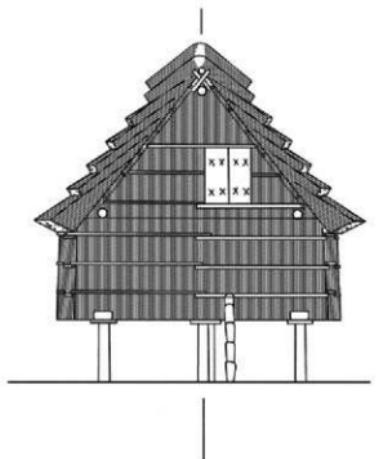
扉詳細図面



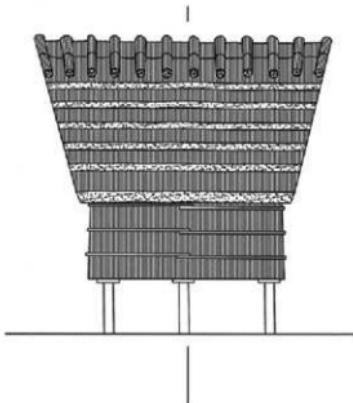
遺構平面図



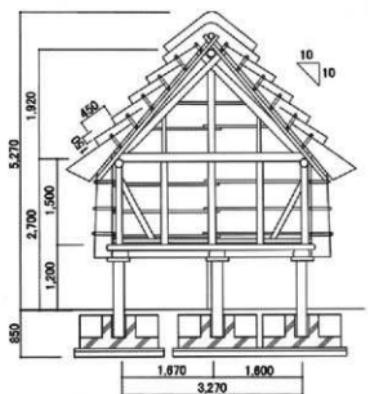
平面図



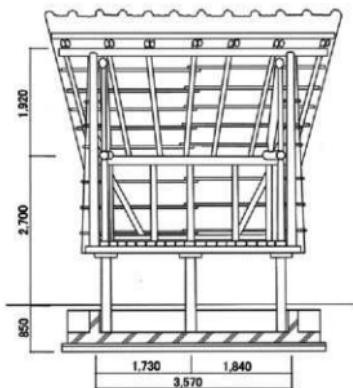
立面図（南より）



立面図（東より）



断面図（東西）



断面図（南北）

(6) 15号建物(作業小屋)の復元

周囲から未完成の木製品が多く発見されたことから、木工に関する作業小屋と想定した。この建物跡は、桁行3.8m、梁間2.1mと小型でありながら、柱の痕跡は直径15cmを測るなど、他の平屋建物よりも太い。このことから頑丈な建物と推測される。また屋根形状は、梁間が狭いことから片流れとすることが妥当であろう。

壁の構造として、茅壁と考えることも不可能ではないが、集落を区画する木柵の外に張り出す配置であることや、頑丈な構造が想定されることから丸太壁を想定した。これは柱間に細丸太や割板を立て並べるもので、中国や北方の少数民族にも見られる構造である。

【構造形式】 打込柱、平屋、片流れ屋根、樹皮葺き、丸太壁

【規模】 桁行2間3.8m／3.9m、梁間2間2.1m、桁高1.8m／2.4m、総高2.7m

【架構】 打込柱上に桁を掛け、屋根材となる半割り丸太を片流れ勾配に載せる。

【壁】 柱間に細丸太を立て並べ、内外の押縁で抑える。

【屋根】 半割り丸太上にクルミの樹皮を敷き並べ、押縁で抑える。

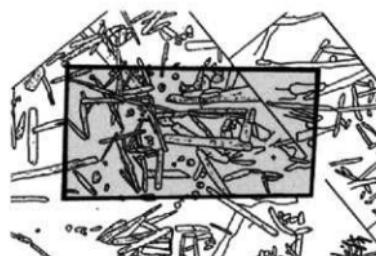
【開口】 出入口一箇所とし、割板による板扉を設けた。

【その他】 • この柱材は、樹種同定の結果からクルミ材とした。

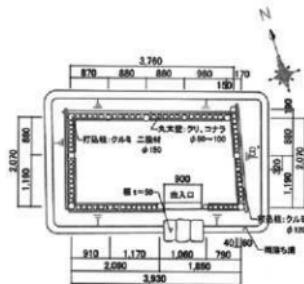
• 屋根の樹皮の種もそれに倣った。

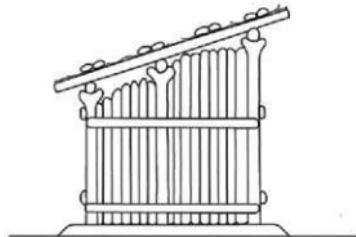
• 屋根の防水補強として、樹皮下にシート防水を設けた。

遺構平面図

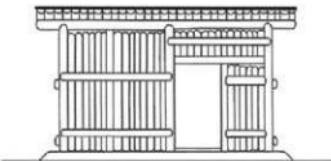


平面図

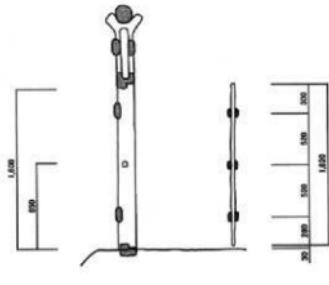
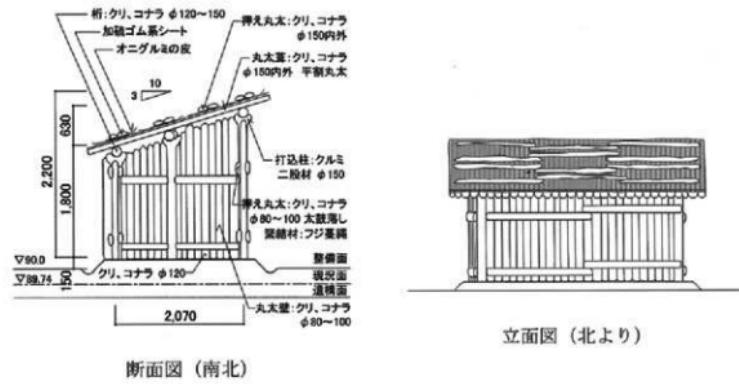




立面図（西より）



立面図（南より）

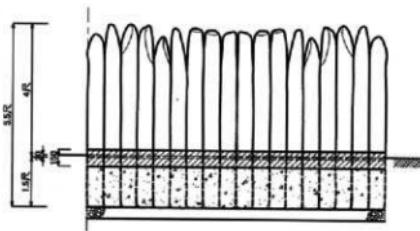
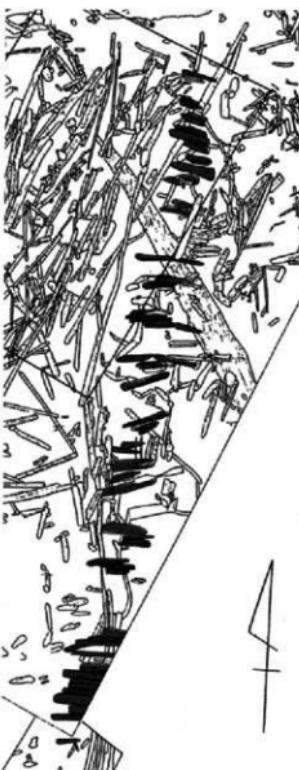
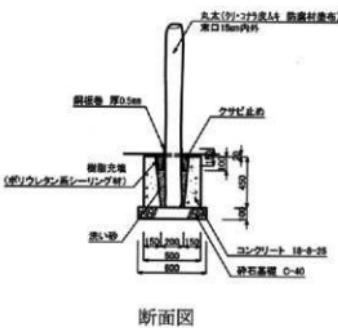


原詳細圖

(7) 木柵の復元

木柵の遺構は、延長約13mの範囲に長さ約80cm、径10~15cmの丸太材が密接して並んだ状態で発見された。この丸太材を見ると、風化が少なく内部が空洞化していない部分が地中部と考えられ、その長さはおよそ50~60cmである。一方の地上部と見られる部分の残存長は20cm程度であり、大半は消失したと考えられる。また残存する木材に加工の跡は認められない。

この遺構の状況から、丸太を密に立て並べた構造であることは明らかであり、その高さは、柵木が安定して自立する高さとして根入れ深さの2倍程度と考えられ、120cm程度が妥当と判断される。さらに、柵木丸太の径が不揃いで且つ不整形であることから、横繋ぎ材や控え材などは無いと考えた。



立面図

○原木等



山取した原木



雜木粗朶



皮剥きした柱材



藤蔓粋

○ 11 号建物（主屋）



基礎全景



柱材加工



建て方



桁・梁の納まり

○ 11 号建物（主屋）



垂木の納まり



軸組・垂木完成



柱 鋼板巻き



茅段葺実験



屋根軒付け



茅葺（外の様子）



茅葺（中の様子）



茅壁小舞付け

○ 11 号建物（主屋）



土間叩き



床板加工



編布床



囲炉裏・間仕切り



火 棚



板 扉



茅面難燃処理剤噴霧



11号建物（主屋）完成

○ 10 号建物



建て方（仮組）



三叉・母家・棟木



小舞 藤蔓にて結束



軸組・垂木完成



囲炉裏



火 棚



窓



10号建物完成

○ 7 号建物（主屋）



建て方



小屋組



垂木掛け



柱補強（筋交い）



屋根茅葺



出し入れ口



刻み梯子加工



7号建物（倉）完成

○ 15 号建物（作業小屋）



建て方



屋根丸太加工



屋根 半割り丸太掛け



半割り丸太上面



シート防水



クルミ皮葺き



クルミ皮押え



扉



15号建物（作業小屋）完成



同 背面

○木 檜



木柵基礎



木柵加工



建て込み 銅板巻き



基礎防水



建て込み完了



木柵完成

第3節 自然環境の復元

1 地形復元

<遺構検討>

遺跡を含む周辺一帯は、南東から北西に向けて緩やかに傾斜しており、航空写真などから、南北に伸びる微高地の中ほどに位置していることが分かっている。

一方、昭和 60 年度から平成 16 年度までに行われた発掘調査によって、建物跡や河川跡、水路跡、井堰、水田などが見つかっている。

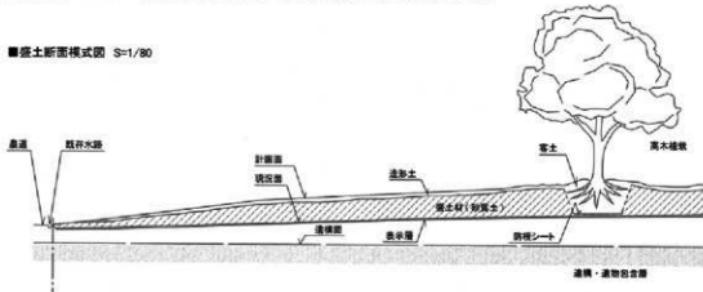
これらの遺構及び発掘調査時の各地点のレベル調査のデータから古墳時代当時の微地形を検討した。

その結果、北へ伸びる微高地の一部にあたるため、東側に低地が存在し、また建物が集中する中央付近で少し高まりが存在していると想定された。また、河川は南から北東へ向かって流れ、東側の低地部分で蛇行する。蛇行するあたりは、最も低い場所になっているため、一帯は湿地であったと思われる。河川の北側には井堰があり、堰き止められた水が水路を通じて水田に流れ込み、耕作が行われていた。

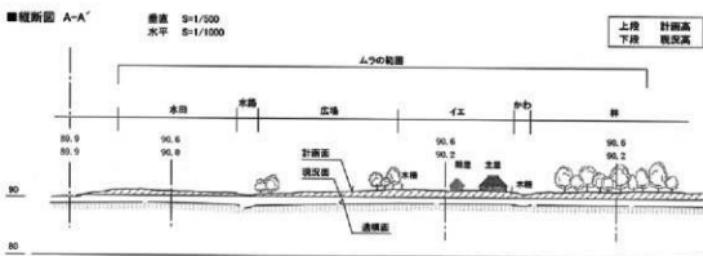
<復元方法>

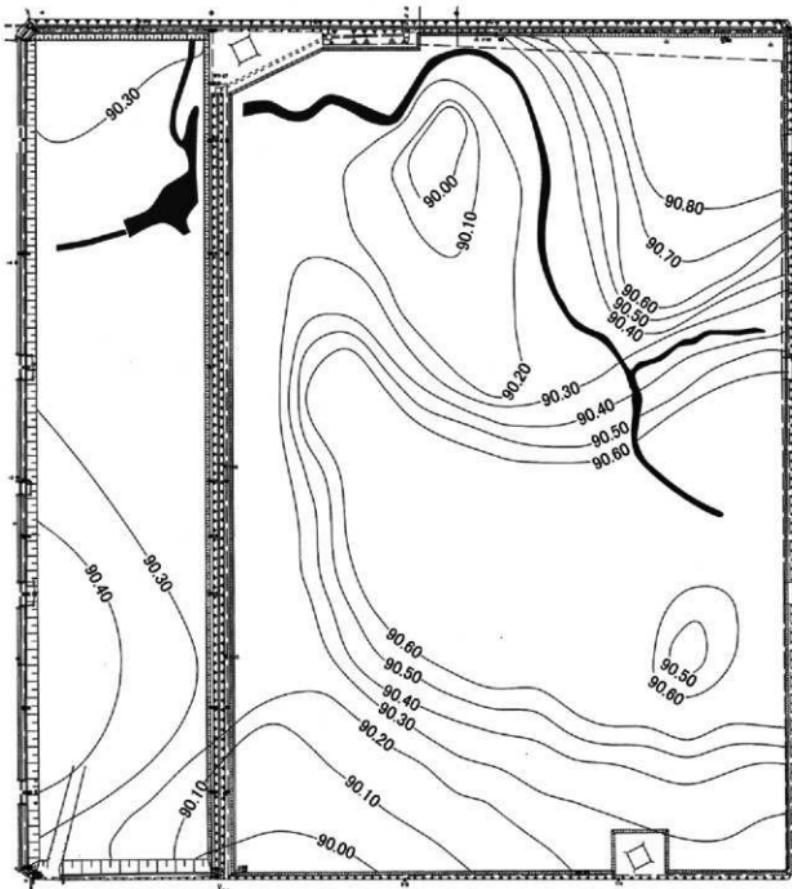
微地形を復元する方法としては、遺跡の上を重機が何度も往復することのないよう、遺構保護のための盛土造成と合わせて実施することとした。

■盛土断面模式図 S=1/80



■縦断図 A-A'





地形復元平面図

2 河川の復元

＜遺構検討＞

西沼田遺跡で確認された河川跡は、南から北東の方向へ、集落を大きく東へ迂回しながら流れている。河川の幅は、5mから12mほどで、北へ行くほど幅が広がる傾向にある。特に、東へ大きく迂回したあたりで急に河川幅が広がり、流木なども多く検出されている。この付近は河川が蛇行していることから、流速が衰え、溜まり状になっていたことが伺える。河川断面については各地点で相違しているが、全体の高低差は低く流れは緩やかであったと想定される。

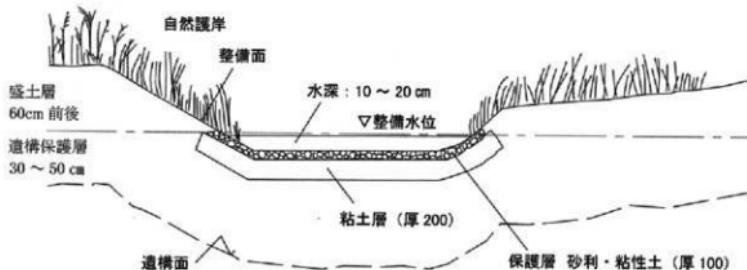
＜復元方法＞

復元する河川幅は、発掘調査を基に、自然護岸を含めて5mから12mと変化をもたせ、実際の流れ幅を2m前後に設定した。ただし、井堰付近では5mほどの幅をもたせることとした。

水深は、子供たちが安心して遊べるよう、建物を復元した集落付近では10cm～20cmとし、河川が蛇行して湿地を形成するあたりから徐々に水深を深くし、井堰の手前で最高40cmほどとした。勾配は、0.05～0.1%程度の緩やかな流れとした。

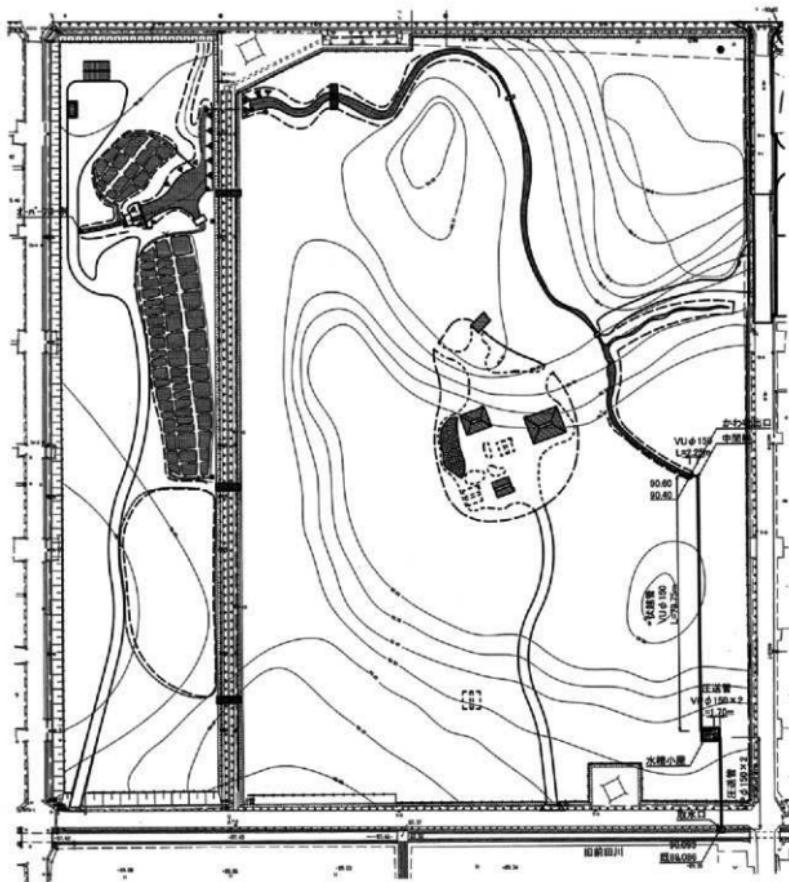
河床には粘土層を敷いて防水加工を施し、土の流出を防ぐため、表面に砂利を施した。砂利は、子供たちが裸足で入ることも想定されるため玉砂利とした。

河川に流す水は、整備地の西に隣接する旧前田川から随時ポンプアップにより給水し、給水タンクに水を貯めながら、常時一定量が川に流れ込むようにした。この水は、北側に復元された水田を流下した後、排水路に流され、また旧前田川へ戻る。



S=1/50

河川断面模式図



河川復元平面圖

3 植栽の整備

＜遺構検討＞

自然科学分析や堆積土層の分析により、西沼田遺跡に集落が形成されたころ、周辺は湿地やハンノキなどの湿地林が点在する環境であったが、徐々に人為的な環境が広がり、サワグルミやトチノキ、クリなどの落葉広葉樹林や一部には常緑針葉樹が生育する環境になっていったと推測されている。

＜復元方法＞

古墳時代の集落では、農耕を行なながらも木の実などの採集を行っており、植物と密接なかかわりをもって生活していたことが分かっている。

そこで整備では、人々と植物のかかわりを実感できる場を目指し、特に体験学習などにも利用できるクルミやクリ、ブナ、クヌギなどの有用植物を多く植栽しながら、全体としてまとまりのある景観を目指した。また、当初から巨木を植えるのではなく、管理活用の中で育成していくことで、周辺景観との調和と無理のない植物育成を図ることとした。

（1）樹木の配置

① 湿地

湿地には、自然科学分析の結果から、ヨシ、ガマなどの水際に生育するヨシ属が繁茂していたことが推定されたことから、これらを植栽し、昆虫や小魚などが生育できる環境として整備を進めた。

植栽したヨシは、生態系に配慮し、地元のものを根ごと掘り起こし、植栽している。

② 林

遺跡の東南側には、コナラ、クヌギ、ブナ、クルミなどの落葉広葉樹、スギ、マツなどの針葉樹が混在する林を形成した。湿地に近い場所にはハンノキやサワグルミを植栽している。

クヌギやクルミなどの実を採取できる木を多く配置することで、体験学習での利活用を図るとともに、比較的高木の木を植えることで、高速道路などの大型の構造物が来訪者の目に触れないよう遮蔽する機能も持たせた。

また、遺跡の中央付近の建物を復元した周辺には、ガマズミなどの低木やアブラナ、ジュズダマなどの食用や薬用となる植物を植栽している。

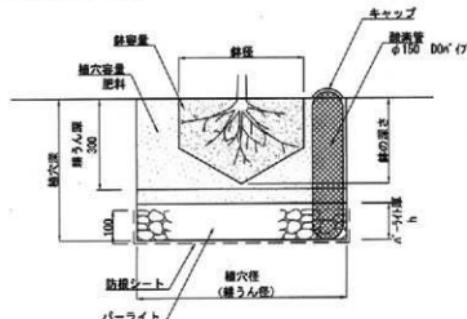


復元された湿地

遺跡の北側には、ハンノキやクリなどの高木をまとめて配置し、建物の地域と水田地域との境界としての役割を持たせている。

(2) 工法

高木や中高木の植栽では、成長した木の根が遺構を傷つけたりすることがないよう、盛土内に防根シートを設置している。また、盛土には、遺構の保存を考えて山砂が使用されているため、木の根元部分を客土に置き換え、さらに、根の呼吸を助けるため、酸素管を設置して植栽を行った。



植栽模式図

	形状	幹径 (cm)	幹深 (cm)	植穴径 (cm)	植穴底 (cm)	幹容量 (ml)	植穴容積 (ml)	ハーフト厚 (cm)	ハーフト量 (ml)	酸素管 φ150 (ml)	防根シート (ml)
中高木 (高さ)	50以上80未満	20	12	37	28	0.004	0.03	5	0.006		
	100以上151未満	26	16	46	35	0.018	0.057	8	0.013		0.395
	150以上200未満	30	19	54	40	0.013	0.069	8	0.018		0.507
	200以上250未満	35	23	61	46	0.022	0.133	10	0.029	2	0.616
	250以上300未満	40	26	69	51	0.032	0.188	10	0.037	2	0.755
高木 (幹周)	10未満	33	25	69	37	0.017	0.09	8	0.03	2	0.752
	10以上15未満	38	28	75	40	0.028	0.14	8	0.035	2	0.862
	15以上20未満	47	33	87	46	0.061	0.27	10	0.059	2	1.104
	20以上25未満	57	39	99	53	0.11	0.44	10	0.077	2	1.376

客土量

	形状	深30cmまでの埋戻土量 (ml)	改良材10% 容量 (リットル) (kg)	ピートス (kg)	ハーフ堆肥 (kg)	容積比1:1 混合改良材 (kg)	備考
中低木 (高さ)	地被類	0.3	30	20.5	1.5	17.8	1m ² あたり
	50以上80未満	0.021	2.1	1.4	1.1	1.3	
	100以上151未満	0.034	3.4	2.3	1.7	2	
	150以上200未満	0.048	4.8	3.3	2.4	2.9	
	200以上250未満	0.059	5.9	4	3	3.5	
高木 (幹周)	10未満	0.074	7.4	5.1	3.7	4.4	
	10以上15未満	0.086	8.6	5.9	4.3	5.1	
	15以上20未満	0.098	9.8	6.7	4.9	5.8	
	20以上25未満	0.123	12.6	8.6	6.3	7.5	

改良材施用量

樹木

単位: 本

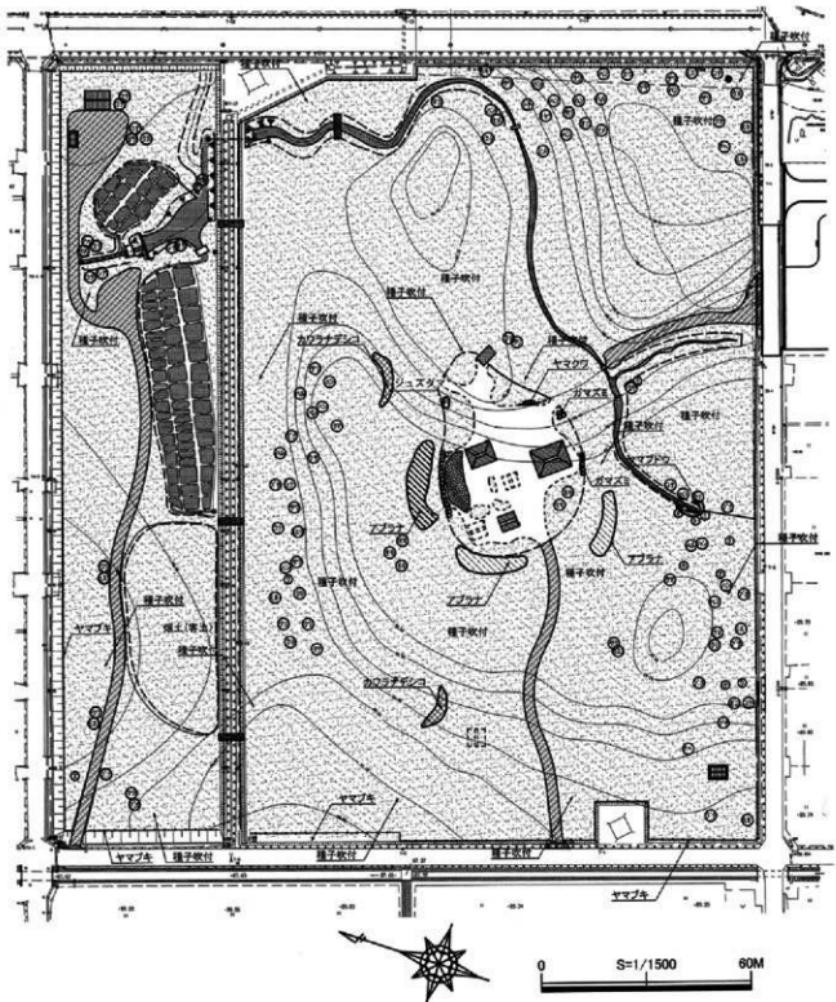
No.	図記号	名称	科・属名	H16	H17		H18	計
					高木	中木		
1	○	ニセアカシア	マメ科ハリエンジュ属		1			1
2	△	アカマツ	マツ科マツ属	1	2	1		4
3	△	アベマキ	ブナ科コナラ属		3			3
4	○	イタヤカエデ	カエデ科カエデ属	1		3		4
5	○	オニグルミ	クルミ科クルミ属		2	2		4
6	○	ウワミズザクラ	バラ科サクラ属		2			2
7	○	オオヤマザクラ	バラ科サクラ属		2			2
8	○	カスミザクラ	バラ科サクラ属		3			3
9	○	ガマズミ	スイカズラ科ガマズミ属				8	8
10	○	キャラボク	イチイ科イチイ属			1		1
11	△	クマシデ	カバノキ科クマシデ属	1	4			5
12	△	クヌギ	ブナ科コナラ属		3			3
13	○	クリ	ブナ科クリ属	1	4	4	5	14
14	△	ケヤキ	ニレ科ケヤキ属	1	1	1		3
15	△	コナラ	ブナ科コナラ属	1	6			7
16	○	サワグルミ	クルミ科サワグルミ属	3	6			9
17	△	スギ	スギ科スギ属	1	4			5
18	△	シナノキ	シナノキ科シナノキ属	1				1
19	△	トチノキ	トチノキ科トチノキ属		1	1		2
20	△	ハルニレ	ニレ科ニレ属	2	2			4
21	△	ハンノキ	カバノキ科ハンノキ属	4	11			15
22	△	ヒメコマツ	マツ科マツ属		3			3
23	△	ブナ	ブナ科ブナ属	2	9			11
24	△	ミズナラ	ブナ科コナラ属		2	1		3
25	△	モモ (ハナモモ)	バラ科サクラ属				5	5
26	■	ヤマクワ	クワ科クワ属				61	61
27	●●	ヤマブキ	バラ科ヤマブキ属			1,620		1,620
合計				19	71	1,634	79	1,803

地比類

単位: m²

No.	図記号	名称	科・属名	H16	H17		H18	計
1	□	野芝		7,700	14,250			21,950
2	□	ジュズダマ	イネ科ジュズダマ属				85	85
3	■	カワラナデシコ	ナデシコ科ナデシコ属				1,198	1,198
4	■	アブラナ	アブラナ科アブラナ属				5,340	5,340
合計				7,700	14,250	6,623		28,573

植栽一覧表



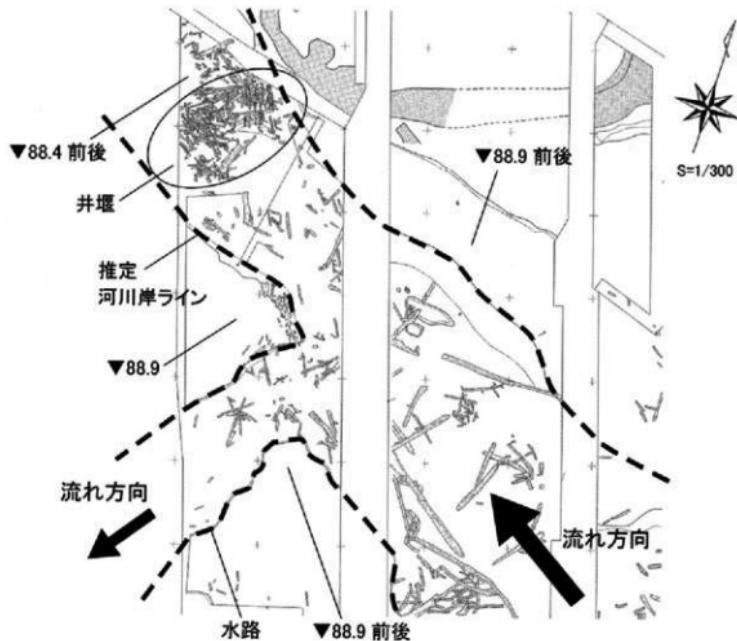
植栽平面図

第4節 水田の復元

1 井堰の復元

<造構検討>

井堰は遺跡の北側から発見されており、井堰を含む付近の河川と水路レベルの検討を行った結果、堰によって河川の水を堰きとめ、西へ伸びる水路へ水を導水し、水田耕作を行っていたものと推定される。



井堰周辺のレベル検討図

井堰は、木杭、横木、立掛材が検出されていることから、川の流れに直交する方向に木杭を一列に打ち、その手前に横木を渡し、横木に枝や木材を立て掛けていたと考えられる。横木や立掛材の量や補強方法などは、部材が流されているため不明だが、他の事例では、前後の材を突き刺して固定したり、横木を多くして隙間をなくした後、泥で固定するなどしている。

井堰を設置することになる場所の川幅は12mほどあり、川全体を通して最大の川幅となる。川幅が広がり水深も深くなることから、水の流れも緩やかになっていたと考えられ、さほど強固な堰が必要だったとは思われない。

構造は、材が流されない程度の間隔で杭が設置され、水をせき止めるための横材と、もれないようにするための充填材として泥や草をつめるなどしていたのではないかと考えられる。

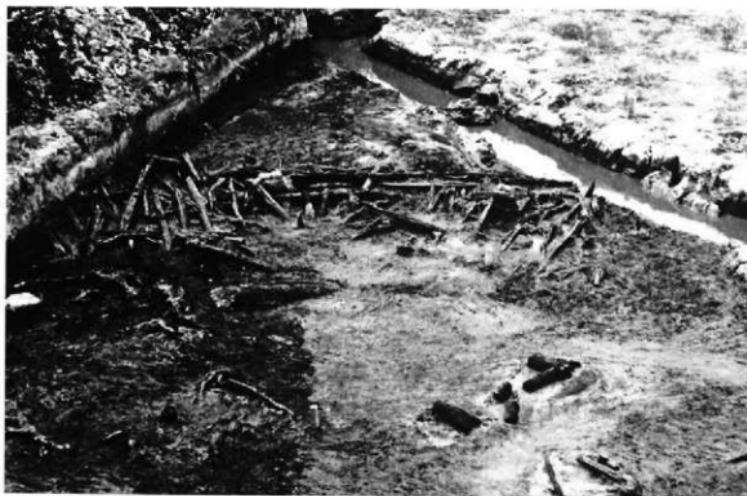
＜復元方法＞

古墳時代の堰は本来、水田に水を流す時期にだけ堰き止めるものであるが、整備では、重要な造構の表現として常時設置しておくものとした。

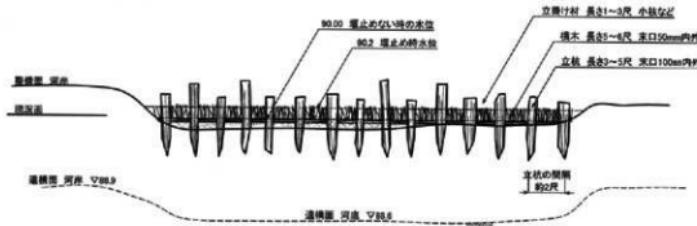
堰の構造は、木杭を約30cm間隔で打込み、その間に横木を渡し、立掛材を並べ、隙間を粘土で埋める方法をとった。堰の基礎となる木杭については、毎年架け替える必要が無いよう、防腐処理を施し、横木の補充や泥の塗り替えなどは管理活用の中で行うこととした。



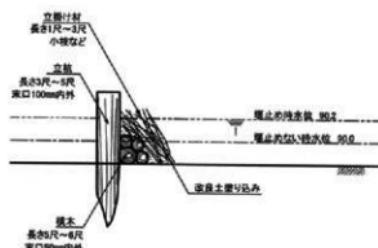
復元された井堰



井堰跡遺構出土状況



立面図



断面図

2 水田の復元

<遺構検討>

西沼田遺跡では、平成11・12年度と平成15年度の発掘調査において畦畔状遺構が見つかっており、プラント・オ・パールについても微量ながら安定して検出されている。また、遺跡の西で発見された高床倉庫の床面からは多量の炭化米が検出され、おそらく米倉であると推定されている。

水田に関連する遺構は、平成15年度に追加指定された遺跡の北側に集中していることから、この区域を水田の整備範囲として検討を進めた。

(1) 水田区画

水田区画については、宮城県仙台市の富沢遺跡等の類例によると、帯状の区画を配置し、その中を小区画に区分していたと考えられる。小区画は1辺が2~5m、面積が10~30 m²程度と考えられる。西沼田遺跡では、平成15年度の発掘調査で水田区画と思われる遺構が検出されているが、一区画の面積が1.5~6 m²程度と小さい。

(2) 取水

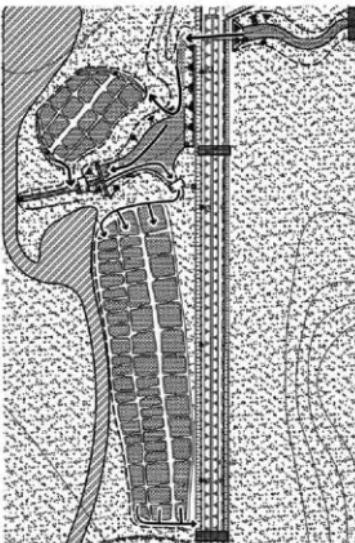
水田への取水の仕組みは、地形や河川、水田の規模によっても異なるが、大きく分けると、①水路や河川から直接それぞれの水田区画に取水するタイプ、②水路や河川から1、2箇所で取水して、大区画全体に流下させるタイプの2通りがある。

西沼田遺跡は②のタイプと考えられる。

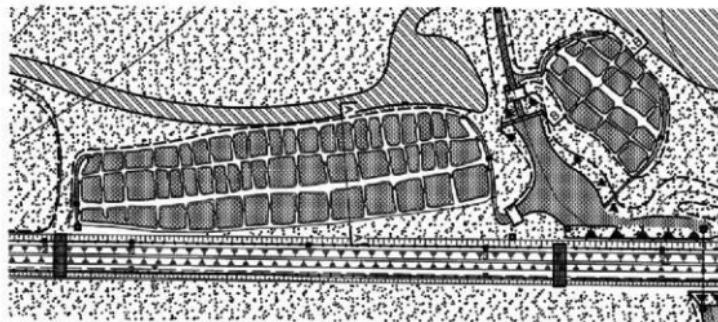
<復元方法>

古墳時代の水田耕作の様子を表現するため、井堰や水路とともに畦畔状遺構が確認された、遺跡の北側部分を水田域として整備する。

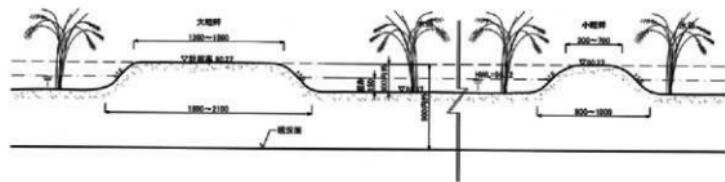
水田への給水は、遺跡内を流れてきた河川の水を井堰で堰き止めて水路に流して行う。水路の水は、水路に隣接する取水口から水田区画に流され、流下させて水田の隅々までいきわたらせる。流下させた後は、水田の南にある排水路に流し、旧前田川へ戻す。



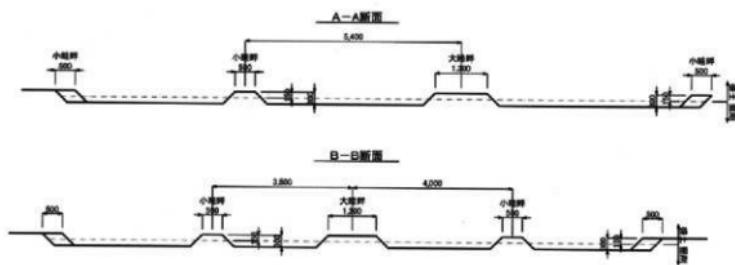
水田への取水模式図



平面図



標準断面図



断面図



水口付近



復元された水田

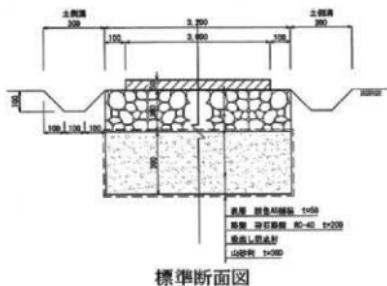
第5節 管理・活用に関わる施設

1 園路・広場

(1) 園路

発掘調査では、集落内の道などの遺構が確認されていないことから、遺跡内を自由に行き来できるよう、また多様な利活用を図れるよう自由導線とした。

ただし、ガイダンス施設に面する南側入口から復元集落の入口までと、遺跡西側の農道から復元集落へ通じる道、同じく水田へ通じる道については、車椅子利用者の通行や管理・緊急用の車両の通行等を考え、園路舗装を行った。舗装の幅は3mとし、水田に通じる園路については、管理用の車両の出入りを考え、転回スペースを2箇所に設けている。舗装については、景観との調和を考え、脱色アスファルトを用いて土の色と近い色調にしている。



標準断面図



整備された園路

(2) 広場

遺跡の入口付近に、野焼きや調理のできる砂地の多目的広場を設置。また、整備地全体に野芝の種を吹きつけ、草地の広場とした。



砂地広場

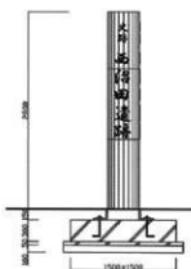


草地スペース

2 案内施設

(1) 標柱 1基

遺跡公園の入口に設置。
繊維強化プラスチック
(F R P)を使用し、素焼き風の色合いに仕上げた

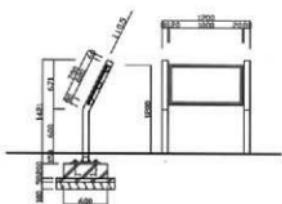


断面図 檻柱

(2) 総合案内板 1基

ガイダンス施設から遺跡へ向かう通路脇に設置。

遺跡公園全体の概要とその日に行われる催し物を掲示。ステンレス製。



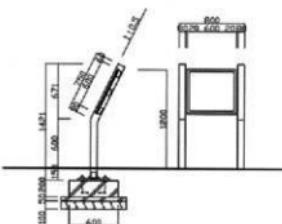
断面図



綜合室內板

(3) 案内板 1基

復元整備された遺跡の入口に設置。遺跡内の復元建造物や水田、トイレなどの配置を表示。ステンレス製。



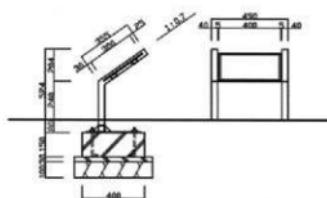
断面图



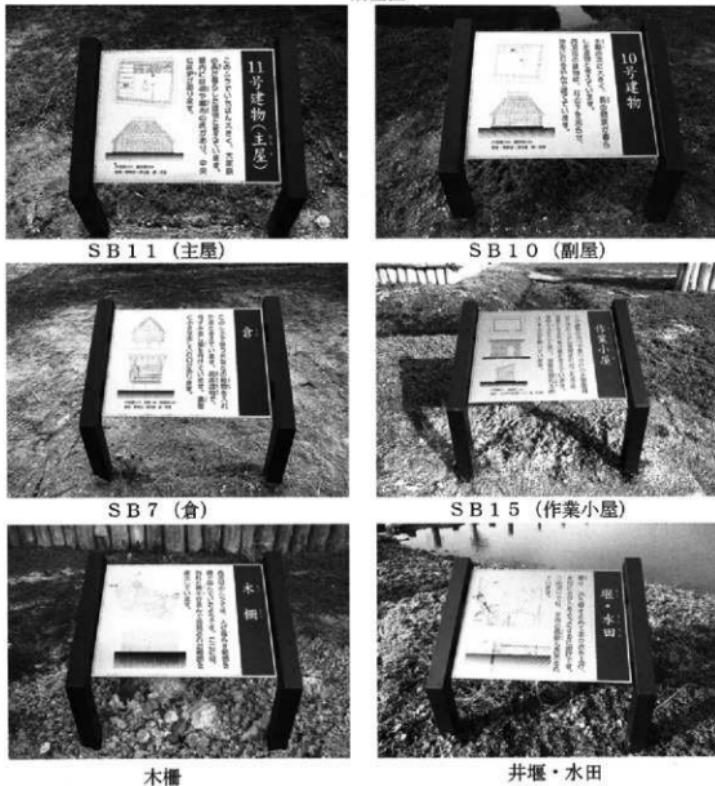
案内板

(4) 解説板 6基

復元された建物や木柵、水田、井堰の脇に設置。発掘調査の成果や復元検討結果を分かりやすく解説。ステンレス製。



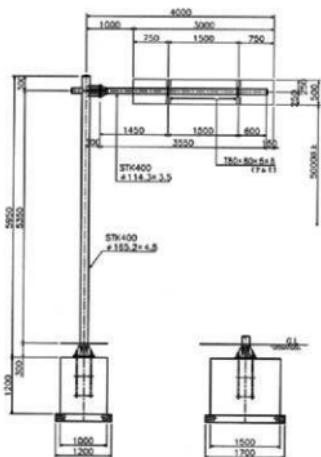
断面図



3 道路案内板

自動車利用による来訪者の誘導のため、国道 13 号線沿いに 1 基、主要地方道天童・大江線（県道 23 号線）に 2 基、市道天童・蔵増線に 1 基を設置した。

道路案内板に使用した文字及びロゴマークのデザインは、東北芸術工科大学の情報デザイン学科に依頼し、土屋勇太氏（平成 19 年度当時情報デザイン学科 2 年）のデザインを採用している。



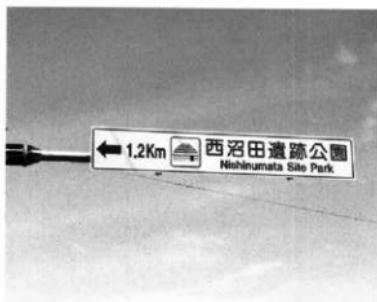
断面図



平面図



ロゴマーク



道路案内板

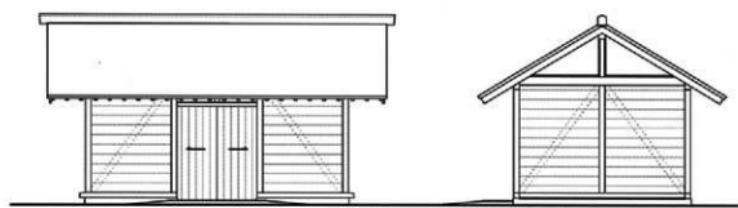
4. 便益施設

(1) 屋外トイレ

西沼田遺跡では、屋外での体験学習が多く考えられるため、遺構が確認されていない、遺跡の北東角に屋外トイレを設置した。

屋外トイレには、男性用、女性用トイレの他に多目的トイレも設置されている。

構造は、周りの景観との調和を考え、木造平屋の切妻造りとし、防腐処理を施したスギ材を使用している。



立面図

S=1/100



0 S=1/100 4M

平面図



屋外トイレ

(2) 橋

来訪者の移動の便宜を図るために、遺跡内の河川や排水路などの8箇所に、木製の橋を設置。防腐処理を施したマツの丸太材と板材を用いている。

水深の深い場所などに設置した橋には、安全対策として、高さ 1.2m の手摺を設置している。手摺には、スギの丸太材を使用した。



(3) ベンチ

遺跡内の11箇所に設置。

整備された遺跡内には、四阿がないため、気楽に休息できるスペースとして、入口付近や林の中、水田付近などの樹木の下に木製のベンチを設置。

木の生長とともに、快適な木陰を提供してくれることだろう。



5 その他の施設

(1) 物置小屋

水田耕作等で使用する様々な道具類を収納できる小屋として、屋外トイレの西側に物置小屋を設置。内部には板敷き部分と砂利敷き部分がある。壁際には棚を設けている。

構造は、木造平屋の切妻造りとし、防腐処理を施したスギ材を使用している。



(2) 水槽小屋

河川に水を流すため、旧前田川よりポンプアップされた水を一時貯めるための施設として水槽が整備地の南西側に設置されているが、その水槽を目隠しするために建設された小屋。

構造は、物置小屋や屋外トイレと同じ、木造平屋の切妻造りで、防腐処理を施したスギ材を使用している。



6 ガイダンス施設

(1) ガイダンス施設の概要

ガイダンス施設は、西沼田遺跡の概要を分かりやすく紹介するとともに、遺跡公園内の体験学習のサポートや管理を行うための施設として、指定地の南側に隣接する約4,000m²の土地に建設された。

ガイダンス施設には、遺跡公園の維持管理やイベントの企画・運営などの拠点として、ホール、体験学習室、準備室、管理室、展示室、トイレ、管理用具庫、屋外広場などが完備され、南側には収蔵庫も併設されている。収蔵庫の前室には、西沼田遺跡や天童市内の遺跡から出土した遺物を整理する調査室が設置されている。

また、駐車場として、大型バス3台、一般乗用車27台、車椅子対応3台、管理用乗用車10台が駐車できるスペースが整備されている。

敷地面積 4,173.10 m²

(うち、用水路等を除く 3,854 m²を購入)

構 造 木造軸組構造地上1階

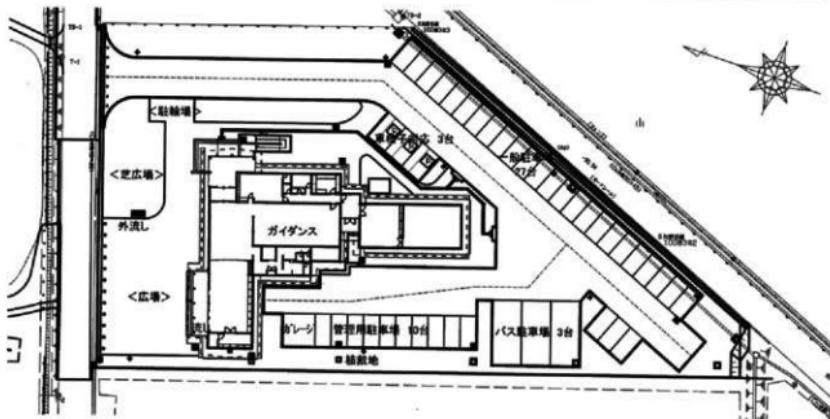
屋 根 長尺金属板葺

ガルバリウム鋼板

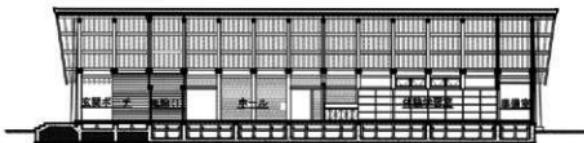
アスファルトルーフィング

建築面積 569.29 m²

床 面 積 492.57 m²



ガイダンス施設全体平面図



ガイダンス施設断面図

S=1/300



ガイダンス施設立面図

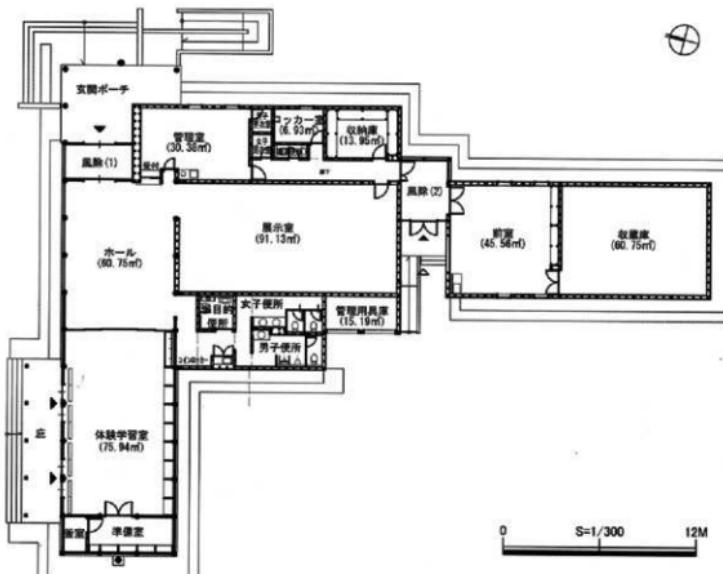
S=1/300

(2) ガイダンス施設の機能

ガイダンス施設は、復元された遺跡や周りの景観になじむよう木造平屋建てとなっている。遺跡に面する東西棟については、スギの丸太材を用いた伝統的な工法が取られており、内部を吹き抜けにして梁や桁などの構造を見ることができるようしている。また、遺跡に面する北側全面をガラス張りにしているため、晴れた日には、復元された集落とともに、月山や葉山などの山々を一望することができる。

使用されている木材は主にスギ材だが、梁や桁材の一部に寒冷地の環境に強いヒバ材を用いている。玄関ポーチの床材にもヒバの角材が用いられているため、内部に入ると木のほのかな香りを楽しむことができる。

以下に、ガイダンス施設内部の機能について紹介する。



<玄関ポーチ・出入口>

機能 外部からの導入部

玄関ポーチに壁は無く、自由導線

出入口は自動開閉扉（二重）

風除室

その他 北西から吹きつける強い風を考慮
し、東側に設置。

玄関ポーチの床材には風雨に強い
ヒバの角材を使用。



玄関ポーチ



出入口



風除室

<ホール>

機能 各室へのアプローチ

体験学習などの情報提供

企画展示などの会場

西沼田グッズ等の販売

休憩スペース

その他 床面桜材フローリング

視覚障害者用点字銘

体験学習室との一体利用可能



ホール



ホール・体験学習室



ホールからの眺望



企画展



情報提供コーナー



復元河川に生息する生物の紹介



オリジナルグッズの販売



映像による遺跡探検



マウスで遺跡内を自由に移動

(平成 19 年度東北芸術工科大学大学院卒業制作：佐藤秀恵さん)

<体験学習室>

機能 随時体験

学校利用・生涯学習の場

歴史講座等の会場

設備 作業台、イス、流し台、棚、
スクリーン、プロジェクター

その他 30 人程度利用可（学校 1 クラス）



体験学習室



体験学習の風景



屋外テラス(広場との連携利用が可能)



広場



芝広場

<受付>

- 機能 展示室への入館受付
- 体験学習等の申込み
- グッズ・書籍の販売
- その他 管理室と一体。
ホール・体験学習室を見渡せる
位置に設置。
常時職員1名を配置。



受付

<管理室>

機能 遺跡公園全体の管理運営の拠点
遺跡やガイダンス施設の維持管理、
体験学習やイベントの企画運営等を行う。



管理室

<トイレ>

多目的トイレ（洗面1、大1、
ベビーシート1）
男子用トイレ（洗面1、大1、小2）
女子用トイレ（洗面2、大2）



多目的トイレ

<収蔵庫>

機能 前室：天童市内や西沼田遺跡から出土した遺物の整理
調査室

収蔵庫：出土遺物等の保管
設備 冷暖房完備
流し台、作業台、棚、可動収納棚
その他 床面ビニル床シート

木製品など別室の収納庫に保管



整理調査室



収蔵庫



可動収納棚

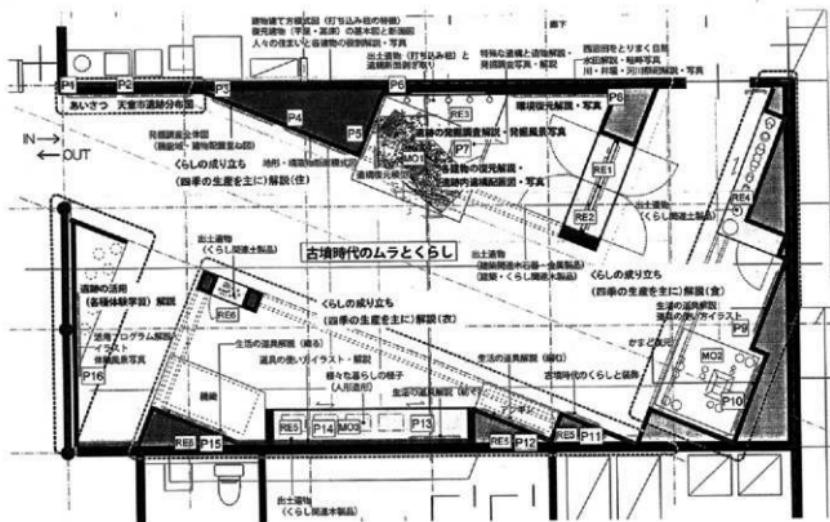
〈展示室〉

展示では、西沼田遺跡について正しく理解し、体験学習へのサポートとなることを目指し、遺跡から出土した遺物等を衣・食・住の3つのテーマに沿って分け、パネルや模型などを設置して分かりやすく楽しく学べる空間を提供している。実際の展示では、構成の関係上、「住」・「食」・「衣」の順に巡るよう導線を設定した。

「住」…遺跡周辺の環境と歴史的な背景を下に、遺跡から発見された大量の木製品などから読み取れる、古墳時代の人々の知恵と技術について紹介する。

「食」…遺跡から出土した土器とともに、炭化米やクルミなどの食に関連する遺物を紹介し、古墳時代に家の中に作られるようになったかまど周辺の様子を再現しながら調理法などの解説を行う。

「衣」…遺跡から出土した紡錘車や織機の一部などを展示し、イラストや実物大の模型、実物の1/4の人物形造を使って、道具の使い方とともに紹介する。その他…展示の導入部には、西沼田遺跡周辺の地理的・歴史的背景の概説パネルを、出口付近には体験学習プログラムを紹介するコーナーを設置。



展示室平面図

展示の構成内容

テーマ	項目	内容	展示手法	表示
導入	あいさつ	あいさつ	パネル	P 1
	天童市遺跡分布図	西沼田遺跡と古代の東北	パネル	P 2
	遺跡の立地と環境解説	西沼田のムラ	パネル	P 3
住	各建物の役割解説	くらしの成り立ち「住」	パネル	P 4
	建物の構造解説	打ち込み柱の建物	パネル	P 5
	打ち込み柱の構造解説	打ち込み柱の謎	パネル	P 6
	出土遺物（柱・剥ぎ取り）	实物		R E 3
	作業小屋と木櫛の役割	遺構復元模型	造形	M O 1
	発掘調査概説	発掘調査写真解説	パネル（造形内）	P 7
	環境復元解説	西沼田をとりまく自然	パネル	P 8
	出土遺物	建築関連石器	实物	R E 1
食	くらし関連土製品	出土遺物（土器）	实物	R E 4
	生活の道具解説	くらしの成り立ち「食」	パネル	P 9
	かまどの復元	復元建物内部写真	パネル	P 1 0
	かまど	造形		M O 2
衣	古墳時代のくらしと装飾	くらしの成り立ち「衣」	パネル	P 1 1
	生活の道具解説	編む	パネル	P 1 2
		アンギン	造形	アンギン
		織る	パネル	P 1 3
		糸をつくる	パネル	P 1 4
		人形造形（1/4）	造形	人形造形
	機織り	パネル		P 1 5
	出土遺物	くらし関連木製品	实物	R E 5
活用	出土遺物	装飾品	实物	R E 6
	遺跡の活用	学ぶ・楽しむ・遊ぶ	パネル	P 1 6
		活用プログラム解説	写真	

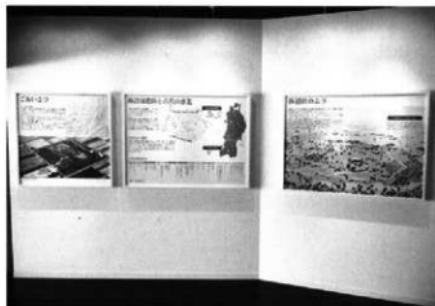
<展示>

【導入】

地理的な環境や歴史的な背景の中で、西沼田遺跡がどこに位置しているのかを学ぶ。

大きな流れをつかんでもらうために、分かりやすいパネルによる解説を行う。

パネル1 ごあいさつ



パネル2 西沼田遺跡と古代の東北

- ・ 西沼田遺跡の概要と古墳時代の東北地方について解説
- ・ 天童市内の遺跡分布状況を地形図とともに紹介
- ・ 年表(旧石器時代から現代までの主要な出来事について紹介)



パネル3 西沼田のムラ

- ・ 古墳時代の遺跡周辺の様子をイラスト化
- 季節：初夏（田植えのころ）
- 場面：近隣の集落と連携をとりながら田植えを行っていた様子を再現



【住】

西沼田遺跡の建物を中心に、その役割と建て方について、パネルと模型、遺物等を展示しながら解説。

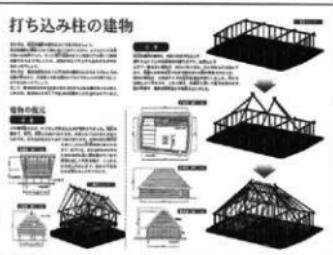
パネル4 くらしの成り立ち「住」

- ・ 建物の配置図
配置図を用いながら、西沼田遺跡の建物についてその役割を紹介。
- ・ 古墳時代の代表的な建物紹介



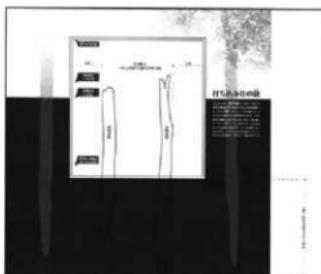
パネル5 打ち込み柱の建物

- ・ 西沼田遺跡の建物の特徴である打ち込み柱の建物について、なぜこのような建てられ方をしたのかを解説。
- ・ 復元イメージ図と設計図を用いて内部構造を解説。



パネル6 打ち込み柱の謎

- ・ 打ち込み柱の状況を再現
实物展示：土層剥ぎ取り
打ち込み柱2本

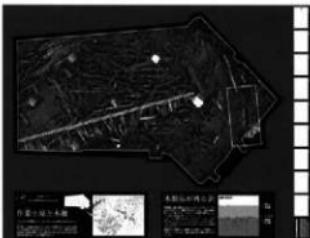


造形物 遺構出土状況写真（作業小屋・木柵）

アクリルパネル

造形物の周囲パネル

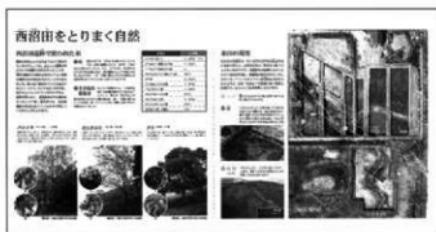
- ・ 作業小屋と木柵解説
- ・ 木製品が残る訳
- ・ パネル7 西沼田遺跡を掘る



パネル8 西沼田をとりまく自然

建物建築等で使用された木材や水田利用の解説。

出土遺物展示（木製品・石製品）



【食】

古墳時代の調理方法などについて遺物やパネルを使って解説。

出土遺物展示（土器類）

パネル9 くらしの成り立ち「食」



造形物 かまど（手づくり復元）

パネル 10 背景写真

（復元建物内部の壁）

- ・ 建物内部の写真を背景にかまどを設置
- ・ かまどに壺などを設置し、当時の様子を再現



【衣】

出土した織機関連の木製品等について、パネルを用いて分かりやすく展示し、その使い方と歴史的背景について解説。

パネル 11 くらしの成り立ち「衣」

古墳時代の服装について解説。



パネル 12 編む

編台目盛板などの出土遺物を展示。

使い方をイラスト等で解説。



パネル 13 織る

織機の歴史をイラストで紹介。



パネル 14 糸づくり

纖維が糸になるまでの工程を出土遺物とイラスト 1/4 の模型を使って解説。



パネル 15 機織り

機織の工程についてイラストで解説。

縦機関連の木製品を展示。



装飾品

出土した装飾に関する遺物を展示



パネル 16

遺跡で体験できる活用プログラムを写真を使って紹介。

写真はマグネット式のケースに入れているため、随時入れ替えることができる。
活動報告を兼ねた掲示が可能。



<手づくりの展示>

展示室には、後に西沼田遺跡公園の指定管理者となった、N P O 法人西沼田サポーターズ・ネットワークの会員のみなさんと一緒に手づくりした道具類も数多く展示されている。以下に、それらを紹介する。

(1) かまど・甕…テーマ「食」に展示

【甕の制作】



①粘土：川砂=7:3で混ぜ、紐状にして積み上げ



②指や木片で撫で紐同士を密着させる。



③野焼き



④土器の周りに木材を並べ藁で覆い泥を塗る。

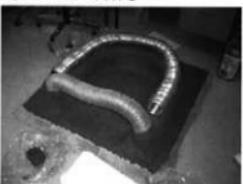


⑤藁に火をつけ、4時間ほど待つ。



⑥甕の完成

【かまどの制作】



①軽量化のため、骨格はアルミダクトを使用。



②甕を据えて粘土で覆い3週間ほど乾燥させる。



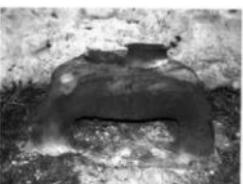
③かまどの野焼き



④甕と同様に木材を並べ藁で覆い泥を塗る。



⑤4時間後さらに焚口に薪を入れ火を焚く。



⑥かまどの完成。

(2) むしろ・ぞうり…テーマ「衣」に展示

【縄づくり】



① 薫の余分な葉を取り除く。



② 湿らせた薫を軟らかくなるまで木槌で打つ。



③ 縄ない。手のひらをこすり薫に拂りをかける。

【むしろ編み】



① 縄を木錐に8の字を描くように巻きつける。



② 木錐を交互に動かし、むしろを編む。



③ むしろの完成。編んでいる途中の様子を再現。

【ぞうり編み】



① みんなで輪になって、ぞうり編みに挑戦。



② 薫2~3本を縄に編みこみ土台を編んでいく。



③ ゾウリの完成

(3) 機織関連の道具 (1/4スケールの模型) …テーマ「衣」に展示

木工所を経営する会員の方が制作。出土遺物から寸法を測り1/4の大きさに復元。



「タリ」

糸になる繊維が絡まないようかけておくための道具。



「組」

撚りをかけた糸を乾燥させる際に使用。



「カセカケ」

棒で認にした糸を糸棒に巻き取る際に使用。



「糸枠」

遺物は出土していないが、民俗例を参考に制作。

第5章 管理・活用

第1節 管理運営

1 西沼田遺跡公園の管理運営に向けての取り組み

遺跡を守り、そして活用していくためには、遺跡が所在している地域住民の理解と協力が必要不可欠である。

そのため市では、平成16年度に「西沼田遺跡の管理及び活用に関する検討会」を6回にわたり開催し、遺跡の所在する蔵増地区の地域づくり委員会地域振興部会の方を中心として、遺跡の整備状況や管理運営に対する市の考え方などを報告し、検討を行ってきた。また平成17年度からは、「西沼田遺跡の将来を語る懇談会」を設置し、蔵増地区の住民を対象に公募で募った24人の委員とともに検討を重ねてきた。

懇談会では、ワークショップ方式を取り入れ、「西沼田遺跡に対してどのような将来像を持っているのか。」「どうしたらそれらを実現できるのか。」を率直に語り合える場とした。具体的には、KJ法により、模造紙と付箋紙を利用して、ファシリテーター（ワークショッピリーダー）の下に意見を集め、発表するという流れで実施した。

委員は、西沼田遺跡の発掘作業員、農業関係者、教育関係者、会社員、主婦、学生などで構成され、アドバイザーは、西沼田遺跡整備検討委員会の委員でもあり、地域と遺跡とのかかわりに積極的に取り組んでいる岩手大学農学部教授広田純一氏にお願いした。

懇談会は、平成17年8月19日から平成18年11月5日まで14回にわたり継続され、懇談会の最後の開催となった11月5日には、会の集大成ともいべき、西沼田遺跡で初めてとなる秋のイベント「古代体験・秋まつり～みんな来てケロ西沼田～」を実施した。このイベントには、市内外から500人にのぼる人々が集まり、大盛況のうちに終了している。懇談会の内容は活動報告としてまとめられ、この活動の中から、後に西沼田遺跡公園の指定管理者となるNPO法人西沼田サポートーズ・ネットワークが設立された。

西沼田遺跡の管理及び活用に関する検討会の経過

日時	会議等名	検討内容
H16. 9. 28	第1回検討会	概要説明
H16. 10. 26	第2回検討会	草刈、樹木管理について
H16. 11. 30	第3回検討会	水田・畑管理、害虫駆除、河川管理について
H17. 1. 20	第4回検討会	復元建物の管理と補修について
H17. 2. 24	第5回検討会	史跡案内、体験活動について
H17. 3. 17	第6回検討会	まとめ

西沼田遺跡の将来を語る懇談会の経過

日時	会議等名	検討内容
H17. 8. 19	第1回懇談会	会の趣旨説明、委員の紹介
H17. 9. 16	第2回懇談会	何がやりたいか、何ができるのかの検討
H17. 10. 11	第3回懇談会	第2回の内容について、「誰がいつまでにやるのか」、「その重要度と実現可能性」について検討
H17. 11. 1	御所野遺跡視察	遺跡公園の体験学習を中心とした活動状況について視察
H17. 11. 29	第4回懇談会	①やりたいこと・できることを、イベントカレンダーにまとめる。 ②第3回の検討結果について全体で確認
H18. 1. 18	第5回懇談会	①運営組織の検討 ②運営組織のスタッフの検討
H18. 2. 7	第6回懇談会	運営組織を「総務班」「体験学習班」「販売班」の3つの班に分けて、各班ごとに来年度の活動計画を検討
H18. 3. 8	第7回懇談会	第6回に引き続き検討
H18. 3. 18	八王子長池公園自然館視察	N P O 法人の設立経緯、構成、活動状況等について視察
H18. 4. 15	第8回懇談会	西沼田遺跡見学会、懇談会活動報告会
H18. 6. 2	第9回懇談会	秋のイベントの日程調整、アイデア出し
H18. 7. 25	第10回懇談会	秋のイベント案のグループ化と担当者の決定
H18. 8. 25	第11回懇談会	秋のイベント案の個別検討
H18. 9. 27	第12回懇談会	秋のイベントの詳細検討
H18. 10. 24	第13回懇談会	秋のイベントの最終確認、準備
H18. 11. 5	第14回懇談会	秋のイベント「古代体験・秋まつり」実施



ワークショップ



発表

2 指定管理者による管理運営

西沼田遺跡の管理運営については、平成 15 年 9 月の地方自治法の改正を受け、市においても「天童市指定管理者の指針」が示され、指定管理者に委託する方向で進められてきた。平成 19 年 6 月には、「天童市行財政改革大綱」の集中改革プランに基づき、平成 20 年度の西沼田遺跡公園の供用開始にあわせて遺跡公園の管理運営を指定管理者に行わせるため、「天童市西沼田遺跡公園設置及び管理に関する条例」が制定され、7 月には「天童市西沼田遺跡公園設置及び管理に関する条例施行規則」が設定された。

問題となったのは委託先であった。

委託先については、遺跡の価値を活かしながら管理運営できる専門的な知識を有し、地域の貴重な財産として地域と協力しながら管理運営を担っていく団体への委託が望ましいと考えられ、西沼田遺跡整備検討委員会からの指導、助言をいただきながら慎重に検討されてきた。そんな中、「西沼田遺跡の将来を語る懇談会」の委員が中心となって遺跡のある蔵増地区の住民に呼びかけ、平成 18 年 11 月 15 日に「西沼田サポーターズ・ネットワーク」を発足、平成 19 年 6 月 14 日には NPO 法人としての認証を取得した。この NPO 法人西沼田サポーターズ・ネットワークは、会員のほとんどが蔵増地区の住民から構成され、20 歳代から 70 歳代までの農業、主婦、会社員、自営業、公務員、団体職員、木工所経営、多種多様な職能集団で構成されており、事務局として学芸員の資格を持つ会員も含まれていた。

これを受け教育委員会では、NPO 法人西沼田サポーターズ・ネットワークが、地元であり、かつ遺跡に最も愛着を持つ蔵増地区の住民が中心となっていること。また、地域住民が主体となる組織が指定管理を担うことにより、地域との連携や協力が密になること。さらに NPO 法人ということから、専門的知識、経験を有する人材の確保が容易となり、そのノウハウ等の経年的な蓄積も期待され、結果的にサービスの向上が見込まれること。自由な発想で企画立案、情報発信等を行うことにより、より良い活用が期待されることなどから、8 月に、1 者指名による募集を行い、10 月の審査会を経て、12 月議会に上程し議決を受けた。

この間、NPO 法人西沼田サポーターズ・ネットワークも月 1 回のペースで遺跡の清掃や草刈をはじめ、復元した水田での田植え作業や、一般参加者や蔵増小学校の 5 年生を対象にした土器作り体験、遺跡で育ったナタネから油をしぶる実験など、様々な活動をとおして遺跡の広報や活用に努め、10 月には遺跡での秋まつり第 2 弾となる「古代体験・秋まつり 2007」を成功に導いた。

市では、平成 20 年 4 月 1 日に「天童市西沼田遺跡公園の指定管理者による管理に関する包括協定書」、「天童市西沼田遺跡公園の指定管理者による管理に関する年度協定書」をかわし、西沼田遺跡公園の管理運営を委託し、平成 20 年 5 月 24 日にオープンを迎えている。

NPO法人西沼田サポートーズ・ネットワークの活動経過（平成19年度）

日時	会議等名	活動内容
H18. 11. 15	発足会	
H18. 12. 26	第1回勉強会	講師：東北芸術工科大学准教授北野博司氏 「古墳時代の社会と生活」
H19. 1. 18	第2回勉強会	講師：岩手大学教授広田純一氏 「西沼田遺跡公園（仮称）の管理運営について」
H19. 2. 19	理事会、設立総会	
H19. 4. 28	ゴミ拾い	会員約30人参加。遺跡内及び周辺のゴミ拾い。 約10袋回収。
H19. 5. 12	田起こし作業	事務局実施
H19. 5. 20	代播き作業	事務局実施
H19. 5. 26	田植え作業 草刈	会員約30人。 古代米の一種、 紫黒米を手植。 新聞・テレビ 多数取材。 
H19. 6. 5	特定非営利活動	法人認証取得
H19. 6. 16	草刈 粘土づくり	会員約20人。 遺跡周辺および 植栽部分の草刈 
H19. 7. 22	土器作り講習会、草刈	会員約20人
H19. 7. 31	設立認証祝賀会	
H19. 8. 4	土器作り教室	蔵増地区地域 づくり委員会 子育て講座 13人 西沼田体験講座 一般参加 19人 

H19. 8. 25	土器野焼き講習会 草刈	会員約 20 人。 遺跡の砂地広場 で開催。	
H19. 9. 2	秋のイベント検討会	会員約 20 人。 ワークショップ 方式で検討。	
H19. 9. 16	土器野焼き 古代調理体験	土器作り教室 参加者対象。 遺跡の砂地広場 で開催。	
H19. 9. 18	秋のイベント検討会	2回目。会員約 20 人。ワークショップ方式	
H19. 9. 24	稲刈り	会員約 30 人。 新聞・テレビ 多数取材。	
H19. 9. 28	土器作り教室	蔵増小学校 5 年生対象。	
H19. 10. 2	秋のイベント検討会	3回目。ワークショップ方式。	
H19. 10. 21	秋のイベント	「古代体験・ 秋まつり 2007」 スタッフ約 50 人。 (会員 30、学生 20) 参加者約 500 人。	
H19. 11. 15	秋のイベント反省会	約30人。	
H19. 12. 8	視察研修	奥松島縄文歴史資料館	

天童市西沼田遺跡公園の設置及び管理に関する条例

平成19年6月27日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第1項の規定に基づき、天童市西沼田遺跡公園の設置及び管理について必要な事項を定め、もって市民の歴史及び文化に対する理解及び関心を深め、地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(設置、名称及び位置)

第2条 前条の目的を達成するため、天童市西沼田遺跡公園（以下「遺跡公園」という。）を設置する。

2 前項の遺跡公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 天童市西沼田遺跡公園

(2) 位置 天童市大字矢野目3295番

(指定管理者による管理)

第3条 遺跡公園の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 遺跡公園の施設及び設備の管理に関する業務

(2) 遺跡公園を使用する催物の実施に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、遺跡公園の運営に関する天童市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開園時間)

第5条 遺跡公園の開園時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、当該開園時間を延長し、又は短縮することができる。

(休園日)

第6条 遺跡公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休園し、又は開園することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第

178号)に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の休日でない最初の日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入園の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、遺跡公園への入園を拒否し、又は退園を命ずることができる。

(1) 他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者

(2) 遺跡公園の施設又は附属設備若しくは備付けの物件を損傷し、又は損傷するおそれがあると認める者

(3) 前2号に掲げるもののほか、遺跡公園の管理上適当でないと認める者

(入館料)

第8条 ガイダンス施設(史跡等に関する解説を集約的に行う遺跡公園内の建築物をいう。)の展示室に入館し、展示品を観覧しようとする者(以下「入館者」という。)は、別表第1に定める入館料を前納しなければならない。

(使用の許可)

第9条 遺跡公園で次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を得なければならない。

(1) 別表第2の施設を使用するとき。

(2) 物品の販売、宣伝、寄付・金品の募集その他これらに類する行為をするとき。

(3) 興業を行うとき。

(4) 展示会、集会、その他これらに類する行為をするとき。

(5) 遺跡公園の附属設備及び備付けの器具を利用するとき。

(6) 展示品等を持ち出し、又は撮影をするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、遺跡公園を占有して使用するとき。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、遺跡公園の使用を許可しない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、遺跡公園の管理上適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、第9条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は遺跡公園の管理上特に必要があると認めるときは、使用条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しをするこ

とができる。

- (1) 偽りの申請により使用の許可を受けたとき。
- (2) 許可に付した条件に違反したとき。

(使用料)

第12条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

(入館料及び使用料の減額又は免除)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、第8条の入館料及び前条の使用料を減額又は免除することができる。

(入館料及び使用料の還付)

第14条 納付された入館料及び使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 入館者及び使用者の責任によらない理由により入館又は使用することができなかつたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に還付することが適当と認めるとき。

(原状回復)

第15条 入園者は、遺跡公園の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を制限されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 入園者は、遺跡公園の施設又は附属設備、備付けの物件若しくは展示品を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した場合において、前条に規定する原状回復ができないときは、損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第2節 指定管理者による活動報告

以下に、平成20年4月1日より、西沼田遺跡公園の指定管理者となったN P O法人西沼田サポートーズ・ネットワークによる、平成20年度の事業取り組みについて紹介する。

1 イベント

(1) 西沼田遺跡公園オープニングイベント「西沼田植祭」

開催日	平成20年5月24日・25日
場所	天童市西沼田遺跡公園
参加人数	2,000人
内容	勾玉づくり、アンギン編み、火起こし、古代米の田植え体験、山菜汁の振る舞い、物販

(2) 西沼田たなばた

開催日	平成20年7月21日
場所	天童市西沼田遺跡公園
参加人数	30人
内容	七夕送り火、土器炊飯古代米の試食、とんと昔話（蔵増地区地域づくり委員会共同企画）

(3) WELCOME 西沼田 夏休み親子体験

開催日	平成20年7月29日～8月31日
場所	天童市西沼田遺跡公園
参加人数	277人
内容	様々な体験講座の複合イベント ○ハンカチDEアンギン 使わなくなったハンカチなどを利用してのアンギン編み (7月29日～8月31日) 32人 ○ONISHINUMATA QUEST クイズを解きながら、遺跡を散策するクイズラリー式の学習 (7月29日～8月31日) 210人 ○「西沼田を食べ尽くせ！」第1回 カマドづくりを通して、古墳時代の食を学ぶ体験学習 (8月3日) 4人 ○「西沼田を食べ尽くせ！」第2回 制作したカマドと土器を使い、古墳時代の調理法を学ぶ体験学習 (8月10日) 12人 ○「西沼田ことはじめ」第1回 スライドを使っての歴史講座 (8月17日) 11人 ○「西沼田ことはじめ」第2回 スライドを使っての歴史講座 (8月24日) 8人

(4) 古代米稻刈り体験

開催日	平成20年9月28日
場所	天童市西沼田遺跡公園
参加人数	85人
内容	古代米の稻刈り、杭掛け、古代米ご飯と豚汁の振る舞い

(5) 古代体験秋祭り「ヌマリンピック 2008in 西沼田」

開催日	平成20年11月3日
場所	天童市西沼田遺跡公園
参加人数	3,000人
内容	古代7種競技と題した「かけっこ・なわ投げ・丸太渡り・稻杭投げ・弓名人・田力競争・古代孔球」の創作レクリエーション、古代米ご飯と古代芋煮の振る舞い、物販等

(6) 雪に負けるな！！冬を楽しむ西沼田

開催日	平成20年12月20日～平成21年4月4日
場所	天童市西沼田遺跡公園
参加人数	
内容	様々な体験講座の複合イベント ○歴史講座「古墳時代のムラ」 (12月20日) 20人 ○親子で一緒に土器づくり (12月21日、3月15日、3月28日) 11人 ○だんご木づくり (1月21日) 12人 ○ねんどでおひなさま (1月18日～1月31日) 8人 ○勾玉デラックス 勾玉とジュズダマでつくるアクセサリー (1月25日、3月1日、3月22日) 14人 ○布ぞうりを編もう 薫の代わり布を利用したぞうりづくり (1月29日、2月26日、3月12日、3月26日、3月29日) 50人 ○土笛を作ろう (1月31日、2月15日、2月28日) 10人 ○エコクラフト 紙バンドでバックを作り、網代編みを学ぶ (2月6日) 14人 ○本格的土器づくり (2月12日) 5人 ○古代米でおやつ (3月6日) 10人

2 企画展

天童の歴史展 I 「縄文時代：前期～中期」

開催日	平成21年2月14日～2月15日
場所	天童市西沼田遺跡公園
参加人数	551人
内容	シリーズ天童の歴史展の第1回。天童市の縄文時代前期～中期にかけての遺跡のスポットを当てて遺物と写真を展示。

3 出前講座

団体名	場所	月日	大人	子供	内容
天童南部小学校 3年生親子行事	天童市	5/31		170	勾玉づくり、火起こし体験
山内の「山菜祭り」	村山市	6/1		30	アンギン編み
天童中部公民館 「土曜いちょう楽校」	天童市	7/19		70	勾玉づくり
天童北部小学校 4年生学年行事	天童市	10/12		91	勾玉づくり（59名） ジュズダマ（32名）
本郷東小学校 5年生学年行事	大江町	10/19		18	火起こし
藏増公民館文化祭	天童市	10/26		14	アンギン編み
フラーだいのめ	山形市	1/8		16	だんごさし

4 にしみまたんけんキッズクラブ

藏増小学校の4年生から6年生までの児童により結成。西沼田遺跡の歴史や古代の人々の技術を学び、多くの人に紹介する活動をする。



5 藏増小学校6年生の取り組み

藏増学校6年生による西沼田遺跡のピーアール作戦。



古代米を使った調理



マスコット



マスコット

卷 末 写 真



NPO法人西沼田サポートーズ・ネットワーク

○ 西沼田遺跡見学会 (H18. 04. 15)



○ 古代体験・秋まつり～みんな来てケロ西沼田～ (H18. 11. 05)



○ 西沼田サポートーズ・ネットワーク活動（平成 19 年度）



ワークショップ



西沼田遺跡周辺草刈



復元水田の草刈



田植え



稲刈り



西沼田体验教室 土器づくり (H19. 08. 04)



西沼田体験教室 野焼き (H19.09.16)



藏増小学校 5年生土器作り教室 (H19.09.28、10.21)



○ 古代体験・秋まつり 2007 (H19. 10. 21)



火起こし



アンギン編み



縄ない



脱穀体験



古代服

○ 西沼田遺跡公園開園式&西沼田植祭 (H20. 05. 24)



テープカット



瑞元太鼓



西沼田神輿



入園風景



アンギン編み



火起こし



勾玉づくり



土器の野焼き



縄ない



田植え（1）



田植え（2）



田植え（3）

○ 藏増小学校 2年生見学会 (H20. 06. 17)



○ 天童幼稚園見学会 (H20. 06. 18)



○ 藏増小学校 2年生自然観察 (H20. 06. 19)



○ 藏増小学校 1年生見学会 (H. 20. 07. 09)



○ 蔵増小学校 1年生生物観察 (H20. 09. 30)



○ マールボロウ青年大使古代体験 (H20. 09. 30)



○ 蔵増南子供育成会宿泊体験 (H20. 07. 26)



火起こし



土器を使った調理体験



器づくり



夜間キャンプ



復元建物内の宿泊

○ 天童市立第三中学校 3年3組クラス行事 (H20. 10. 04)



土器を使った調理体験（1）



土器を使った調理体験（2）



縄ない



勾玉づくり

○ ヌマリンピック 2008 (H20.11.03)



田力競争



なわ投げ



古代孔球



弓名人



かけっこ



稲杭投げ



丸太渡り

○ 雪に負けるな !! 冬を楽しむ西沼田 (H20. 12. 20 ~ H21. 04. 04)



だんご木づくり



ねんどでおひなさま



勾玉デラックス

布ぞうりを編もう



土笛を作ろう

エコクラフト

国指定史跡 西沼田遺跡整備事業報告書

平成 21 年 3 月 31 日

編 集 天童市教育委員会

発 行 天童市教育委員会

天童市老野森一丁目 1 番 1 号

TEL 023-654-1111 (代)

印 刷 藤庄印刷株式会社

